

平成19年第2回吉田町議会定例会

吉田町議会会議録

平成19年6月 4日 開会

）

平成19年6月15日 閉会

吉田町議会

平成19年第2回吉田町議会定例会会議録目次

第 1 号 (6月5日)	
○町長あいさつ	3
○開会の宣告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○諸報告について	4
○議案第34号～議案第36号の一括上程、説明	11
○報告第1号、報告第2号の報告	13
○散会の宣告	14
第 2 号 (6月13日)	
○開議の宣告	15
○一般質問	15
枝村和秋	15
杉村嘉久	21
藤田和寿	29
○散会の宣告	38
第 3 号 (6月14日)	
○開議の宣告	39
○一般質問	39
佐藤正司	39
大塚邦子	48
勝山徳子	57
○散会の宣告	62
第 4 号 (6月15日)	
○開議の宣告	63
○第34号議案の質疑、討論、採決	63
○第35号議案の質疑、討論、採決	63
○第36号議案の質疑、討論、採決	63
○日程の追加について	65
○第37号議案の上程、説明、質疑、討論、採決	65
○静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙	66
○吉田町議会行政視察について	67
○議員派遣について	68
○議会閉会中の継続調査について	68
○町長あいさつ	68
○議長あいさつ	69
○閉会の宣告	69

開会 午前 9時00分

○議長（吉永満榮君） 改めまして、おはようございます。

本日ここに平成19年第2回吉田町議会定例会が招集されました。議員各位には公私ともに御多用のところ御出席いただき、ありがとうございます。

本定例会は、議会改選後初の定例会であります。

本定例会に提出される諸議案につきましては、後刻町長から説明がありますが、議員各位におかれましては円滑に議事を進められ、適正、妥当な議決に達せられますよう、最後まで慎重なる御審議をお願いいたします。

◎町長あいさつ

○議長（吉永満榮君） 開会に当たり、町長よりごあいさつをお願いいたします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） おはようございます。

この議会は、第2回でございますけれども、改選後最初の議会でございます。当局と議会は両輪と申しますけれども、今議会をもって文字どおり車両輪として、この町の発展と町民の皆様の幸せのために、ともに知恵を出し、ともに汗を流し、喜ばしき吉田町のあしたというものを築きたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

簡単でございますけれども、私の開会のあいさつといたします。

◎開会の宣告

○議長（吉永満榮君） ただいまの出席議員数は14名、全員であります。定足数に達しておりますので、平成19年第2回吉田町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（吉永満榮君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第114条の規定により、3番、市川陽三君、4番、杉村嘉久君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（吉永満榮君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日6月5日から6月15日までの11日間といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 異議なしと認めます。よって、本定例会は、本日6月5日から6月15日までの11日に決定いたしました。

なお、会期中の審議予定につきましては、お手元に配付の会期及び審議予定表のとおりでありますので、御了承をお願いいたします。

◎諸報告について

○議長（吉永満榮君） 日程第3、諸報告を行います。

最初に、議長報告を行います。

1、5月21日月曜日、静岡市県市町村センターにおいて、静岡県町村議会議長会総会が開催されました。

議事として、1、静岡県町村議会議長会の会長の選任について、2、副会長の選任について、3、監事の選任についてでございます。この3件について審議が行われ、協議の結果、会長に賀茂郡西伊豆町の藤井武彦議長、副会長に浜名郡新居町の杉山 勇議長、監事に駿東郡小山町の梶 繁美議長と私、吉田町の吉永が選任されました。

続いて、協議事項に入り、静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選任について協議を行い、協議の結果、新居町、小山町、吉田町の3名の議長を団体推薦とすることに決定いたしました。

次に、報告事項として、静岡県地方議会議長連絡協議会の役員に議長会の役員が就任する旨の報告がありました。そのほか、平成19年度の今後の主要行事について連絡があり、閉会といたしました。

2、5月22日火曜日、23日水曜日の両日、東京メルパルクホールにおいて、第32回町村議会議長・副議長研修会が開催されました。

本研修会は、新たな地方分権改革の進捗状況や今後の方向性について理解を深めながら、町村・議会の活性化に資することを目的に開催されたものであります。正副議長が参加いたしました。

研修内容は、講演が主であり、5人の方から講演がありました。

講師とテーマは、1日目は、東京大学大学院教授、神野直彦氏による「第2期地方分権改革のゆくえ」、その次に、成蹊大学名誉教授、佐藤 竺氏による「あるべき議会像を求めて」、そして、作家、C. W. ニコル氏による「自然豊かな町村の環境をいかした新しいまちづくり」、2日目は、武蔵野大学非常勤講師で元NHKキャスターの平野啓子氏による「伝統文化の継承という観点からのまちづくり」、その次は、日本大学教授、岩井奉信氏による「政局展望 参議院選挙を見据えて」と題しての講演でありました。大変有意義な講演であり、議会活動、議会の活性化に向けて大いに参考になりました。今後に生かしてまいりたいと思っております。

5月28日月曜日、静岡市ホテルアソシア静岡ターミナルにおいて、静岡県地方議会議長連絡協議会定期総会並びに政策研修会が開催されました。これには正副議長が出席をいたしました。

総会の議事として、平成18年度事業実績及び歳入歳出決算について、2番目は、平成19年度事業計画及び歳入歳出予算について、それぞれ認定、可決をされました。

続いて、政策研修会が開催され、政治評論家の屋山太郎氏の「安倍政権の課題と展望」と題しての講演がありました。最近の日本の政治情勢についてのお話があり、大変有意義な講演でありました。また、総会に先立ち理事会が開催され、総会提出議案の審議が行われました。

次に、議員派遣結果についてであります。議員派遣結果報告書をお手元に配付させていただきましたので、御了承を願います。

次に、監査委員から例月出納検査並びに定期監査の結果報告書が提出されております。写しをお手元に

配付させていただきましたので、御了承をお願いします。

次に、定例会に説明員として出席通知のありました者の職氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、御了承をお願いいたします。

以上で議長報告を終わります。

続いて、町長の所信表明を行います。お聞き取りのほどお願いします。

町長、田村典彦君。

[町長 田村典彦君登壇]

○町長（田村典彦君） 本年4月22日の吉田町長選挙で再選を果たして以来、最初の議会定例会となりますので、本定例会の開会に臨み、今後4年間の町政運営を展望し、私の所信の一端を申し述べさせていただきます。

平成19年第2回議会定例会のあいさつの中でも申し上げましたが、選挙では1万323人の皆様方から御指しを賜りました。この結果を目の当たりにし、私がこれまでの4年間で進めてまいりました町民の皆様方と同じ目線に立っての町政運営が皆様方に受け入れられ、さらに継続するよう叱咤激励してくださっているものと意を強くいたしました。そして、当町には、旧来の悪癖などに流されず、時代に応じた新たな価値観と表現力を身につけられた方が急増していることを実感し、大変心強く思うとともに引き続き個々の価値観が町の運営に正しく発揮される透明感のある町にする努力を怠ってはならないと自分に言い聞かせた次第であります。

平成19年4月28日に発刊されました静岡新聞の5面に、金大中前韓国大統領の日本観が掲載されておりました。金大中氏は、自他ともに認める親日家ですが、インタビューに対する回答の中で、「日本の考え方や政治は結局“義理”。義理で行動するのは民主主義ではない。民主主義は“是非”。韓国儒教の大義名分の根本は是非。日本は主君に忠誠を誓い、どんなことがあっても固守する義理。それは民主主義とは合わない。大それたことを言っ申しわけないが、“義理”中心から“是非”中心に変わるか。それが、日本がさらに大きく育つかどうかの分かれ目だと思う。」と述べておりました。私は、大変冷静な見方であると感心いたしました。

町づくりを進める上で、町民の皆様方の判断が義理中心ではなく、是非中心となれば私的な価値判断は淘汰され、公の利益を尊重した施策決定が容易になります。そうなれば、施策決定の段階で是非論が戦われ、何が悪くて何が正しいのか、みんなに理解される透明感のある社会が築かれるはずであります。そして、コンプライアンス意識が高まり、町民の皆様方の社会正義に対する感覚も研ぎ澄まされ、社会秩序を危うくするような不適切な行動を行う人もなくなるでしょう。

とりわけ、今回の統一地方選挙で見られたような、人格が高潔で政治と選挙に関して公正な識見を有する人であるとして議会で選挙され、個人的な主張を捨て、公正な選挙が行われるように率先垂範し、民主政治の健全な発達を実現するという極めて重要な使命を果たすことを誓って、その職に就任したはずの選挙管理委員会の委員の一人が、統一地方選挙執行を目前に控えた時期に急遽辞任し、退職した翌日から特定の立候補予定者のために際立った活動を始めるような行動や、商工会法を根拠として町の商工業の総合的な改善発達を図るために組織されている商工会が、特定の個人や団体の利益を目的とする事業や特定の政党のための利用を禁じている法律に反するのではないかと疑いたくなるような紛らわしい行動は、二度と起こらないものと確信しております。

高度情報化社会は、人々の価値判断基準をグローバル化しました。理屈に合わないローカルな価値判断基準は淘汰され、人々の価値観は平準化しつつあります。まちづくりもそうしたグローバルな価値観に基づいて、町民の皆様方すべてを対象として公平に行わなければならないことは言うまでもないことであります。

私は、町長に就任して以来、談合防止策を具体的に実践し、さらに、行政が保有する情報を積極的に開示することなどによって町政運営の透明性を向上させる一方、事務事業のゼロベース検証を進め、行政改革大綱や集中改革プランなど柱となる体質改善のための計画を定めて、行財政構造改革を推進しながら日曜開庁、子育て支援策の充実、健康づくりメニューの充実などソフト面における行政サービスの向上に努

めるとともに、学校の体育館や保育園園舎の建てかえ、放課後児童クラブ室の建設、陸間の電動化のための津波防災ステーションの建設、上下水道施設や道路網といった社会資本の整備を計画的かつ積極的に進め、みんなが住みたくなる町をつくることを目指して鋭意努力してまいりました。

そして、今回、町長選挙に臨むに当たり、5つの柱から成るマニフェストを掲げ、この恵まれた吉田町をさらに裕福にし、だれもが住んでよかったと実感できる町にすることを約束いたしました。

町民の皆様方にお約束いたしました5つの柱の第1点目は、「福祉社会の建設」であります。

まず、「産みやすく育てやすい環境の整備」であります。平成20年度には中学3年生までの医療費を完全に無料化するとともに学童保育の保育時間を延長するほか、平成21年度に保育対象を小学校4年生までに拡大することを約束いたしました。さらに、平成20年度までにさゆり保育園園舎の建てかえを実施することも約束いたしました。

次に、「健康を維持しやすく、社会に参加しやすい環境整備」といたしまして、平成19年度以降、中高年者のための若返り貯筋塾、親子のためのオリジナルダンス塾、一般男女のためのSUNDAY・スポーツ塾を実施することを掲げ、老若男女の別を問わずに楽しみながら健康づくりを学べる機会を提供することをお約束いたしました。また、高齢者の皆様方の病氣予防の新たな施策として、肺炎球菌ワクチン接種費を助成することを打ち出しました。

そして、「打ち明けやすく、周囲が手を差し伸べやすい環境整備」といたしましては、障害者自立支援法に基づき策定した吉田町障害者計画及び障害福祉計画の理念に沿って、障害を持った方の社会生活への適応訓練、自立訓練、就労訓練のための中核的施設として障害者自立支援施設を建設することをお約束いたしました。

5つの柱の2点目は、「教育環境の整備」であります。

具体的な施策として掲げましたのは、平成20年度までに6,500万円規模の奨学金制度を創設すること、平成21年度までに小さな理科館を建設することです。奨学金制度につきましては、現在、経済的理由により就学が困難な方に対して奨学金を交付する制度がありますが、この制度は返還の義務のないものであり、循環できる制度とはなっておりません。このため、間断なく安定した人づくり支援制度とするため、貸与制の新たな奨学金制度に改めることを提唱いたしました。

5つの柱の3点目は、「都市・防災基盤の整備」であります。

近年、宅地化の進展は著しく、自然の保水力が低下している当町の実態にかんがみ、河川改修や排水ポンプの設置を促進し、安全安心な生活基盤づくりに取り組むことを約束いたしました。

5つの柱の4点目は、「企業誘致の積極的促進」であります。

全国的に人口減少社会を迎える中であって、当町は、例外的に人口増加を続けており、企業進出も絶えないといううれしい状況にあります。今後さらに、現在保有している町有地への企業誘致を進めるほか、開発可能地域への企業誘致を進め、町民の皆様方の働く場所を創出するとともに、税収の大幅な増加を実現させ、町民の皆様方により質の高い行政サービスを提供できる基盤を強固にしていきたいと思います。

5つの柱の5点目は、「財政健全化」です。

昨年度、県下で最も高い比率であることが報じられた実質公債費比率を平成22年度までに17%台に圧縮することを掲げ、これを達成するために平成19年度内に中山三星建材株式会社工場跡地を売却すること、地方債の新規発行額の抑制や既往債務の繰上償還を行うことを約束いたしました。

このマニフェストに掲げました事業の多くは、県内の他の市町では財政的な問題から実施することができないのではないかと懸念するものがほとんどであり、達成すれば当町独自の特化した行政サービスなどとして羨望的になるものと思っております。このマニフェストに掲げました事項は、過去4年間の町政運営をベースとした戦略的かつ実践的なものであり、また、当町の財政等の実情に裏打ちされたものでありますので、十分に達成可能なものであると確信しております。当町は、これらの施策を確実に達成できる状況にありますので、マニフェストに掲げない他の必要欠くべからざる事業も順調に達成されることは言うに及ばないことであります。

それでは、こうした考え方に基づいて運営を継続している町政の平成19年度の取り組みについて、その概要を申し上げます。

まず、マニフェストに掲げました「福祉社会の建設の中の産みやすく育てやすい環境の整備」に関連した事業についてであります。平成19年度は、小学校6年生までの医療費完全無料化の助成制度を確立し、既に4月1日からこの制度の運用を開始いたしましたので、次には、中学3年生までの医療費完全無料化に向けて制度づくりを進めてまいります。

また、学童保育事業についてであります。平成19年度は、自彊小学校敷地内に放課後児童クラブ室の建設を予定しており、5月30日に建設工事に着手し、8月中に完成させるように事業を進めております。自彊小学校敷地内への放課後児童クラブ室の建設が終わりますと、各小学校区のすべてに町所有の施設が整うこととなりますので、この制度をさらに利用しやすい制度とするために、平成19年度中に保護者の迎える時間を保育園と同じ午後6時30分まで延長するほか、年末年始と春休みの保育日数の見直しを行い、学童保育事業の実質的な充実を図ってまいります。さらに、入所児童の対象範囲の拡大に係る課題や問題などを調査するため、一部の施設で小学校4年生までの受け入れを試行的に実施し、平成21年度には、小学校4年生までの児童の受け入れを完全な形で実施できるように準備を進めてまいります。また、老朽化しているさゆり保育園の園舎の改築につきましては、平成19年度内に事業着手し、2カ年の継続事業として平成20年度に完成させるように準備を進めております。

次に、「健康を維持しやすく、社会に参加しやすい環境整備」に関連する事業であります。中高年者のための若返り事業につきましては、生活習慣病の予防を意識しながら筋肉トレーニングを通して若返りを行うとするコンセプトで展開したいと思っており、目下、大学との連携を初めとする全体の調整を行っております。

また、オリジナルダンスを通しての健康づくり事業ですが、本年度中は老若男女を問わず、だれもが楽しく踊れる新しい町のオリジナル曲とダンスの創作に取り組んでおりますので、町民の皆様方には、その曲に乗ってダンスを踊り、心身ともに開放感を味わいながら健康になっていただきたいと考えております。

さらに、本年度から体育指導委員、吉田町ダンス健康づくり推進委員会委員、スポーツ少年団の指導者の皆様方などにいろいろな種類のスポーツのインストラクター資格を取得していただくよう呼びかけ、町のスポーツ教室の質と量の両面の充実を図り、町民の皆様方が利用しやすい環境を整備してまいります。

一方、70歳以上の方々の健康維持を支援するための肺炎球菌ワクチン接種費助成事業につきましては、9月ごろの制度運用開始に向けて準備を進めております。目下、実務面の検証を多角的に行っており、医師会や医療機関とも調整しながら、ほぼ自己負担が生じない助成制度にする方向で制度設計を行っているところであります。そして、「打ち明けやすく、周囲が手を差し伸べやすい環境整備」の事業として建設を予定しております障害者自立支援施設であります。既に基礎調査に着手しており、平成19年度中に関係する専門委員会の御意見もお伺いしながら基本構想をつくり上げたいと考えております。

続きまして、マニフェストに掲げました「教育環境の整備」に関連する事業について申し上げます。

「まちづくりは人づくり」とよく言われます。私は、いろいろな才能を秘めてこれから育とうとしている子供たちが、自分の才能を知り、伸び伸びと元気に学習できる環境を整えることが、町の将来を明るくすることにつながると信じております。しかし、子供たちの中には、経済的に恵まれない家庭の子供もおりますので、その子供たちの経済的な障害を軽減し、学習意欲を満たすことができる継続性のある支援体制を整える必要があります。このため、これまで積み立ててまいりました教育振興基金を利用して、貸与制の新たな奨学金制度を創設するように準備を進めております。

次に、「ちいさな理科館」建設であります。この事業につきましても、将来を担ってもらう子供たちの学習機会を増やし、自己開発の一助にしておうとする人づくり事業の一環です。現代の子供たちは、実験や観察などに対しては興味を示しますが、科学的な考察は苦手とされ、理科離れの傾向にあります。これは、テレビゲームなどの刺激的で非現実的な空間を目の当たりにする機会が多く、実体験による感動と、それに基づく自然現象に対する探究心が不足していることが大きな要因ではないかと考えます。このような子供たちの探究心を刺激するような実験の場を提供し、自然科学に対する興味を喚起することを目

的として「ちいさな理科館」の建設を考えたわけではありますが、平成19年度は基礎調査や基本構想の策定などが主な事業となり、平成21年度の建設に向けて着実に準備を進めてまいります。

また、読書に関するものですが、過日、喜ばしい出来事がもたらされました。平成19年4月23日、東京で開催されました「子どもの読書活動推進フォーラム」において、読書の成果がいろいろな教科で生かされている点が高く評価され、中央小学校が読書活動優秀実践校として文部科学大臣表彰を受賞したというところでございます。読書は、子供が言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かにする上で欠くことのできないものであります。子供たちのさらなる読書活動支援のため、6月中に町内4小中学校の図書室に空調設備を完備し、子供たちが読書に没頭しやすい環境を整えるようにいたします。

続きまして、マニフェストに掲げました「都市・防災基盤整備」に関連した事業について申し上げます。

まず、河川整備であります。平成19年度には、下流部から国道150号まで改修が完了し、事業を休止しておりました大窪川の河川改修事業を再開することといたしました。平成19年度の工事は、国道150号から上流に延長50メートルの区間を改修する予定にしておき、引き続き、毎年度上流に向かって計画的に工事を進めたいと考えております。今後も急速に開発が進むことが予想される当町にとりましては、安全安心な生活基盤を築くため、河川整備が喫緊の課題となりますので、自主事業にとどまらず、湯日川や坂口谷川の整備に関する県への要望活動も並行して行ってまいりたいと考えております。

また、もう一つの安全安心な生活基盤を築くための主要事業である吉田漁港津波防災ステーションの整備についてであります。この事業は、国と県の補助を受け、平成17年度から津波・高潮危機管理対策緊急事業として進めており、平成18年度までに一定以上の地震動を感知した場合、第1、第2、第4、第6陸閘が自動的に閉鎖するまでの工事を完了いたしましたので、平成19年度には、当システムの親局となる津波防災ステーションの遠隔操作システム詳細設計業務委託、被制御所からステーション親局となる役場までの光ケーブル敷設工事、大幡川水門の遠隔操作を行うための改良工事、現場設備工事などを予定しており、平成21年度完成を目指しております。

続きまして、道路網の整備への取り組みについて申し上げます。

まず、町の基幹道路として整備を進めております都市計画道路榛南幹線、東名川尻幹線、大幡川幹線についてであります。榛南幹線につきましては、住吉幹線から海岸幹線までの980メートル区間について、静岡県が620メートル、町が360メートルと事業区間を定め、同時に整備を進めており、現在、どちらの区間も用地取得を進めております。なお、海岸幹線から牧之原市に向けては、静岡県で整備いたしますが、平成19年度から地元説明会を開催し、事業着手する予定になっているということでございます。

次に、東名川尻幹線ではありますが、町道高畑高島線から国道150号までの間の工事を進めております。そして、大幡川幹線につきましては、川尻地内の横手橋から南側の用地取得等を行ってまいります。

また、静岡県が事業主体となり整備を進めております都市計画道路榛南幹線、主要地方道島田吉田線バイパスとしての東名川尻幹線、主要地方道吉田大東線の歩道新設等の事業につきましては、早期完成を目指して予算確保されるよう今後とも強く要望してまいりたいと考えております。

続きまして、志太榛原農林事務所が事業主体となって進めております広域営農団地農道であります。平成19年度には、平成18年度に測量が完了した町道向原3号線から県道住吉金谷線までの用地買収を行う予定となっております。町では、この農道の青柳公園東側の町道向原線から県道住吉金谷線までの間に、農林事務所が整備する車道と一体的に歩道を設置する計画を進めており、農業基盤整備とあわせて生活基盤の向上を図れるように努めてまいります。

次に、生活に欠かせない都市基盤である上水道と下水道について申し上げます。平成19年度の上水道事業は、第6期拡張事業として実施しております除鉄除マンガン施設と第2浄水場への築造を進めることが主要なものであり、除鉄除マンガン施設につきましては、既設構造物の取り壊しから管理棟及び水道資材倉庫等の築造、既設管の移設及び配管工事等を予定しており、第2浄水場につきましては、配水池の築造とタンク回りの配水管等の工事を実施するように整備を進めております。

また、下水道事業につきましては、町道日の出町片岡辻線に幹線管渠の整備を進めるほか、管延長合計

4.2キロメートルの面整備を進める予定でございます。

続きまして、マニフェストに掲げました「企業誘致と財政健全化」への取り組みについて申し上げます。

まず、中山三星建材株式会社工場跡地への企業誘致であります。現在、売却先を公募するための売買条件設定を行っているところであり、同時に、不動産鑑定や測量も実施するように準備を進めております。こうしている間にも、この土地に興味を示し、お問い合わせをいただいている企業もありますので、今後、できる限り好条件で売却できるように交渉を進め、平成19年度内に契約相手を決定したいと考えております。この土地の売却益をもって起債の繰上償還を実現できれば、当町の実質公債費比率は目に見えて下がってまいりますし、義務的経費に充てる財源も減り、一層弾力的な財政運営が可能となることは間違いのないことでありますので、マニフェストに掲げましたとおり目標を達成するように努力してまいります。

現状でも、当町は、平成19年度当初予算において自主財源が歳入総額の77.7%を占める非常に恵まれた財政運営を行える状況でございます。また、行財政構造改革を強力に推し進めながら、工夫を凝らした財政運営に努めていることから、県下でも突出したサービスを提供できる自治体になっております。そうした状況に加え、当町には複数の企業の進出が予定されておりますし、さらに、中山三星株式会社工場跡地への企業誘致が実現いたしますと、より一層町民の皆様方の満足度を向上させる独創的な行政運営を行えるものと確信しております。ぜひ、議員各位も当町の実力を冷静な目で観察していただき、町民の幸福につながる御提言をいただきますとともに、施策の決定を行っていただきたいと思います。

続きまして、マニフェスト以外で特に課題を持って取り組もうとしている事業について申し上げますが、平成19年度には、将来につながる町づくりに関する2つの計画を策定いたします。その1つは、町における土地利用に関する行政の指針となる第2次吉田町国土利用計画であります。これまで、基礎調査、土地利用の分析、目標値の設定などを行い、県の国土利用計画を基本とし、民間の開発動向、土地が保有する自然的、社会的な条件などをさまざまな角度から分析し、検討を加えて計画素案を作成いたしましたので、今後さらに検討を重ね、開発審議会での審議や県との協議など必要手続を経て、12月の議会定例会に議案として上程できるように事務を進めてまいります。

2つ目は、都市計画マスタープランであります。この計画は、健全な土地利用を促進するために策定するものであり、これまで、地域の皆様方に参画していただきながら調査活動を実施いたしましたので、平成19年度にはこれらを踏まえ、地域別構想や全体構想をまとめ、都市計画マスタープラン地域別会議の代表者や有識者の方々にも参画していただきながら検討を重ね、計画を完成させてまいります。静岡空港の開港を間近にしている今日、当町の土地の流動性も高まるものと考えており、今回策定する計画は、性急で悪質な土地開発から町民の皆様方を守ってくれるものと思っておりますので、十分に議論を尽くしてまいりたいと存じます。また一方では、航空機騒音対策に係る対応も着実に進めなければならないものと考えております。

次に、入札を初めとする契約制度全般の見直しに関する取り組みについて申し上げます。

現在でも、公的な機関が発注する入札に関し、入札妨害等で摘発をされる事件が後を絶たない状況でございます。これに対し、国の機関や多くの地方自治体では、指名競争入札の対象工事を抑制し、一般競争入札の対象工事を拡大するとともに、価格競争一辺倒から多様な要素を設定しながら総合的に評価して業者を決定する評価方式を取り入れることなどを打ち出しております。

当町では、平成15年度から独自で制度化した抽選型指名競争入札制度を導入し、官製談合のみならず業者間の談合も行われたい透明感のある入札を執行しており、町民の皆様方の信頼も得ていると実感しておりますが、今後さらに公正で透明感のある業者決定の仕組みづくりを行うように努力しなければならないことは言うまでもございません。

私は、町政運営に対し、これまで以上に町民の皆様方に興味を持っていただき、施策のよしあしを公正かつ公平に御判断いただくためには、入札のみならず、あらゆる契約の過程に高い透明性を持たせることが必要不可欠であると思っております。平成19年4月には、こうした点を強く意識し、契約事務全般を所管する契約管理課を新設いたしました。契約管理課には、2年間であらゆる角度から契約制度全般を見直

すように命じ、さらには、4月25日に、契約管理課の仕事をサポートする実務的な庁内検討組織として吉田町契約制度管理委員会も設置いたしました。この委員会は、設置した日から活発に活動を開始しており、入札制度の根幹部分についての構想をまとめつつありますので、早い時点でこの委員会の検討結果を反映した入札方式によって業者選定を行えるのではないかと考えております。そして、今後、公有財産の取得や売却などに関する契約事務についても全般的に見直しを進め、順次その成果の実用化を図り、町民の皆様方の目線に立った、より公平で、よりわかりやすい行政運営の実現を目指してまいります。

当町は、平成15年度以降、地方分権の受け皿のモデルとなる町づくりを進めてまいりました。そして、それを達成するために、財政基盤の強化と行財政構造改革の推進、行政サービスに対する町民満足度の向上、行政運営の透明度の向上に努力してまいりました。その視点は、特定の町民の利益ではなく、常にすべての町民の利益に置いてまいりました。その結果、年々財政基盤は強化されております。全国的に提供する行政サービスの質が落ちる傾向にある中で、当町は、ますます質の高い行政サービスを提供できるようになっております。そして、積極的な情報開示の姿勢を貫き通した結果、行政運営に透明感が増したと自負しており、今までと異なる町民の皆様方が行政に関心を持ってくださるようになったと感じております。

吉田町は、今、時代の先端を進んでおります。本年5月、静岡県市町村合併推進本部は、新たに6つの地区を合併推進構想に追加し、11の地区を合併推進構想に盛り込みましたが、実質公債費比率以外の指標については優良な結果を示している当町は、当然のごとく合併推進構想の中には含まれませんでした。国が果たすべき役割すら極めて不明瞭になっている激動の中にあって、みずからの力を十分に発揮する努力もせず、ただ単に、国や県が合併を奨励しているという理由だけでみずからの方向を定めるような愚かなことを行ってはならないときであると考えております。今、静岡県という狭い視野の中で当町の運営を考えるよりも、全国を見渡し、その上で近隣を見つめ、当町の状況を冷静に分析すべきときであります。ここに至って、全国には合併による負の効果が顕著に出ている自治体も見え始めました。特に印象に残るのは、大規模な自治体と合併した小規模自治体の荒廃していく姿であります。今、国内には、共同体としての機能が限界に達している限界集落が急増していると言われております。それらの集落は、やがて消滅集落となるでまいしょう。

また、平成19年3月9日に新聞に掲載されました読売新聞の全国世論調査では、合併があった自治体の住民の49%が合併に否定的で、肯定的な回答をした42%を上回っております。そして、住民サービスの評価では、合併後にサービスがよくなったと感じている人は20%に過ぎず、半面悪くなったと回答している人は68%に上がっております。国や県の提唱するとおりに合併した結果、住民サービスが低下したり、集落の荒廃を招いたりする例が多いことは否めない事実であります。

今こそ、地方自治体は、みずからの能力を客観的に分析し、置かれている状況も深く考察し、将来も展望して、すべての町民の皆様方の幸せを第一に考えて方向を決定すべきときであり、ビジョンと経営感覚を持ち、必ずできるとかたく信じ、何としても実現させたいと情熱を傾け、懸命に努力を重ねるリーダーを必要としております。

私は、町政を担当させていただきましましたときから、町の発展とすべての町民の皆様方の幸せを第一に考え、それを持続させ、また向上させるために全身全霊を傾けてまいりました。そして、それを実現するための担い手である職員のスキルアップを強力に推し進め、組織全体の行政能力を向上させた結果、工夫を凝らした独創的な行政運営も行えるようになってまいりました。そして、町民の皆様方へ積極的な情報開示に努め、町民の皆様方の意思に沿った町政運営を実現したいと渴望し、そのとおりに実践してまいりました。

行政は、町民の皆様方のためにあるものです。議員各位におかれましても、広く世間を考察され、すべての町民をしっかりと見据え、高邁な見識のもと、だれもが住みたくなる町をつくるために御協力賜りますようお願い申し上げます、私の所信表明といたします。

○議長（吉永満榮君） 御苦労さまでした。

◎議案第34号～議案第36号の一括上程、説明

○議長（吉永満榮君） 日程第4、議案上程を行います。

第34号議案から第36号議案まで一括上程をいたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 平成19年第2回吉田町議会定例会に上程いたします議案の概要につきまして御説明申し上げます。

今回上程いたします議案は、条例の一部改正について1件、道路の廃止について1件、道路の認定について1件の合計3件でございます。このほかにも、2件の報告事項がございます。

それでは、各議案につきまして御説明申し上げます。

第34号議案は、消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、非常勤消防団員に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が本年3月30日に公布されましたことから、非常勤消防団員の処遇改善を図るため、消防団員に対する損害補償に対する補償基礎額の加算額を引き上げようとする内容の条例改正をお認めいただくとするものでございます。

第35号議案は、町道の路線廃止についてでございます。

本議案は、第36号議案と関連するもので、開発行為に伴う道路建設のため住吉地内の1路線が重複することから、この1路線を廃止することについてお認めいただくとするものでございます。

第36号議案は、町道の路線認定についてでございます。

本議案は、開発行為に伴い新設されました道路を生活道路として利用する必要がありますことから、住吉地内の3路線につきまして町道の路線認定をお認めいただくとするものでございます。

続いて、報告事項でございますが、第1号報告は、平成18年度吉田町繰越明許費繰越計算書の報告についてでございます。

本報告は、一般会計、国民健康保険事業特別会計及び介護保険事業特別会計について、本年3月の第1回議会定例会におきまして平成18年度で支出すべき経費を平成19年度に繰り越すことをお認めいただきました。国民健康保険事業会計繰出金ほか6事業費につきまして、繰り越して使用する財源をそれぞれ御報告するものでございます。

第2号報告は、榛原地域土地開発公社の経営状況の報告についてでございます。

本報告は、町が出資し、借入金債務保証をしている榛原地域土地開発公社につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、平成18年度の決算報告及び平成19年度の事業報告をもってその経営状況を報告するものでございます。

以上が上程いたします3議案と報告事項の2件の概要でございます。

また、今回の定例会開会中に吉田町監査委員の選任についての1議案を追加議案として上程する予定でございますので、よろしく申し上げます。

詳細につきましては、担当課長から御説明申し上げます。

それでは、御審議をよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉永満榮君） 町長からの提案理由の説明が終わりました。

続いて、担当課長から詳細なる説明を順次お願いいたします。

説明順序は、総務課長、久保田晴己君からお願いします。

総務課長。

〔総務課長兼防災監 久保田晴己君登壇〕

○総務課長兼防災監（久保田晴己君） 総務課でございます。

第34号議案につきまして御説明申し上げます。

第34号議案は、消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

議案書の1ページ、2ページ及び参考資料ナンバー1をごらんいただきたいと存じます。

本議案は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が平成19年3月30日に公布され、同年4月1日に施行されたことに伴いまして、消防団員等公務災害補償条例の一部改正を行うものでございます。

一部改正の内容としましては、消防団員等に対する損害補償の額の基礎額となる補償基礎額に係る扶養加算について、従来、配偶者以外の2人目までの扶養親族には200円を、3人目以降の扶養親族には167円をそれぞれ加算額としていたものを、最近の社会経済情勢にかんがみ、配偶者以外の扶養親族の加算額を167円から200円に引き上げようとするものでございます。

最近の社会経済情勢の流れについて補足いたしますと、我が国全体として少子化対策が推進されていることに配慮し、平成18年11月17日に一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が公布されたことに対応して、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が公布、施行され、結果、本議案の上程に至っているところでございます。

配偶者以外の扶養親族に係る給付基礎額を200円とした根拠でございますが、改正後の給与法に定める配偶者以外の扶養親族に係る扶養手当の月額である6,000円を、月の日数である30日で除した額200円として算出しております。

附則第1項の施行期日につきましては、この条例施行日を公布の日からとし、附則第2号の経過措置については、改正後の第5条第3項の規定は、平成19年4月1日以降に支給すべき事由の生じた損害補償並びに平成19年4月分以降の月分の傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同年3月分以前の月分の傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金については、なお従前の例によることとしたものでございます。

以上が第34号議案につきましての説明でございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（吉永満栄君） 引き続き都市建設課長、柳原 豊君、お願いします。

都市建設課長。

〔都市建設課長 柳原 豊君登壇〕

○都市建設課長（柳原 豊君） 都市建設課より本定例会に提出いたしました第35号議案 町道の路線廃止についてと第36号議案 町道の路線認定についての2議案について御説明いたします。

まず、第35号議案 町道の路線廃止についてでございますが、提出議案の3、4ページと参考資料ナンバー2をごらんいただきたいと思っております。

本議案は、道路法第10条第2項の規定に基づき、町道の路線を廃止するものでございます。

東川端6号線、延長15.7メートル、幅員6.0メートルから9.9メートルにつきましては、平成9年12月認定を受けました道路が開発行為に伴い、新設された道路によって民附2号線と接続したため、路線廃止をお願いするものでございます。

次に、第36号議案 町道の路線認定について御説明申し上げます。

提出議案の5、6ページと参考資料ナンバー3をごらんいただきたいと思っております。道路法第8条第2項の規定に基づき、町道の路線を認定するものでございます。

本議案は、吉田町住吉字東川端地先の開発行為6,744.87平方メートル、20区画の宅地造成が平成19年1月11日、県公告により完成したことにより、都市計画法第39条、開発行為等により設置された公共施設の管理に基づき、公共施設の管理の適正を確保するためには管理主体を明確にする必要があるため、道路法第8条第2項の規定に基づき、東川端民附1号線、延長126.7メートル、幅員4.7メートルから10.0メートル、東川端民附2号線、延長186.3メートル、幅員4.5メートルから12.0メートル、東川端民附3号線、延長12.5メートル、幅員6.0から10.0メートルの3路線を町道の路線認定をお願いするものでございます。

以上、簡単ではありますが、第35号議案 町道の路線廃止についてと第36号議案 町道の路線認定についての説明とさせていただきます。

よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（吉永満榮君） 説明が終わりました。

ただいま説明のありました議案3件につきましては、議会最終日に採決の予定でありますので、よろしくお願いいたします。

◎報告第1号、報告第2号の報告

○議長（吉永満榮君） 日程第5、第1号報告、平成18年度吉田町繰越明許費繰越計算書の報告について及び第2号報告、榛原地域土地開発公社の経営状況の報告についての2件について、報告を行います。

企画課長、藤田光夫君。

〔企画課長 藤田光夫君登壇〕

○企画課長（藤田光夫君） 企画課でございます。

2件の報告をさせていただきます。

初めに、第1号報告、平成18年度吉田町繰越明許費繰越計算書の報告についてでございます。提出議案7ページ、8ページをごらんいただきたいと思います。

これは、3月議会定例会におきまして18年度の一般会計補正予算、国民健康保険事業特別会計補正予算及び介護保険事業特別会計補正予算において、地方自治法第213条の規定により19年度に繰り越して使用することができる経費、繰越明許費をお認めいただいたところでございます。この繰越明許費に係る歳出予算の経費を19年度に繰り越しし、繰越計算書を調整しましたので、地方自治法施行令第146条の第2項の規定により報告させていただくものでございます。

内容でございますが、18年度一般会計予算では5つの事業について繰り越ししました。

まず、3款民生費、1項社会福祉費の国民健康保険事業会計繰出金8,839万1,000円のうち、510万円を19年度に繰り越し、執行するもので、その財源は、未収入の国庫支出金250万円、一般財源260万円です。

次に、同じく社会福祉費の介護保険事業会計繰出金1億7,764万2,000円のうち、90万4,000円を19年度に繰り越し、執行するもので、その財源は一般財源です。

次に、4款衛生費、1項保健衛生費の後期高齢者事業事務費1,100万円全額を19年度に繰り越し、執行するもので、その財源は未収入の国庫支出金400万円、一般財源700万円です。

次に、8款土木費、2項道路橋梁費の町単独事業カネマン大井線道路改良事業費2,447万5,000円のうち、720万3,000円を19年度に繰り越し、執行するもので、その財源は未収入の県支出金220万円、一般財源500万3,000円です。

次に、同じく土木費、4項都市計画費の土地区画整理事業費4,584万8,000円のうち、325万円を19年度に繰り越し、執行するもので、その財源は一般財源です。

次に、国民健康保険事業特別会計でございます。

1款総務費、1項総務管理費の一般管理費、前期高齢者システム改修委託事業510万円の全額を19年度に繰り越し、執行するもので、その財源は未収入の一般会計からの繰入金です。

次に、介護保険事業特別会計でございます。

1款総務費、1項総務管理費の介護保険事務システム改修業務委託事業178万5,000円の全額を19年度に繰り越し、執行するもので、その財源は未収入の国庫支出金88万1,000円、一般会計からの繰入金90万4,000円でございます。

以上が第1号報告でございます。

次に、第2号報告、榛原地域土地開発公社の経営状況の報告についてでございます。

本件は、地方自治法第243条の3第2項の規定により、町が出資している榛原地域土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出を同法施行令第173条の規定に基づき、18年度決算書及び19年度事業計画、予算書により報告するものでございます。別冊の参考資料ナンバー4、18年度決算書をごらんいただきたいと思います。

います。

18年度の事業概要でございますが、公有地取得事業はなく、土地処分事業で吉田町のさくら保育園用地、東名川尻幹線用地補償費、牧之原市天の川大江線用地補償費をそれぞれ売却、牧之原市白井工業団地内市道用地の一部を売却処分いたしました。これにより、未処分用地は、白井工業団地内道路用地残地分1件となりました。

総収益は1億354万4,069円、総支出1億369万2,051円で、14万7,982円の損失となりました。借入金の期末残高は3,129万9,505円、期末公社保有地は、牧之原市白井工業団地内市道用地1,351.84平方メートルとなりました。

次に、参考資料ナンバー5をごらんいただきたいと思います。

19年度の事業計画、予算書でございますが、公有地取得事業の予定はございません。

土地処分事業は、牧之原市白井工業団地内市道用地の一部を売却処分する計画、予算となっておりますが、補正対応により全部を売却処分する見込みということでございます。このように、公社が所有する土地は牧之原市分1件のみとなり、これも19年度に処分が完了する予定となりました。また、新たな取得計画もないことから、公社の存続について理事会等で協議してまいりましたが、現時点では19年度末までに解散する方針が打ち出されている状況でございます。

なお、解散手続きにつきましては、公社の理事会で同意を得た上、設立団体の議会の議決を経て、県知事の認可を受けて解散となります。今後の動向につきましては、その都度報告させていただきますので、よろしく願いいたします。

以上で榛原地域土地開発公社の経営状況の報告とさせていただきます。企画課からの2件の報告を終わります。

◎散会の宣告

○議長（吉永満榮君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。御協力ありがとうございました。

今回は6月7日木曜日午前9時から総務文教常任委員会であります。よろしく願いいたします。

なお、議員の皆様には連絡をいたしますが、この後、議員各位には暫時休憩の後、全員協議会を開催しますので、第2会議室に御参集をお願いいたします。10時半からといたしますので、よろしく願いいたします。

本日はこれにて散会といたします。御苦勞さまでした。

散会 午前10時10分

開議 午前 9時00分

○議長（吉永満榮君） 改めて、おはようございます。

本日は定例会第9日目でございます。

◎開議の宣告

○議長（吉永満榮君） ただいまの出席議員数は14名全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎一般質問

○議長（吉永満榮君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は通告順序によって行い、1人の質問及び答弁に要する時間は60分以内でございます。関連質問はございません。

それでは、順番に発言を許します。

◇ 枝 村 和 秋 君

○議長（吉永満榮君） 2番、枝村和秋君。

〔2番 枝村和秋君登壇〕

○2番（枝村和秋君） おはようございます。2番、枝村和秋でございます。

初めての一般質問でありますので、大変緊張しております。前もって御容赦のほど、よろしく願い申し上げます。

さて、私は、6月定例議会に臨み、当局に通告してあります子育て支援について質問するものであります。

21世紀を迎え、日本の人口は、平成18年をピークに減少に転じており、24年後には実に1割近くの人口が減ると推計されています。

先週7日の静岡新聞に、6年ぶりに出生率が1.26人から1.32人に上昇したと報道されておりました。1人の女性が生涯に産む子供の推定人数を示す合計特殊出生率であります。明るい傾向ではありますが、ただ、長期的な少子化傾向は変わっていないとのことです。

人口が減少するということは、国の活力や社会保障制度の維持など、重要な課題が指摘されております。平成15年7月に、少子化社会対策基本法や、次世代育成支援対策推進法が制定されました。これは、国、県、市町村、それと事業者が一体となって、少子化対策を集中的に計画的に推進していかなければいけないということでもあります。

我が町でも、吉田町次世代育成支援行動計画を策定し、いろいろな子育て支援事業を展開しているところだと思います。中でも、学童保育——一般的には放課後児童クラブと言っていますが——においては、平成18年度は住吉小学校敷地内への建設を行い、19年度には自彊小学校敷地内への建設を予定しているとのことでもあります。この2学童保育について、当初、民家の空き家を借り、スタートにかかわってきた者

として、学校敷地内への建設は、大変評価しているところであります。

学童保育——放課後児童クラブですが——質問が中心となりますが、次の4点についてお聞きします。

1点目は、我が町の子育て支援事業の現状についてお伺いいたします。

2点目は、平成19年度当初予算において、学童保育事業の中に施設整備費が計上されています。これは、自彊小学校敷地内への放課後児童クラブ施設の建設の計画の予算だと思っておりますが、内容についてお伺いいたします。

3点目は、現在、中央小学校の放課後児童クラブは、中央児童館で行っています。子供たちは、学校から中央児童館まで移動しなければなりません。移動中の交通事故や不審者など、予測できないトラブルに巻き込まれるおそれがあります。このようなことを考えますと、中央小学校区の放課後児童クラブも、中央小学校敷地内への建設を考えてもいいとは思いますが、建設のお考えはありますか。

4点目でございますが、さきの統一地方選の町長のマニフェストによりますと、平成21年度に放課後児童クラブを小学4年生まで対象枠の拡大を行うとなっております。現状でも満杯状態であるのではないかとと思いますが、施設規模以上の希望者が多い場合の対応について、どのような考えをお持ちなのか、伺いたい。

以上、4点の質問ですが、よろしくお伺いいたします。

○議長（吉永満榮君） 町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 現在、我が国において、少子化対策が喫緊の課題として取り上げられております。

また、当町においても同様であり、私のマニフェストに掲げたように、重要視する施策の一つとしてとらえております。

少子化の状況を放置した場合の大きな問題は、少子化、すなわち人口の減少が経済の衰退に直結し、また、経済の衰退が少子化を招くという衰退のスパイラル現象を引き起こすことであると考えます。

また、もっと危惧すべき事態は、人口が減るばかりか、社会の根底である家族という単位が消滅しかねないというところにあります。これは、さらなる少子化の進行により、独居世帯が増加し、社会が個によって寸断され、その個にほとんど親戚が存在せず、親戚のネットワークからはぐまれる人間的な温かさや連帯感が失われ、社会そのものが崩壊しかねない危険性を内包していることにあると考えます。

国では、少子化対策として、新エンゼルプランなどの少子化対策を遂行し、また政府は、次世代育成支援対策を推進するため、平成16年6月、少子化社会対策基本法に基づく総合的な施策の指針として、少子化社会対策大綱を閣議決定いたしました。

また、次世代育成支援対策推進法を少子化社会対策基本法と前後して成立させ、これらの動きを踏まえた中で、政府においては、少子化社会対策大綱の具体的な実施計画として、新エンゼルプランにかわる新たなプランが検討され、平成16年12月に全閣僚で構成する少子化対策会議が開催され、子供、子育て応援プランが決定されました。

このような状況を踏まえての答弁になりますが、1点目の我が町の子育て支援事業の現状についてであります。当町におきましても、平成16年度に次世代育成支援対策推進法に基づき、地方公共団体、企業等は、次世代育成支援に関する行動計画の策定が義務づけられたことを受け、平成17年度から平成21年度までの5年間の行動計画である吉田町次世代育成支援行動計画を策定いたしました。この計画により設定された目標の達成に向け、各支援事業の実施を推進しているところであります。

主な取り組みとしましては、地域子育て支援センター事業として、平成19年度からわかば保育園子育て支援センターに専任の職員を配置し、子育てに関する相談支援業務を実施しております。また、休日保育事業として、保育所での日曜保育を平成18年度から実施しております。

今後の取り組みとしましては、ファミリーサポートセンター事業、特定保育事業、延長保育事業につきましても、目標年度の21年度までに実施できるよう準備を整えているところであります。

この吉田町次世代育成支援行動計画に関連した事業として、児童館を中心に、育児不安や育児によるストレスの軽減を目的とした、気軽な居場所の提供事業、親子遊びを通じた親同士の仲間づくりを目的とし

たよちよちサークル事業を、平成18年度から展開しております。平成19年度からは、子育て支援センターでの出張開催、発達障害児支援についての専門員による講演や相談の新たな事業展開を行っております。

放課後児童クラブにつきましても、学校休業日の児童の受け入れ時間を、午前7時30分からと早めるとともに、春休みの児童の受け入れも、年度末の数日を除いて実施してまいりました。しかし、さらに利用しやすい制度とするために、保育園と送り迎えの時間が同じとなるよう、平成19年度中に迎えの時間を午後6時30分まで延長することとし、年末年始、春休みの保育日数の見直しについても検討を進めております。

2点目の自彊小学校放課後児童クラブ室建設についてであります。建設時期につきましては、当該建設工事の工期を平成19年5月25日から8月25日までの3カ月間を設定しております。また、5月30日に地鎮祭をとり行い、既に着工しております。建設規模につきましては、平成19年度の入所希望者が、募集時点において38人で、これは住吉小学校区放課後児童クラブとほぼ同程度の人数であることから、住吉小学校区放課後児童クラブ室と同一の延べ床面積99平方メートルといたしました。また、仕様、構造につきましても、学童保育サービスの公平と建設経費削減のため、同一のものとしてまいりました。

定員であります。保育所につきましては、児童福祉施設最低基準により、園児1人当たりの面積が決められております。しかし、学童保育施設につきましては、児童1人当たりの面積基準が示されておられません。現在の定員につきましても、おおむね何人というように、幅を持たせた設定になっております。しかし、安全な保育を実施するためには、定員の基準は必要でありますので、保育所における児童福祉施設最低基準を準用し、保育部分の1人当たりの面積1.18平方メートルと考えております。放課後児童クラブ室の延べ床面積99平方メートルのうちの洗面所、トイレ、台所を除いた保育スペースの面積が74.25平方メートルであり、この面積を1.98平方メートルで除すと、37.5人となりますので、当該施設の定員はおおむね40人と考えております。

指導員の数につきましては、現在、一つのクラブにつき2人以上となっております。指導員数につきましても、定員と同様、その基準が示されておられません。これも保育所における児童福祉施設最低基準に定められた、満4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上とする——を準用し、通常の場合の当該施設の指導員の数は2人と考えております。しかし、障害児の入所があった場合は、それにより加配措置を考えております。

供用開始の時期でございますが、先ほど建設時期でお答えしたとおり、当該施設の完成予定は平成19年8月25日でありますので、その後、備品の搬入等の引っ越しの作業を行い、小学校の第2学期の初日には供用開始をしたいと考えております。

次に、3点目の中央小学校区放課後児童クラブ室の小学校敷地内への建設についてであります。平成15年度に住吉小学校区、自彊小学校区の放課後児童クラブ室が開設され、各放課後児童クラブとも、学校から至近の距離にあり、立地的には大変よい場所であったと考えております。しかし、住吉小学校区では、当初6人で開所したものが、年々入所児童が増加して、平成18年度の移転のときには30人になり、最初は好意をもって受け入れられた放課後児童クラブも、入所児童の増加に比例しまして、近隣の方から苦情がふえてまいりました。

自彊小学校区につきましても、11人でスタートしたものが、平成19年度には38人と急激に増加いたしました。このことにより、児童の収容が困難となり、移転の必要性が緊急の課題となり、小学校敷地内へ建設することとなったわけでありました。

移転先を小学校敷地内に求め、そこに建設した背景としては、小学校周辺にこれだけの児童を収容できる賃貸物件がなかったこと、及び建設可能な町有地がなかったことが挙げられます。中央小学校区におきましても、児童の通所時の安全性を考慮すれば、小学校敷地内に建設することが望ましいことであると考えられますが、70人を超える児童を収容するには、住吉、自彊の放課後児童クラブ室の倍の敷地面積が必要となり、学校側への負担が大きくなることが懸念されます。また、建築費につきましても、2つの放課後児童クラブ室の約2,000万円の倍に近い金額が必要となると考えております。

中央小学校が住吉、自彊の両小学校と立地条件が相違するのは、至近とは言えないまでも、比較的近く

に児童館等社会福祉施設があることであります。この区域におきましては、平成19、20年度にさゆり保育園の改築を、さらに平成21年度には障害者施設の建設を予定しておりますので、この区域の既存施設を含めた施設の有効利用を図ることで十分対応できるものと考えております。

入所児童の通所時の安全対策につきましては、学年初めから約1カ月間は、放課後児童クラブ指導員が学校まで迎えに行き、危険箇所の指摘等、安全指導に万全を期すよう努めております。また、通所は1人ではなく必ず集団で来るよう、児童を指導しているところであります。

最後に4点目の小学校4年生の学童保育についてであります。平成21年度には学童保育の対象児童を小学校4年生まで拡充いたします。当然のことながら、その場所をどこに求めるかが大きな問題であります。この問題につきましては、現時点において、小学校4年生児童の入所希望がどのくらいあるのか。先月、保護者を対象としたアンケートを実施いたしました。その結果、回答を寄せていただきました288人のうち、保護者が就労していて、児童の面倒を見てくれる祖父母等の家族のいない家庭、すなわち入所対象児童は85人でありました。その中で、放課後児童クラブ利用の有無について尋ねましたところ、学校の放課後と学校休業日のすべてを利用したいとした人数は、住吉小学校4人、中央小学校4人、自彊小学校1人でした。夏休みの利用を希望している人数は、住吉小学校11人、中央小学校24人、自彊小学校2人であり、利用したいとの回答は全体で31人ありました。また、その他が8人ありましたが、基本的には利用したいとの回答であると推測されます。

別の角度からの入所希望児童を推測するため、児童の放課後等の行動につきましての設問に対しましては、全体平均で77.4%の児童がスポーツ少年団、塾、教室に通っているとの回答でございました。将来的には塾、教室に通う児童が減少することは考えにくく、むしろ増加傾向にあると推測いたします。保護者の就労の増加による入所対象児童の増加も、塾、教室に通う児童の増加で相殺される結果であり、これらを総合しますと、将来的にも入所希望児童数は、若干の増減はあるものの、今回のアンケート結果どおりの水準で推移していくのではないかと考えております。

4年生の入所希望が4、5人であれば、現在の1年生から3年生の児童の中に編入することで対応できるのではないかと考えております。しかし、夏休みの利用につきましては、合計で46人の利用希望があり、既存のクラブ室への編入では対応できないと考えております。このことから、夏休みの利用につきましては、4年生だけを1カ所に集め、子育て支援室等の施設を利用して保育する方法も含めて、現在検討を加えております。

しかし、予想を著しく上回る入所希望が発生しないとも限りません。そのため、実施時期を平成21年度とし、さきに述べましたように、児童館周辺区域の整備とあわせ、包括的に施設のあり方を検討してまいりたいと考えております。

○議長（吉永満榮君） 2番、枝村君。

○2番（枝村和秋君） それでは、再質問に入りたいと思います。

まず、担当課長にお聞きしたいと思います。

3カ所の放課後児童クラブ、住小、中央小、自彊ですが、19年4月の利用者数と職員の数をお教えください。

○議長（吉永満榮君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（八木大作君） まず、平成19年4月の利用者数であります。4月の開所日数は20日でありました。各放課後児童クラブの延べ利用児童数、1ヶ月当たりの平均利用児童数は、住吉小学校区にあっては延べ568人、1日当たりの平均利用児童数は28.4人となります。中央小学校区では延べ1,019人、1日の平均利用児童数は51人。自彊小学校区にあっては、延べ638人。1日平均の利用児童数は31.9人となりました。

また、平成19年4月1日現在の放課後児童クラブ登録人数は、住吉小学校区のクラブが36人、中央小学校区は69人、自彊小学校区38人でありまして、平均利用人数と、この登録人数の比率を見ますと、登録人数に対して利用人数が、住吉小学校区は78.9%、中央小学校区においては73.9%、自彊小学校区では83.9%となっております。

また、それぞれの放課後児童クラブの最高受け入れ人数と最低の受け入れ人数。また、その人数分布を見てみますと、住吉小学校区にあっては、最高の受け入れ人数が1日33人、最低受け入れが16人。人数分布を見てみますと、30人台が11日ありまして、20人台が8日、10人台が1日であります。中央小学校区にあっては、最高の受け入れ人数が1日当たり60人、最低の受け入れ人数が21人。人数の分布で、60人台が1日、50人台が14日、40人台が3日、30人台が1日、20人台が1日であります。また、自彊小学校区では、最高受け入れ人数が37人、最低の受け入れ人数が19人。受け入れ人数の分布につきましては、30人台が17日、20人台が2日、10人台が1日でありました。また、この各学区とも最低の受け入れ人数の日は、入学式の日ということでございました。

次に、職員数でございますが、吉田町放課後児童クラブ事業実施要綱の第5条の第1項の規定によりまして、一つのクラブ2人以上となっております。放課後児童クラブの職員数でございますが、8人の指導員と2人の嘱託員、合計10人体制で事業を行っております。各放課後児童クラブの職員配置につきましては、住吉小学校区は2人、中央小学校区は3人、自彊小学校区が3人の常勤の指導員を配置してございます。また、常勤の指導員が休暇、研修等、勤務できなかつたときのために、交代要員として嘱託員を2人任用してございます。

それから次に、放課後児童クラブの待機児童の関係ですが、18年度においても待機児童はございません。以上でよろしいですか。

○議長（吉永満榮君） 2番、枝村議員。

○2番（枝村和秋君） 2番、枝村です。

今、待機児童の答弁までいただきましたが、この次に一応質問しようと思ったんですが、ありがとうございました。

待機児童がないということは、申込者をすべて受け入れたということで、一応保護者の方は、かなり安心しているということだと思います。私も行政に、当局にいたころ、健康福祉課で最後に終わったわけですが、平成16年、たしか2月6日ごろで、入所の希望者を取り集めて、当時20人ぐらいの、空き家、自彊と住吉小学校は空き家でスタートした関係上、空き家の規模もありまして、20名の定員ということで一応やりました。それで、当時中央については34人。あとはどうにか空き家のところはいたんですが、中央が超えていまして、そのとき、施設規模以上の入所について、かなり予算的なもの、あるいは施設規模のことで悩みまして、2月6日に抽選をやるということで、要するに20人を越えた分については、要は切り捨てというのでしょうか。遠慮していただくということで、悩みまして、保護者に通知を出しました。結果的には保護者からの要望等々がありまして、結果的には町長の決断をいただきまして、すべて入れたという経緯があります。担当者としては、当然助かりました。保護者の希望をかなえられたと。

そういう反面、超えた部分について、事故があったらどうしようとか、職員の数ですね。今、一応各小学校区の計算をさせてもらったんですが、今、3カ所で143人ということで、19年4月に希望者がおって、それが全部入っていると。利用できていると。一応、当時の記録を見ますと、65人。これは次世代育成支援行動計画の資料でございますが、65人で約倍、65人で143人ですから。そういう形でいきますと、そのときの指導員が各クラブの箇所が3カ所ありまして、2人ずつということで、それで倍とはいかないまでも、人数は多少、8人と嘱託2人で10人ですか。10人だと思いますが、そのような格好で来ていると。子供の数に応じて、職員の指導員の数がいささかちょっと少ないのかなと思うんですが、その中で、一応このことについて、単純比較はできないとは思いますが、職員の数について、適正であるかどうかというのを、先ほども町長、若干一般質問の中にもありましたけれども、再度お願いしたいと思います。

○議長（吉永満榮君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 答弁でお答えしましたとおり、現在におきましては、適正であると考えております。

○議長（吉永満榮君） 2番、枝村君。

○2番（枝村和秋君） 2番、枝村ですが、それではもう1点、中央小学校区で、児童館で今、放課後児童クラブを行っております。この中で、児童館に来る児童館の利用者と、放課後児童クラブのすみ分けについて、どのように考えているか、町長、お願いします。

○議長（吉永満榮君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（八木大作君） 中央小学校区におきましては、現在、3人の指導員、それから児童館の職員、児童厚生員が2人ですね。

児童館のすみ分けという形なんです、御存じのとおり、放課後児童クラブ室がございまして、現在、放課後児童クラブとして利用しているのは、本来のクラブ室、それとミーティングルーム、また場合によっては図書室。御存じのように、放課後児童クラブは基本的に、休業日以外は午後ですね。児童館の利用者というのは、親子連れが特に多いわけですが、学校のやっている日というのは、児童はなかなか見えませんが、親子連れが多いということで、午後は比較的用户者が少ない傾向にあります。ですので、学校をやっている日というのですかね。放課後の日はグラウンドから何から非常に利用しやすいということになっております。学校休業日ですが、当然一般の児童または親子等の利用とすみ分けをしなくては行けない。この点につきましては、児童クラブが児童館だけでクラブをやるのではなくて、周辺の施設へ行ったりということで、外で遊ぶということを含めてすみ分けをしております。

また、夏休みはプールの利用ということで、児童も利用する時間帯によっては、非常に少ない時間帯になります。プールが10日近くですか。9日、10日ぐらいプールを実施するというので。児童館に入ってくる児童の数も比較的少ない日も多いというのが状況でございます。

○議長（吉永満榮君） 2番、枝村議員。

○2番（枝村和秋君） 枝村でございます。

今、すみ分けのことについて伺いました。

一応すみ分けについてお聞きしたのは、一つは、放課後児童クラブの場合は、おやつが出るという形で、おやつを食べるときは、放課後児童クラブ室がありますから、その中で一応食べております。そういうとき、児童館を利用してきている児童については、おやつは出ません、当然。利用料も払っていませんから。そういう中で、一応その子たちの、差別ということはないと思うんですが、子供たちがどのように感じるかというところが一応ありまして、もう1点は、こういう声も聞かれたということで、今、放課後児童クラブの子供たちが来ていますか、減っていますかとか、問い合わせが来たということは、かなり気にして人数、あそこが飽和状態になっているかということで、足がちょっと引けているという部分もあるのかなと思って、すみ分けのことをお聞きしたわけです。そういうわけも踏まえて、中央小学校への建設等、すみ分けの関係等、あるいは先ほど危機管理と申しましょうか、今の世の中、絶対に安全ということはありません。先ほど、最初の1学期ごろまで、1年生を指導員と一緒に連れて、要するに迎えにしているという形で、そういう中で、あとはなれたら自分たちで来なさいよ。当然集団登校、クラス別みたいですが、そういうことで聞きました。そういう中で、できればそういうのも一つの規律のことにはなると思うんですが、やはり今の世の中事故も、こっちが気をつけても、車が向こうからぶつかってくる世の中ですから、あるいは不審者の関係ですね。こういう世の中ですから、やはり人の目は幾らあってもいいということだと思います。一概的には財源の問題もあろうかとは思いますが、中央小学校区の職員の数が適正なのかなということで、その辺がちょっと私は疑問に感じております。

そういう中で、町長はある程度、放課後児童クラブについては、所信表明を見ますと、面的な部門は一応終わったよという形でされてはいますが、再度ちょっと伺いたいです、全然中央小学校の敷地内への建設はありませんか。

○議長（吉永満榮君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 議員の御質問でございますけれども、御存じのとおり、中央小学校ですね。土地でございますか。非常に狭隘なものでございますし、将来的には当然ながら、拡大していくわけでございますけれども、それも先の話でございますので、当座は間に合わせであそこをつくるというわけにはまいりません。議員がおっしゃるように、やはり中央児童館、福祉ゾーンへの通所ということになるかと思っておりますけれども、基本的には、今、議員がおっしゃっていたことでございますけれども、確かにいろんな意味で、車の往来も激しい。それから不審者もあるということでございますけれども、それはそれで、やはり子供たちには集団で通つてくると。それからまた、最初は1学期は迎えにいくと。そのようなことで、

規律を設けることによって、まずそこに通ってくる子供さんたちが、やはりまずなれてもらうこと。それと同時に、今やっておりますように、声かけ、それから見守りですか。そういうような形での地域の目をやはりはぐくんでいくと。そのことによって、余り過保護になるのも、これ考えものではないかと。護送センターのように必ずだれかが付き添って、前後に付き添うというようなことも、その辺は子供さんが社会になれてくるということも必要だと思いますので、現在の状況を見守りながら、地域のいわば目というものを育てる方向で考えてまいりたいというふうに思います。

○議長（吉永満榮君） 2番、枝村議員。

○2番（枝村和秋君） 中央小学校区の建設は、当分というか、今ないということです。

一つは、建設が無理ならば、例えばその辺の安全策と私が考えたのは、職員の数で、例えば、今でも多少少ないのかなという形は、私は感じております。恐らく人数割りでいけばいいのかなとは思いますが、子供たちの行動ですね。行動は時として予測不可能な行動をいたします。それが事故やトラブルに巻き込まれることがあります。私も健康福祉課で保育園を抱えていたわけですが、そのとき、やっぱり年間大体15から18件ぐらい、園児の事故があります。当然その保護者のお宅にも謝りにいった経緯がありますが、こんなところで起こるのかなというのが事故でございます。やっぱりそれには、そういうのを防止するには、やはり職員の意識もそうなんです、職員の数が適正なのかというのも、私はその辺が、今の状態が適正なのかというのが、先ほどの答弁でありますと、町長は一応、適性だということではありますが、その辺でいま一度職員の増員というんですか。その辺の考えはあるかどうか、いま一度すみませんが、お願いいたします。

○議長（吉永満榮君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 先ほどもお答えしましたように、経費等の加減もございますし、また、子供さんが、基本的にやはり社会に対する目というものを、やはりいろんな形で育成するというようなことも必要だと思いますので、余り過保護になるのも、これいかがかと思っておりますので、そのことを考えて、適正であると考えています。

○議長（吉永満榮君） 2番、枝村議員。

○2番（枝村和秋君） 子供は地域で育てるという町長のお考えはわかります。当然そういう形で、吉田町民が、吉田町の次代を担う子供、未来ある子供を地域で育てるということは、当然のことだと思います。私が言いたかったのは、放課後児童クラブで、その子供を預かっている間、もしそういう事故があったら、やはり行政の方というんですか、そういう責任はとられる。保険も入っているとは思いますが、やはりその辺が行政の責任を指摘されるということで、責任が云々じゃないんですが、責任をとりたくないからということじゃないですが、やっぱり危険防止のために、職員の数の適正というのは、当然必要ではないかと思っております。

多少まだ時間が残っていますが、吉田町の子供は吉田町民が育てるという町長の気持ちも、そのとおりでと思います。それで、ここに先ほど町長の答弁にありました、吉田町次世代育成支援行動計画というのをつくりました。こういうひとつ、これは計画、もし単なる基本計画のような、もっと上のものじゃなくて、行動をもうしましょうという計画の本ですから、かなりこれが、究極の目的というのでしょうか。多少足りない部分があるかとは思いますが、これが究極の計画、吉田町の子育て支援についての目標だと思います。行政においては、さらにこれに沿って、吉田町の子供、子育て支援について、さらなる充実を図られるようお願いを申して、私の一般質問を終わります。

○議長（吉永満榮君） はい、御苦労さまです。

以上で2番議員、枝村和秋君の一般質問が終わりました。

◇ 杉 村 嘉 久 君

○議長（吉永満榮君） 引き続きまして、4番、杉村嘉久君。

[4番 杉村嘉久君登壇]

○4番(杉村嘉久君) 私は、3つの質問をします。

最初は、高齢者介護施策について。2つ目が、職員の勤務評定制度。いわゆる人事考課導入による効果について。3つ目が、町の知名度アップ対策について。この3点について質問をいたします。

まず、最初の高齢者介護施策についてでございますが、少子高齢化の影響によりまして、核家族化と人口の都市集中化が進み、親の世代と子供が遠く離れて暮らす傾向が、今後ますます強くなってくるものと思います。親の要介護状態の長期化、重症化で、介護が家族だけでは担い切れないという事態が起きてくるのではないかと考えております。

今までは、親の面倒は家族が見るのが当たり前だと言われておりました。それが困難になってきている家族がふえてきております。これに伴いまして、社会保障にも変化が求められ、家族内扶養から社会的扶養へと変わってきておりますし、またこれも、さらに大きく変わるものではないかと考えております。

介護は社会全体で支えるべきであるということで、介護保険がスタートしましたが、問題は非常に多いと考えております。今までの懸命な取り組みにもかかわらず、介護や医療の分野は質も量も不十分で、この先安心できないと思っている方が多いのではないかと考えております。所得による自己負担額の差、自治体によって保険料に差がある。介護認定の基準、サービス内容に差がある、介護認定による入院期間の差などが不安材料になっていると思います。

また、このことしの6月からこれまでの景気対策として導入されておりました、所得税、住民税の定率減税が全廃されるため、サラリーマン世帯のみならず、65歳以上の高齢者の税負担が重くなります。例えば2005年度まで65歳以上が対象の非課税措置を受けていた高齢者は、急激な税負担増を避けるための経過措置が縮小されまして、2006年度は税額の3分の2を減額されていたのが、2007年度は3分の1に減り、さらに2008年度には完全に減額がなくなります。例えば年金収入が200万円の人は、2005年度までは非課税だったのですが、2008年度には3万7,300円の住民税を納めるということになります。高額介護サービス費の補助など、自治体のサービスは、住民税の非課税世帯を優遇しているものが多いと聞いております。こうしたサービスが受けにくくなる上、特別養護老人ホームでの食費負担などもふえると言われてます。これらのことからして、町としての特徴ある介護政策を推進する必要があるのではないかと考えております。

今回の町長のマニフェストに掲げられた少子化対策の中の、中学生までの医療費完全無料化など、約束された事業の多くは、達成すれば、吉田町独自の特化した行政サービスとして、非常に高い評価を受けるものと考えておりますが、少子高齢化の進展を避けて通ることはできません。少子化対策と切り離すことができない高齢者対策をセットで推し進めることも大切なことではないかと考えております。これからは、町の行政サービスを調べて、その町の町民の豊かさ、優しさ、住みやすさで住まいを選ぶのが当たり前になると言われております。吉田町の基礎づくりに苦勞されてきた方々に対する独自の高齢者介護施策についての考えを伺います。

次に、職員の勤務評定制度の効果についてです。

平成11年11月に策定されました吉田町第三次行政改革大綱の推進項目の中に、地方分権時代の自治体運営を担うに足る人材育成に当たって、長期的、総合的な視点に立ち、職員の能力を最大限に発揮できるよう、計画的に職員の異動を行うジョブローテーションシステムを確立して、そのシステムと密接に関連する勤務評定制度の充実と活用を推進するとともに、時代の要請に合致した職員研修に関する基本的な方針を定め、地方分権の進展に伴い必要とされる政策形成能力や、自主判断能力の向上に重点を置いた職員研修を実施することがうたわれております。最近、行政は経営である。役場はサービス業であるということを目にしますし、また、目にもします。これは、企業は人なりと言われるこの言葉が、役所、いわゆる役場にも求められているということではないかと思えます。以前ならば、業務上、多少のミスがあっても、また、電話の応対等に不都合があっても、まあお役所仕事だからと言われて、住民も大目に見てくれたところがあったと思います。ところが、住民は納税の義務を果たすと同時に、権利も主張するようになってきていると思います。地方分権、地域自治体間の競争の時代においては、今までのような甘えは許されなくなってきたと思います。

例えば、役場関係者に不都合、受付事務等に対応のまずさ等があったような場合、これは言葉はよくはないと思いますが、「税金泥棒」「だれに食わせてもらっていると思っているのか」などの言葉が返ってきています。住民が役場職員に求める仕事内容、待遇、仕事の量、質、スピードなどが、一般ビジネス社会並みであることが当たり前と考えられてきています。

このように、職員を取り巻く環境が大きく変化している状況下、高度な知識と行動力、常識が職員に要求されます。職員勤務評定制度の導入が、職員の職務能力向上、いわゆる生産性の向上に寄与しているか。職員の自己研さん意欲、向上心が高まってきているか。計画的に職員の異動を行うジョブローテーションシステムの確立に役立っているか。この3点について伺います。

次に、町の知名度アップ対策についてです。

よく私は各地で、吉田町って大井川の東側に位置するですか、西側にあるんですかと聞かれたことが、何回となくあります。また、今年いただいた年賀状の中に、「御前崎市吉田町」「牧之原市吉田町」という、そういったものが2、3ありました。差出人は県内の東部地区の方だったのですが。町にこれとって誇れる特徴、それから文化等がない状況では、仕方がないかなと思っておりました。

ところで、町長が所信表明の中で、町の発展と町民の幸せを第一に考え、工夫を凝らした独創的な行政運営をさらに強く、継続、実践していくと述べておられます。町の独創的な行政運営と並行させて、町内資源活用の取り組み、掘り起こし、吉田町ブランド創設への支援を進めることができれば、町の知名度も高まり、町民の満足度を高めることにつながっていくものと思います。先日も富士宮市で御当地グルメの祭典B-1グランプリが開催されました。全国から21チームの御当地グルメが参加して、大会を盛り上げ、県内からは、富士宮焼きそば、静岡おでん、浜松ぎょうざなどの5チームが参加して、富士宮焼きそばが優勝をしたようですが、その富士宮焼きそばが、ブランドとしての地位を獲得するまでに8年かかったそうです。ブランド創設は、一朝一夕ででき上がるような簡単なものではありませんが、地域文化育成意欲と発想の転換がポイントになるものと思っております。吉田町にも価値ある地場資源、農産物、水産物、観光地などがあります。町民にとっての夢の実現、町の魅力づくり、地域資源を生かし、地域文化育成と経済的波及効果をも視野に入れて取り組んでいくべきではないでしょうか。

吉田町ブランドを創設する考えはあるか。吉田城再建の考えはあるか。榛南観光地への単なる通過点の町から、観光客が寄ってみたいくなる町へのイメージチェンジを図る考えはあるかの3点について伺います。以上です。

○議長（吉永満榮君） 町長、田村典彦君。

[町長 田村典彦君登壇]

○町長（田村典彦君） 1点目の高齢者介護施策につきましてお答えします。

初めに、吉田町の高齢者福祉施策について、総括的な内容を御説明申し上げます。

吉田町では、高齢者保健福祉事業に関する総合的な計画として、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画を策定し、各種保健福祉施設及び介護保険事業を推進しております。現在の計画は、高齢者保健福祉計画は第4期、介護保険事業計画は第3期の計画で、平成27年度の姿を視野に入れつつ、平成18年度から平成20年度の3カ年の施策及び事業の方向を定め、実施するもので、従来の高齢者保健福祉施策や、平成16年度に実施しました吉田町一般高齢者実態調査の結果及び介護保険制度の改正を踏まえ、今後高齢者が地域の中で自立し、安心して生活できる社会を築いていくため、介護予防に重点を置いた施策を盛り込んでおります。

この計画は、吉田町総合計画の健康福祉部門の基本理念、健康で生き生き暮らせる町づくりに掲げました、支え合い、ともに暮らせる社会を実現する、だれもが暮らしやすい環境をつくるを基本方針とし、これからの高齢者への保健福祉計画の基本的な考え方と方策を明らかにしたものであります。

計画の基本理念として、健康長寿の町づくり、支え合って暮らせる地域づくり、安心して暮らせる介護サービスの提供を掲げ、重点課題として、在宅生活に向けての包括的支援、一貫性、連続性のある介護予防、サービスの質的向上と情報提供、町民による地域活動の推進に視点を置いております。

それでは、具体的な内容として、介護保険制度について申し上げます。

介護保険制度は、高齢者が介護を必要とする状態になっても、できる限り自宅で自立した生活を送ることができるように、高齢者介護を社会全体で支える仕組みとして、平成12年度に創設されました。介護保険サービスの内容につきましては、大きくは、居宅サービスと施設サービスの2種類のサービス体系に分かれます。

居宅サービスの主なものとしては、通所介護と通所リハビリテーションがございまして。これは通常、デイサービスやデイケアと呼ばれておりますけれども、老人デイサービスセンター、または介護老人保健施設等に通い、その施設において入浴、食事、リハビリテーションなどが受けられるもので、居宅サービスの中では最も多く利用されております。また、施設サービスは、介護老人福祉施設と介護老人保健施設が町内にありますが、それらの施設には、常に介護が必要で、自宅での介護は難しい方、病状が安定し、リハビリテーションに重点を置いたケアを必要とする方が入所しております。その他の介護保険サービスでは、訪問入浴介護や短期入所生活介護等があります。

このように、平成12年度より施行されてきました介護保険制度ですが、平成17年には、制度全般に検証と見直しが行われ、基本理念である高齢者の自立支援と尊厳の保持を基本としつつ、制度の持続可能性を高める観点から、予防重視型システムへの転換を重点とした制度改正が行われました。この改正は、これまでの制度のままでは、保険料の大幅な上昇が見込まれること。また、団塊の世代が2015年には65歳に、2025年には75歳以上の後期高齢者に到達し、高齢化のピークを迎えること。さらに、認知症やひとり暮らしの高齢者が増加することが見込まれることから、改正されたものであります。

さて、御質問の介護保険料、サービス内容に自治体による差が生じている現状についてであります。各市町において差異が生じているのが実情であります。当町における65歳以上の介護保険料基準額の月額額は3,400円ですが、県内で最も高い市町は岡部町で4,660円。最も低い市町は川根町と新居町の3,000円でありまして。

保険料につきましては、各市町において、保険給付の円滑な実施が確保されるように、3年を1期とする介護保険事業計画を策定した上で決定しております。具体的には、3年間の介護サービスに係る総費用額を見込み、それを被保険者数で割り、基準額を算定した上で、被保険者の所得に応じて6段階の保険料を設定しております。

各市町における保険料の差異につきましては、高齢者数、要介護及び要支援認定者数、町内または周辺市町の介護保険サービス事業所の整備状況、居宅サービスまたは施設サービスの利用率などが、各市町により違うことが要因と考えております。

また、制度改正では、低所得者対策として、保険料段階を5段階から6段階として、所得に応じた負担ができるように見直したほか、税制改正の影響から、介護保険の利用者負担や保険料が大きく変わることのないように、激変緩和措置を講じております。

次に、介護保険サービスの利用についてですが、介護保険料と同様に、各市町により差異が生じております。その理由としては、介護保険サービス事業者が少ないこと。また、提供できるサービス内容が利用者の要望につながっていないことが考えられます。しかし、当町におきましては、社会福祉協議会のはあとふる、デイサービスセンターを初め、多くの介護サービス事業者の参入により、さまざまな介護保険サービスが利用できる状況にございます。また、介護サービスの利用に当たりましては、利用者の要介護度等によって、利用できるサービス内容や利用限度額が定められておりますので、ケアマネージャーが利用者または家族等の要望、心身の状況を把握し、利用者に合った適切なサービスが利用できるようなプランを作成しております。

次に、施設入所者等の給食及び居住費については、平成17年10月の制度改正で自己負担になりました。これは、在宅の要介護者の食費及び居住費につきましては、本人または家族が負担しているのに対し、施設の入所者等の食費や居住費につきましては、介護保険から給付されていることから、給付の公平性が求められ、見直しされたものでございます。

また、低所得者対策として、施設入所者等が住民税非課税の対象者の場合には、国の定めた基準費用額から自己負担限度額を差し引いた額が補足給付されることになっております。また、高額介護サービス費

につきましても、介護サービス利用者の所得段階に応じて設定されました利用者負担上限額を超えた場合は、その超えた額につきましては、申請により払い戻されることになっております。これらの利用者負担の低減等につきましては、国で基準が定められておりますことから、介護保険制度の中では、町が独自には設定できないものとなっております。

次に、要介護認定の基準についてでございますが、介護保険の給付を受けるためには、要介護または要支援の認定を受ける必要がありますが、認定審査は全国どこの自治体におきましても、公平に審査される必要があることから、審査の一次判定では、全国共通のコンピューターシステムで行われ、二次判定は一次判定結果と、訪問調査における特記事項、主治医の意見書等をもとに、保険、医療、福祉の学識経験者により審査判定を行っております。したがって、認定調査や介護認定調査会における審査及び判定につきましては、公平・公正に、また客観的に行えるように、全国一律の基準が設定されております。

このように、介護保険制度では、保険給付の対象となるサービスは、介護保険法令等に基づきまして、種類やサービス内容が定められておりますことから、各市町の独自のサービスは、保険給付の対象外となります。したがって、各市町が独自のサービスを行う場合には、保険給付以外のサービスとなり、一般会計事業として行うか、または介護保険事業特別会計への事業費財源を繰り出して行うこととなります。

さて、当町における介護保険事業以外の介護及び介護予防事業としましては、介護保険制度開始前から、在宅介護を支援する事業として、福祉介護手当支援事業、日常生活用具給付事業、また、単身世帯には、高齢者の安否確認等に合わせた配食サービス事業。ひとり暮らし高齢者緊急通報システム事業のほか、生きがいデイサービス通所事業、認知症予防事業であるはつらつ講座等を実施しております。特に、福祉介護手当支援事業につきましては、要介護度4または5で、介護を自宅でしている家族に対し、介護に係る負担軽減を図る目的で実施しておりますが、この事業は、町独自の特徴ある事業と考えております。

また、介護保険制度改正を踏まえ、介護予防の推進を、高齢者保健福祉計画に盛り込み、要介護、要支援に陥るおそれのある高齢者を対象とした地域支援事業を平成18年度より実施しておりますが、介護予防に加え、町民の皆様の健康づくりを積極的に推進する当町では、高齢者向けの独自の事業としましては、本年度、肺炎球菌予防接種事業の実施を予定しており、料金の公費負担を検討しております。これは、肺炎が高齢者の死亡原因の代表的なもので、ワクチンの接種が高齢者の健康を保持するために有効な手段と言えることから、70歳以上で希望される方が予防接種を受けられた場合は、その料金を公費負担するという特化したサービスを展開するものであります。

また、本年度より、健康を維持しやすく社会に参加しやすい環境整備として、中高年者のための若返り貯筋塾の実施を予定しております。

これらの事業は、国が進める高齢者の介護予防事業と相通ずるものでありますが、乳幼児医療費助成制度の拡大、児童医療費助成制度と並んで、吉田町の特徴のある施策と考えております。

さて、本年度は、平成21年度から23年度までの3カ年における第5期吉田町高齢者保健福祉計画及び第4期介護保険事業計画を策定するための中間期に当たりますので、計画の策定に必要な一般高齢者実態調査を実施いたします。この調査は、介護認定を受けていない一般高齢者及び自宅で生活している要介護認定者を対象としておりますが、この調査の結果を踏まえ、平成20年度に高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会において、2つの計画が策定されることになっております。今後、高齢者の皆様が、住みなれた町で安心して健康で生き生きと暮らせるように、よりよい計画が策定され、実施できることを期待しております。この過程におきまして、委員御質問の町として特徴ある介護施設施策の推進が盛り込まれた場合には、その実施につきまして、前向きに検討してまいりたいと考えております。

続きまして、2点目の職員の勤務評定制度導入による効果についてお答えいたします。

地域社会におきましては、地域における総合的な行政主体として、高度化、多様化する行政ニーズに対応し、町民に身近な行政サービスを提供する地方公共団体の役割は、ますます増大してきております。したがって、社会経済情勢の変化や住民ニーズ等を的確に把握するとともに、地域におけるさまざまな課題を、みずからの判断と責任において、自主的、主体的に解決していかなければなりません。そのためには、地方公共団体の財政的な自立はもちろんのこと、職員のスキルアップが必要不可欠となります。職

員一人一人は、常に高い目的意識と強い学習意欲を持って、知識、技能の習得に努め、習得したその能力を最大限発揮することが最も大事なことであります。

他方、組織としましては、国保の職員が自己啓発に取り組みやすい職場環境を整えるとともに、多種多様な機会の提供などにより、自己啓発に取り組む職員を支援し、組織の総合力を高めていくことが極めて重要であると考えております。

当町はこれまで、人事管理制度の一つの方策として、地方公務員法第40条の規定に基づく勤務評定を実施し、その評定結果を、人事異動、昇任等の参考資料として活用してまいりました。しかしながら、この勤務評定制度が有効に活用され、職員の資質向上に果たしてきた役割はどうだったであろうかと考えますと、確かにこの勤務評定制度は、年功序列を基本に、互いに協働しながら職務を遂行する、いわゆる大部屋主義という極めて日本的な職務遂行形態におきましては、有効な手段であったと思いますが、現行の勤務評定制度は、人事管理と統制のためだけに用いられてきた感が強いように考えております。現行の勤務評定制度における勤務評定は、上から下への一方的な評価であるとともに、評価基準が画一的で、かつ抽象的であるため、評価者の主観が入りやすい構造となっており、さらにこの評価結果は未公開のため、評価される側の職員には、暗いイメージで受けとめられており、結果として勤務評定そのものが機能していない状態であるのではないかと考えております。このたび、いま一度原点に立ち返り、勤務評定は何のために導入するのかを考えてみますと、職員の能力開発、人材育成に役立てるための一つの手段であるとの一語に尽きると考えております。

地方分権が進展する中で、吉田町が自立した地方公共団体となり、町民の皆様方の負託にこたえていくためには、職員の資質の向上を図る人材育成が必要不可欠であり、この人材育成に最も必要なことは、自己啓発をいかに促すかということであると認識しております。どんなにすばらしい研修の会を用意しても、職員自身が能力開発に意欲を持たない限り、効果は上がりません。個々の職員が、みずからの能力を高めようとするモチベーションをうまく引き出す仕組みづくりが、人材育成には最も重要であると考え、そのための重要な手段として、人事評価制度があり、自己啓発を促す要素が評価であると考えております。このため、現行の勤務評定制度について、抜本的な見直しを行い、職員一人一人の能力や勤務実績を公平かつ適正に評価し、さらなる能力開発へとつなげ、人材育成の観点に十分配慮しつつ、職員の執務意欲の向上と意識改革を図り、さらにその評価結果を処遇に反映させる人事評価制度につきまして、今年度中にその原案を作成し、平成20年度には制度の一部が実施できるよう、担当部署に指示したところであります。

人事評価制度の成否は、ひとえに評価者である管理職の職員と被評価者である管理職以外の職員のそれぞれの理解と対応にかかっているといても過言ではありません。日ごろから評価者と被評価者とのコミュニケーションが必要であるとともに、それぞれの信頼関係がなければ成り立たないことから、評価者研修はもちろんのこと、職員研修の充実を図り、さらにOJTの積極的な推進により、今まで以上の信頼関係が構築できるよう、組織的に取り組んでまいります。

また、当町におけるジョブローテーションシステムは、現時点では完全なものにはなっていませんが、人材育成を主眼とする人事評価制度と有機的に連携させることにより、職員の能力開発及び学習意欲の向上につなげるよう、引き続き計画的に取り組んでまいりたいと考えております。今後、新たな人事評価制度を構築し、実行に移していくことになるわけですが、この制度が職員の執務意欲を高揚させ、公正で透明性の高い、吉田町にふさわしい内容となるよう、PDCAのマネジメントサークルに沿って、常に見直しを行いながら、人材育成に直結する効果的な制度にしてまいりたいと考えておりますので、議員におかれましても、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、3点目の町の知名度アップ対策についてお答えします。

まず第1に、吉田町ブランドを確立させる考えはないか、あるかについてですが、吉田町の4つの産業、すなわち農業、漁業、工業、商業のバランスは、第2次産業である工業の進展に対し、第1次産業の農業、漁業の低迷が続いているのが現状であります。また、第1次産業におきましては、担い手の高齢化が進むとともに、後継者不足が深刻化しております。加えて、経営合理化の過渡期にあつて、今後も就業人口の減少傾向は続くものと予想されます。

それぞれの分野におきましては、その現状を的確に把握し、直面している事態を分析するとともに、問題解決に向けての事業展開が図られておりますが、行政におきましても、農業、漁業、工業、商業との連携を図りながら、問題点の抽出に取り組み、我が町の産業の活性化方策を検討してまいりたいと考えております。この場合、町の主導で産業の活性化を図るのではなく、各業種が自主的に事業展開を推し進め、町が側面から支援していくことで、事業の進展を図ることが肝要であると考えております。これまでも、和洋菓子から農産物、シラスの加工品、さらにウナギの加工品等、吉田町独自の商品が幾つかあり、消費者の食に対する安心、安全な志向の高まりを背景に、生産者と消費者の総理解を深める取り組みである、地産地消の一環としても頑張っていたいております。

過去におきまして、お魚普及協議会の主催ではありますが、町の特産品であるシラスを使った料理コンテストも開催されております。また、町では、PRを兼ねまして、町の特産品の写真入り名刺を作成しており、町職員だけではなく、関係機関の皆さんにも御利用いただいております。議員の皆様方にも、ぜひとも活用していただきたいと考えております。

いずれにしましても、我が町の第1次産業が今以上に活発になるように、町としても応援していく所存であります。新たな商品開発ではなく、既存の商品をさらにバックアップしていくことが得策であると考えております。

町の将来を思うと、町の知名度アップを図るためには、議員の皆様方のお知恵を拝借し、できることからこつこつと進めてまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

次に、小山城再建の考えはあるかについてお答えします。

吉田町展望台小山城は、生涯教育の施設、あわせて観光の用に供する施設として、昭和62年8月に完成いたしました。オープン当初の昭和62年度は12万人弱の入場者を数え、昭和63年11月に20万人、平成2年4月には30万人、平成4年10月には40万人、平成8年5月には50万人、平成14年11月に60万人を達成し、平成19年3月末までの総入場者は64万8,000人余りですが、年々来城者は減り、近年では年間1万人程度の入場者となっております。建設時は、近隣にこのような歴史を物語る施設はありませんでしたが、その後、掛川市に掛川城、島田市に大井川川越遺跡、また、旧金谷町には旧東海道石畳など、歴史を伝える観光施設が次々と建設され、小山城への入場者数の減少に拍車をかける一員となったのも事実でございます。

このような中で、開館当初のにぎわいを取り戻し、展望台小山城を町民の憩いの場、生涯教育の施設として、また観光の拠点として、利活用の度を高めるためには、吉田町観光協会のあり方を見直すとともに、自由な発想のもとでの魅力ある事業展開が必要であります。小山城周辺は、東名吉田インターに近く、周辺から人を集めるための好条件がそろっていることも事実でございます。小山城祭りはもちろん、交流人口の拡大や、吉田町の存在感の構築、情報の発信を戦略とした小山城楽市を支援し、常に新しい企画を盛り込むとともに、売店などを含んだ小山城周辺を観光の拠点とした事業を展開しながら、活力ある吉田町を強力にPRしてまいりたいと考えております。

次に、榛南観光地への通過点の町から脱却させる考えはあるかについてお答えします。

まず、町の主な観光振興事業としては、たこ揚げ大会、港祭り花火大会、小山城祭りの3大イベントを、吉田町観光協会に委託し、産業4団体を初めとする会員の協力を得て実施しておりますが、これからは、富士山、静岡空港などの新しい社会資本や地域資源を活用しながら、これまで以上に町と産業4団体が連携を取り合うとともに、広域的かつ地域に密着した地域活性化の方策が求められているものと考えております。

このような中、静岡空港開港に向けての対応として、吉田町観光協会を含む静岡空港周辺地域の12の観光協会が、観光振興を図ることを目的に、富士山静岡空港周辺地域観光協会、連絡協議会が、平成18年3月に設立され、空港を核とした広域的な観光PRを推進するため、研修会の開催や広域観光ガイドマップの作成を実施しております。

また、行政レベルでは、吉田町を含む6市1町が、富士山静岡空港周辺地域観光振興研究会を平成18年10月に設立し、空港周辺市町の広域的な観光ルートの開発や商品化、観光振興に関する調査研究などを実施しながら、富士山静岡空港周辺地域観光協会連絡協議会と連携を図っております。

吉田町は現状では観光資源に乏しいわけではありますが、小山城能満寺の大ソテツ、県営吉田公園はもちろん、ウナギの直売所、シラスの加工品などの食の魅力も存在価値があり、大企業の工場見学の受け入れによる産業観光の推進も、今後可能性があると考えております。

さらに、空港を活用した当町のPRの手法として、ターミナルビル内における吉田町の特産品、観光産業等を情報発信していくことが知名度のアップにつながるものと考えております。

静岡空港が開港することにより、国内各地を初め、国際的にも交流人口が増加することを予想すると、町のシンボルである小山城を含む周辺部や、県営吉田公園などを交流拠点の一つとしてとらえ、町外から訪れる観光客が立ち寄り、食べ、楽しめる場所を提供するとともに、この地域に新たなにぎわいがつくり出せますよう、関係団体と連携しながら、吉田町をPRしてまいりたいと考えております。

○議長（吉永満榮君） 4番、杉村議員。

○4番（杉村嘉久君） 再質問しますが、高齢者に関する施策の件ですが、非常に——非常にいいですか、法的な縛りが多いということで、そのお話がありますが、私、近所にも高齢者の方見ておまして、デイサービス等への送迎というのは、業者とかが迎えに来て、送ってくると。そういうことで、利用しやすいようですが、通院ですね。病院へ行くときとか帰りますけれども、非常に御苦労されているという話を聞くと同時に見ておいて、ちょっと大変だなと思うわけですが、通院時のお年寄り、いろいろ条件はつけないといけないと思いますけれども、タクシーを利用するような、タクシー券を発行するような、そういったことは考えられないものかと、今思ったんですが、お答えいただきたいと思います。

○議長（吉永満榮君） 高齢者支援課長、水野辰明君。

○高齢者支援課長（水野辰明君） 外出支援事業でございますが、現在、吉田町におきまして、実施している中では、そのようなサービスをしてはございません。近隣の所におきまして、外出支援事業としまして、川根本町、あるいは川根町の方で、そうしたサービスの実施をしている事例がございます。ただし、非常に財政的に大変だというようなこともございますので、その辺も含めまして、今後検討させていただきたいと思っております。

○議長（吉永満榮君） 4番、杉村議員。

○4番（杉村嘉久君） 町の知名度アップ対策ですが、私も小山城祭り、それからたこ揚げの関係とか、チューリップ祭り、いろいろ見てきたわけですが、名称はもちろん違うわけですが、中でやっていることが、何と申しますか、同じようなことが多いですね。不用品を安く売るとかですね。何か、食事で、お菓子屋さんが出てやるとか。ですから、統一した、これも時間はかかるとは思いますが、吉田町としての統一したイベントというものも考えられないかと思うわけです。小山城の祭りを中心にして、今、住吉は住吉、川尻は川尻とか、小山城祭り。チューリップの関係とかですね。点でもってやられておる。ですから、余り、新聞等にも記事になりますけれども、もう少し統一して、小山城祭りを中心にして、全町が何かの形で参加できるような、点のものから、線というか、面にして、そして吉田町というものをもっとPRしていくと、そういう考え方はございませんか。

○議長（吉永満榮君） 産業課長、田村政博君。

○産業課長（田村政博君） 現在、観光協会に委託しているような形の中で、先ほど議員さん言いましたように、お祭りを日中やっておるわけですが、議員が今言いましたように、全町参加の面というのは、観光協会等も考えておりませんので、今後検討していきたいと思っております。

○議長（吉永満榮君） 4番、杉村議員。

○4番（杉村嘉久君） 勤務評定の中で、これから抜本的に改正といいますか、されていくというお話だったんですか。この研修費用、過去の私の経験からいきますと、研修の関係ですが、研修費用を職員に自己負担させて参加させる。例えば通信教育を受講させて、優秀な成績をもって修了すれば、補助金を出すとか、いろんなことを各企業というものはやっているわけですが、いわゆる自己投資をすると、非常に研修の効果というものが高まると私は思っております。そのような独自の制度というものも、やはり考えられるかどうか、伺います。

- 議長（吉永満榮君） 町長、田村典彦君。
- 町長（田村典彦君） 職員のスキルアップのための研修でございますけれども、19年度予算では、1,000万円計上しております。基本的にその中で、職員等が、さまざまな自分に合った、それから今後こんなことをやりたいと、そのようないろんな研修等を見つけてくれば、基本的には課長に申し出て、一応OKするような方向でやっていますので、今、議員のおっしゃられたことも、十分かかわっていると私は思っています。
- 議長（吉永満榮君） 4番、杉村議員。
- 4番（杉村嘉久君） 勤務評定の関係ですけれども、やはり効果者訓練も行われるということですが、いわゆる管理職クラスへの適応というものも、当然考えておるわけですか。
- 議長（吉永満榮君） 町長、田村典彦君。
- 町長（田村典彦君） 議員御指摘のとおり、基本的には管理者はやはり共通した一つの見方、それから評価のためのスキルアップというようなことがないと、非常に等しく公平にはまいりませんので、それにつきましても、等しく公平にできるというような評価者のスキルアップも当然考えております。
- 議長（吉永満榮君） 4番、杉村議員。
- 4番（杉村嘉久君） 管理者の方も、課長さんも評価の対象、どなたが評価するか別として、なっているという考え方でいいですかね。
- 議長（吉永満榮君） 総務課長、久保田君。
- 総務課長兼防災監（久保田晴己君） 課長級の評価の関係でよろしいですか。
- 4番（杉村嘉久君） はい。
- 総務課長兼防災監（久保田晴己君） 町長から御答弁させていただいたわけですが、一般の職員の関係については、管理者、いわゆる課長級に類する職員が対応する。保育園の関係については、園長がしております。職員については、それでいいわけですが、管理者、いわゆる課長級に類する職員の関係については、上司、いわゆる三役がその評価を行うということで、現在そのような対応でしております。
- 4番（杉村嘉久君） わかりました。
以上で質問終わります。
- 議長（吉永満榮君） 御苦労さまです。
以上で4番、杉村嘉久君の一般質問が終わりました。
ここで暫時休憩といたします。
再開は10時55分といたします。
本日は多数の傍聴の皆さん方、御苦労さまでございます。
休息中、議長室も開放してございます。なお、湯茶の必要な方は、議員控え室の方に用意してございますので、どうぞ御利用ください。御苦労さまです。

休憩 午前10時39分

再開 午前10時56分

- 議長（吉永満榮君） それでは、暫時休憩を閉じまして、会議を再開します。

◇ 藤田和寿君

- 議長（吉永満榮君） 引き続き、一般質問を行います。
5番、藤田和寿君。

[5番 藤田和寿君登壇]

○5番(藤田和寿君) 5番、藤田です。

一般通告書に挙げました、我が町の財政健全化について、一般質問を行います。

平成19年度第1回定例会町長施政方針にありますように、当町の財政は、大変恵まれた状況にあり、基盤整備も進んでおりますので、この状況を踏まえて、今後の町民の幸福を考えるという視点を持たなければなりません。そして、吉田町に住むみんなが幸福になれる道を歩むことができるように、町政運営を考えていくことが大切であると考えます。一部抜粋ではありますが、私も同感であり、その施策の遂行のため、議会人として行政チェックを行い、検証と是正を行うと考えます。

まず、今後、長期的、継続的に有効な施策を行うために、ますます財政運営の健全化が急務の最優先課題であることは、周知の事実であります。我が町は過去において、町税収入を初めとする歳入が伸び悩み中、新たな行政課題や多種多様な町民ニーズに対応するため、町債の活用、基金の取り崩しなどにより、収支の均衡を図ってきました。その結果、平成18年度の実質公債費比率が21.6%という借金負担の重さが、県内ワーストとなり、改めて町民の皆様方に町の真の姿があらわれ、衝撃が走りました。平成18年度から地方債許可制度が協議制度に移行し、従来の公債費比率や起債制限比率にかわり、実質公債比率という新しい比率で起債制限を行うこととされた。18%を超えると、地方債許可団体に移行されるとされている。町の自立性を損なう大問題である。

さらに、新聞によると、地方自治体の財政再建制度が半世紀ぶりに抜本的に見直される地方財政健全化法案を政府が今国会に提出。それにより、財政の健全度を4つの指標で判定する新制度が、平成20年度決算から動き出す見通しとの報道があった。新制度では、特別会計や第三セクターの借金などを含めて、自治体財政を連結ベースにて健全化を促すとのこと。実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債比率の3指標のうち一つでも再生基準以下の水準に悪化すると、実質破綻状態とみなされ、財政再建団体となる。

今さら言うまでもないが、財政再建団体は、自治大臣の指導のもと、財政再建計画を立て、一つ、住民税等による標準税率を超えて課税するなどの歳入増計画。一つ、職員の整理、給与水準の引き下げ、事業の切り捨てを中心とした歳出削減計画を組まなければならない。つまり、最悪の場合、我が町にとって最低水準の町民サービスと最高水準の町民負担で、生活に大きな影響が出、各事業中止等、ゆゆしき問題に発展する可能性があります。

一方、我が町は、吉田町行政改革大綱、吉田町集中改革プランにより、今年度より一般財源をベースにした枠配分予算を実施し、行政改革に取り組み、財政力指数1.07、実質収支比率9.2、収入予算の72.7%が町税という盤石な財政基盤のもと、吉田町行政改革推進本部が中心となり、全町一丸となり、改革に邁進しているが、財政健全化には長い道のりかと考えるか、いかがか。

そこで、財政健全化について、以下3点を町長に問う。

1つ、普通会計のみならず、公営事業会計の連結、つまり一般会計とすべての特別会計や町民生活にかかわる組合会計等、財政負担を含めた連結財政健全化策を1万余の町民の負託を得て、2期目を迎えた今、大所高所から大なたを振るうべきだと考えるが、いつまでに何を行うか。

2つ、財政健全化のため、町民の皆様にもさまざまな形で協力をいただかなければならないと考えます。そのためにも、町民の意見を、立案段階において反映するため、総合的な計画や、住民の生活に広く影響を与える方針、案、趣旨、内容等を住民に公表し、町民の意見を考慮して決定を行い、そして意見に対する考え方を明らかにするパブリックコメント制度を導入する考えがあるか。

3、財政情報の開示は、今まで以上にスピードと明確化が町民より要求される。そのためにも、地方行革新指針にのっとり、市町村の52.6%が作成している普通会計バランスシートと、30.8%が作成している行政コスト計算書を早期に作成し、今まで以上、より一層の公正で透明性の高い行政運営をすべきと考えますか、いかがか。

○議長(吉永満榮君) 町長、田村典彦君。

[町長 田村典彦君登壇]

○町長(田村典彦君) 我が町の財政健全化についての御質問のうち、1点目の普通会計のみならず、すべ

ての特別会計や町民生活にかかわる組合会計と、財政負担を含めた連結財政健全化策を考えているかについて、お答えいたします。

この議論を進めるためには、健全財政といった言葉の定義から入ることをお許し賜りたいと思います。

地方公共団体の健全財政という言葉は、法的概念として、この法律は、地方公共団体の財政の運営、国の財政と地方財政との関係等に関する基本原則を定め、もって地方財政の健全性を確保し、地方自治の発達に資することを目的とすると定めました地方財政法第1条に姿をあらわし、同法第2条第1項に、地方財政運営の基本として、地方公共団体は、その財政の健全な運営に努め、いやしくも国の政策に反し、または国の財政もしくは他の地方公共団体の財政に累を及ぼすような施策を行ってはならないと規定され、地方公共団体は、財政の健全性を保持すべきものであるとされております。

それでは、何をもって健全財政であるかということにつきましては、いろいろ議論がありますが、おおむね3つの要素について検討することが、財政の健全性の診断にかなっているものと考えております。

第1の要素は、収支の均衡でございます。これは、地方公共団体も1個の経済主体でありますので、その収支の均衡は図られていなければなりません。この指標として、形式収支、実質収支、単年度収支等が挙げられます。

第2の要素は、財政構造の弾力性であります。財政構造の弾力性は、その団体の財政が、経済の変動、行政需要の増大、行政内容の変化に耐えうる性質を持っているか否かということになるかと思います。これを見る指標の一つとして、経常収支比率が挙げられます。

第3の要素は、行政水準の確保であります。財政の健全性が維持されていても、実質的な行政内容が一定のレベル以下であれば、その団体の財政の健全性に対する評価は、決して高いものとは言えないと思われれます。

地方自治法第2条第14項によれば、地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないとされ、今後とも限られた財源の中で、町民の行政需要を最大限に充足させるよう、効率的に事業等を実施していくことが求められております。

それでは、三つの要素につきまして、それぞれの指標をもち、我が町の財政の健全性を、平成17年度決算数値ごとに診断してみましよう。

まず、収支の均衡につきましては、実質収支比率による診断でございます。

我が町の場合は、町民の皆様方に提供する行政サービスの質も量も、他の市町にまさることはあっても劣ることはなく、羨望の目で眺められていることは、周知の事実であります。それでいて、実質収支比率は9.2%であり、全く問題はないと考えております。

次に、財政構造の弾力性につきましては、経常収支比率で見えます。

我が町の数字は、82.2%ですが、これには三星建材工場跡地の購入費が大きくあずかっていることを忘れてはならないと思います。購入以前は70%台だったことを思い起こしていただきたいと思います。この経常収支比率も問題のある数値ではないことは、御承知おき願いたいと思います。

最後の行政水準の確保につきましては、言うまでもなく、提供する行政サービスの量も質も、後ろ指をさされるものではないことは、議員にもおわかりいただけるものと思います。

ただし、最小の経費で最大の効果を上げるという点に関しましては、これを直接説明する手法は、地方財政法等の財政の法律にもございません。したがって、職員給与のラスパイレ指数、人口1,000人当たりの職員数、人口1人当たりの人件費、物件費等の決算額も、類似団体と比べて低い数字であり、間接的にこの目標は達成しているものと考えております。

御質問の連結財政健全化策についてであります。平成17年度までは、地方債を起す場合、その判断基準として、起債制限比率という指標が使われておりました。我が町の数値は9.9%であり、全く問題はございませんでした。

そして、議員御指摘のとおり、財政健全度を示す新たな指標として、実質公債費比率が導入され、昨年8月29日に県内市町村分の調査結果が発表され、改めて議員の言葉をかりるならば、町民に町の真の姿が

あらわれ、衝撃が走りました——ということになるわけでございます。

これまで使われておりました起債制限比率は、あくまでも普通会計の数字をもとに算出される指標でありまして、特別会計等に関連する数値は含まれておりません。実質公債比率という指標登場は、それぞれの地方公共団体の実質的な財政状況を把握するためには、その地方公共団体に関係する特別会計等のあらゆる数値を連結する必要があるとの観点から、平成18年度からは、地方財政法第5条の4第1項第2号に規定する実質公債比率が用いられることになったものであり、この指標は、起債制限比率の算出根拠に用いられなかった純元利償還金の配当について見直しを行ったものでございます。

議員御指摘のとおり、現在、国会に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の案がありますが、略して地方財政健全化法案が提出され、審議されております。この法案は、昨年12月8日総務大臣に提出されました、宮脇北海道大学公共政策大学院長を座長とする新しい地方財政再生制度研究会の報告書に由来するものでございます。

現在の地方財政の再建法制は、昭和30年に成立しました地方財政再建促進特別措置法を準用するものでございますが、新しい地方財政再生制度研究会は、この法制につきまして、報告書の中で、厳しい指摘をしておりますので、少し触れてみたいと思います。

その重立った課題としまして、まず、早期是正、再生という観点からのわかりやすい財政情報の開示や、正確性を担保としながら不十分であること。次いで、再建団体の基準しかなく、早期是正機能がないこと。3つ目としまして、普通会計を中心に、フローの指標のみで、負債等のストックの財政状況に課題があっても、対象とならないこと。4つ目として、公営企業にも早期是正などの課題があることを指摘されております。

そして、同報告書が示しました財政状況の開示を徹底し、透明なルールのもとに、早期是正措置を導入することにより、住民のチェック機能を働かせ、財政再建を促していくことを柱とする早期是正、再生スキームを構築すべきであるとの提言を受けてでき上がったものが、地方財政健全化法案であり、この法案は、1つ目としまして、財政指標を整備し、財政状況が健全な段階から、その指標の状況を毎年公表するなど、情報開示の徹底の仕組みを設けること。2つ目としまして、その指標が一定程度悪化すれば、自主的な改善努力が義務づけられる財政の早期健全化の段階に移行すること。3つ目といたしまして、さらに財政状況が悪化した場合には、国等の関与による確実な財政の再生を図る財政の段階へ移行すること。4つ目といたしまして、公営企業につきましても、従来の地方公営企業法の再建制度にかえ、公営企業の経営の健全化のスキームを設けること、という内容の新たな再生制度を整備することとしたものでございます。

財政の早期是正、すなわち早期健全化につきましては、実質赤字比率、1つ目ですね。2つ目は、連結実質赤字比率。3つ目は、実質公債費比率。4つ目は、将来負担比率の4つの指標を健全化判断比率とし、この比率が一定程度悪化すると、当該団体は早期健全化の段階に至ることになります。そして、財政の再生につきましては、財政健全化判断比率のうち、将来負担比率を除いた3つの比率を再生判断比率とし、そのいずれかが財政再生基準以上である場合には、再生段階に至ることになり、国等の関与により、確実な財政の再生を図ることになります。

さて、連結財政健全化策を考えているかとの議員の御質問でございますけれども、この問題は私は、最終的には財政規律の確立ということに帰着するものと考えております。私はこれまで、16年度のゼロベース検証、17年度の第三次吉田町行政改革大綱、吉田町行政改革実施計画、集中改革プランの策定、18年度には身の丈予算の編成を標識とした枠配分方式の導入等により、財政規律の確立を目指して、19年度予算をつくりました。そして、実質公債比率を早期に17%台の健全化水準に持っていきよう、三星建材工場跡地の売却、普通会計での年3億円程度の地方債発行額の抑制、繰上償還の実施をマニフェストにうたい、町民の皆様方にお約束をさせていただいた次第でございます。

2点目の町民等の協働の観点から、財政健全化策について、パブリックコメント制度を導入する考えはあるかについてお答えします。

総務省は、平成17年3月29日、地方公共団体における行政改革のための新たな指針、いわゆる新地方行

革指針を策定いたしました。この新地方行革指針を受け、平成17年11月に策定しました第3次吉田町行政改革大綱には、町民の声を施策に反映するパブリックコメント手続制度等の導入を検討しますと明記してございます。国の省庁や地方自治体など、行政が施策や計画を決定するに当たり、事前に国民や市民、町民の意見を聞く、いわゆるパブリックコメントは、最近になりまして、各団体において広く活用されるようになりました。このパブリックコメントは、国の行政手続法等との関連が重要なポイントでございます。平成18年4月から施行されました改正行政手続法は、命令等の制定機関が命令等を定めるときは、当該命令等の案及びそれに関する資料をあらかじめ公示し、広く一般の意見を求める手続を定めることにより、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって国民の権利、利益の保護に資することを目的とするパブリックコメントの手続を定めております。ただし、同法は、地方公共団体に対して、第46条で地方公共団体は、この法律の規定の趣旨にのっとり、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、必要な措置を講ずるよう努めなければならないと、努力義務を課していることに留意する必要があります。

平成19年3月30日に公表されました、総務省の地方公共団体における行政手続条例及び意見公募手続制度の制定状況によりますと、平成18年10月1日現在、町村部におきましては、「導入している」が5%。「導入予定地区が決定している」は6.6%。「導入時期の検討中」ですか、これが41.5%。「導入予定なし」が46.8%となっております。なお、県内の市町におきましては、5市1町計6団体が意見公募手続制度、いわゆるパブリックコメント制度を導入してございます。

パブリックコメントにより実現すべき目的としまして、さきにも述べましたように、国の行政手続法では、行政運営の公平性の確保と行政の透明性の向上であるのに対し、地方公共団体の場合は、公平性の確保と透明性の向上のほか、当町の第3次吉田町行政改革大綱におきまして、重点項目の7番目、町民参加の町づくりの取り組み事項の2番目の、町民の声の反映の中に、パブリックコメント手続制度等導入につきまして、検討を明記しておりますように、地方公共団体におきましては、市民参加の手段の一つとしてとらえているのが特徴でございます。

さて、当町における意見公募手続制度。いわゆるパブリックコメント制度の状況でございますが、条例、要綱、規定、実施要領などにより確立された具体的なものはございません。ただ、皆様御承知のとおり、町の方向性を定める大きな計画。第4次吉田町総合計画策定時におきましては、住民意識調査や各種団体のヒアリング、町づくりワーキンググループ会議などを実施しまして、住民の意見を取り入れてまいりました。

さらに、計画素案を、庁舎1階ロビーの情報コーナーと企画課窓口に設置するとともに、町ホームページに掲載し、御意見をいただく体制を整えました。また同様に、男女共同参画プランの策定時におきましても、意見公募体制を整え、町民の皆様方からお寄せいただきました意見を策定委員会に報告し、プラン策定に役立てております。

このように、制度としましては、確立はされておりませんが、町の長期的な意思決定を行う計画などには、既に意見公募という手法は取り入れられており、柔軟な対応ができる体制の素地はあるわけでございます。

いずれにしても、これからの地方公共団体は、地域のさまざまな力を集結して、新しい公共空間を形成するための戦略本部となり、行政みずからが担う役割を重点化していくことが求められております。問題は、制度の確立も必要なことではありますが、その趣旨を体現できるかがより重要であると考えますので、今後とも調査検討を重ね、よりよい仕組みづくりに心がけてまいりたいと考えております。

最後に、3点目の財政情報の開示の手段として、多数のほかの市町で導入されているバランスシートと行政コスト計算書の早期作成が望まれるが、いかがかについてお答えいたします。

自治体会計にバランスシートが必要であるという意見は、国も地方公共団体も、バブルが崩壊した後、急速に財政状況が悪化し、これまでで最悪の状態になったことを受けて出てきたものと思います。例えば、現金主義の公会計では、借入金歳入に計上され、元本償還額は歳出に計上されますが、発生主義の企業会計では、どちらも損益計算書の収益にも費用にも含まれません。また、減価償却という概念は、公の会

計には導入されておられません。このようなことに基づきまして、国や地方公共団体は、インフラ整備のコストを意識せず、借入れまで収入と勘違いしているのが、財政が悪化したのではないかという指摘が多方面からなされるようになりました。そこで、国や地方公共団体がバランスシートの作成に取りかかるようになったというわけでありませう。

国のバランスシート作成委員会では、作成の意義として、国の財政活動をストックベースで円に換算して、それを割る統一的な基準で総覧することができる資料をつくるべきであるという確認を行っております。すなわち、バランスシート自体は、特定の目的につくられたものではなく、そこからさらに踏み込んだ議論をして、初めて用をなすということになります。私は、バランスシートは財政分析のために使うべきであると思いますが、地方公共団体の財政指標は、ほとんどフローの情報でありまして、ストックの情報を使ったのはほとんどないことを考慮すれば、そこにバランスシートを使える余地があるのではないかと考えます。

地方公共団体の債務償還能力は、純債務に対する償還可能財源の大きさに決まります。純債務とは、地方債とそれに準ずる債務の合計から現金化できる資産を引いたものでございます。他方、償還可能財源は、会計上は損益計算書に当たる行政コスト計算書の収益と費用の差である当期利益に減価償却費を加えたものということになります。

債務償還能力があるかどうかは、ある年度の純負債が、償還可能財源の将来フローの現在価値の合計を下回るかどうかで判断できます。そもそも地方公共団体が借金できるのは、資産に価値があるからではございません。課税権が担保になっているからです。課税権の価値とは、まさに償還可能財源の将来フローの現在価値に当たるものと思います。

ところで、償還可能年限の分析には、インフラ資産の評価は全く出てまいりませんが、このことは、それが不要であるからです。その理由は、インフラの価値は償還能力とは直結しないです。

財政分析という観点からは、完全なバランスシートの作成にこだわるよりは、ストックベースのデータを集めた分析をする方が、私は意味があるように思えてなりません。バランスシートには、行政コスト計算書の作成につきましては、これまで述べましたように、企業会計と異なる公会計の特質を踏まえ、我が町の財政分析にいかに関与するかを検討しながら対処してまいりたいと考えております。

最後になりましたけれども、議員にお願いがございませう。先般行われました統一地方選挙におきまして、町会議員に選ばれました藤田議員が、その初陣を飾る議会定例会におきまして、我が町は吉田町行政改革大綱第3次、吉田町集中改革プランにより、今年度より一般財源をベースにした枠配分予算を実施し、行政改革に取り組み、財政力指数1.07、実質収支比率9.2%、歳入予算の72.7%は町税という盤石な財政基盤のもと、吉田町行財政構造改革本部を中心に、全町一丸となり、改革に邁進しているが、財政健全化までには長い道のりと考えると述べられる。私の財政健全化の取り組みでは時間がかかると断定され、それを受けて、1万余の町民の負託を受けて、2期目を迎えた今、大所高所から大なたを振るべきだと言いつけられております。私は、今回の町政におきまして、政策目標、必要経費、実施時期、財源を示したマニフェストを発表させていただきました。高邁な志を掲げ、その博覧強記ぶりをつとにうたわれる藤田議員の目から見れば、幼稚なものと思えるかもしれませんが、そのマニフェストの中で、政策目標として財政健全化を取り上げ、実質公債比率の基準17%台の達成時期について平成22年度を目標とし、その裏づけとして、1つ、平成19年度内を目標とした懸案の三星建材工場跡地の売却、2つ、普通会計での年3億円程度の地方債発行総額の抑制、3つ、繰上償還の実施といった3点の施策を挙げさせていただきました。藤田議員は、この財政健全化の観点に対して、議員の本分である一般質問におきまして、公然と異議申し立てをされたわけであり、私としては、その気構えに深甚なる敬意を表するものでありますけれども、議会という場において一般質問の形で、首長がマニフェストで示した基本政策に対しまして、異議申し立てをされるならば、まず、議員御自身がなぜそのようにお考えになるのか、お示しくださるのが、町の発展と町民の皆様のご幸せを、全身全霊を傾けて追求する首長と議員のあるべき関係であると思っておりますが、議員、いかがでございますでしょうか。

観念がどのように形成されるかといった論理学の考え方としまして、ドイツの哲学者でございますヘー

ゲルが、不朽の労作と名高い「精神現象学」の中で述べた弁証法のように、テーゼ、アンチテーゼ、ジンテーゼ。正反合でございますけれども、そのように議論が織りなされて発展し、新たな観念が形成されていくのではないかと考えますが、異議申し立てをされるならば、是非論を闘わせるのが、言論の府であるべき議会に求められる建設的な議論ではないのでしょうか。

また、議員は、平成18年度の実質公債費比率が21.6%という借金負担の重さが県内ワースト第1位となり、改めて町民に町の真の姿があらわれ、衝撃が走りました——と述べられたときに、18%を超えると、地方債許可団体に移行するとされている。町の自立性を損なう大問題であると、おどろおどろしく問題を提起されております。この21.6%という数値は、近隣市町に先駆けて、住環境整備の充実を目的に進めている公共下水道事業や、道路、公園、学校などの社会資本の整備、三星建材工場跡地の購入、さらに榛原総合病院を初めとする一部事務組合の施設整備に係る負担金などが大きな比重を占め、結果的にこの数値を押し上げる要因となっております。ちなみに申し上げますと、21.6%のうち、公共下水道事業が4.7%、三星建材工場跡地の購入が1.9%、榛原病院の整備が1.1%となり、この3つの事業だけで7.7%となります。これがなければ13.9%となり、健全財政ということになります。議員は大なたを振るえと言われますけれども、三星建材工場跡地は、企業に売却すれば片はつきますが、公共下水道事業や榛原病院の整備は、議会の承認を得て実施しているものであり、簡単に数値を下げるわけにはまいらないのではないかと考えます。数値をお示しの上、大なたを振るい、ぶった切る事業を教えてくださいいただければうれしく思います。

さらに議員は、牧之原市との合併推進論者と聞いておりますが、県の市町村合併推進審議会が、今回の合併構想の中に組み入れました東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、芝川町、由比町、川根町、富士川町、森町、岡部町、新居町の中で、最も数値が高いのは富士川町で16.9%。低いのは新居町で7.9%となっております。議員は、我が町の数値である21.6%をもって、我が町の真の姿であると言われましたが、16.9%から7.9%までにおさまり、議員の言葉をかりれば、真の姿がまさに健全財政である。上に挙げました12の町が、なぜ合併をされるばかりの財政状態であるのか。説明がつかないような気がいたします。私は財政に暗いです。実質公債費比率の算定要領は難しく、なかなか物にすることはできません。議員は21.6%を我が町の真の姿として警鐘を乱打された以上、財政通を自認される議員として、ぜひとも合併構想に組み入れられましたそれぞれの町の真の姿が、健全財政であると国からお墨つきをもらったにもかかわらず、当の財政の問題を指摘されて、合併構想に組み入れられたのか。実質公債費比率の算定要領をもとに、その辺の事情もわかりやすく教えてくださいいただければ、うれしく思います。

○議長（吉永満榮君） 5番、藤田議員。

○5番（藤田和寿君） 一般質問の御答弁、ありがとうございました。

反対に御質問を受けるとは、本当に1年生議員として光栄でございます。感謝を申し上げます。

私の言いたいことが、どうも直球で投げたために、御理解いただけなかったということが、甚だ残念ではございますけれども、まず、大なたという言葉ですけれども、やはり今後、将来において吉田町が、町長の所信表明にありますように、だれもが住みたくなる町という切り口で考えるに当たりまして、細かい指標とか、そういったことではなく、やはりどのようにして、この町を豊かな町、活力ある町にしていきたいかというような御答弁がいただけたらなと思ってはいたんですけれども、少し私が数字的なことで終始したために、少し質問の仕方が悪くて、大変申しわけございませんでした。

合併の話も出ましたけれども、町民が合併は要らないという意思表示をされておりますので、私も単独でいくという気持ちで今おりますので、その辺のところは誤解のないようお願いしたいと思います。

それでは、再質問の方に入らせていただきますが、先ほど資料の方でありましたが、実質公債費比率21.6%を18%に、平成22年度までに下げるとのお話でありました。数字的に言うと、非常に疎いものですから、単純計算で、分母分子を減らすとどんなことになるのかなということで、試算をいたしました。毎年です、毎年。分母の標準財政規模を現状の平均よりも10億6,000万増。毎年、分子ですね。公債費等負担を1億9,400万減らせば、17.9ということで、18%以下になるというような数値がありました。素人考えで、すごい数字だなというような理解でございます。先ほど町長の方から話があったとおり、町内で行っています集中改革プラン110項目の取り組みをされていると理解しております。その110項目の星取表を拝見させ

ていただきますと、すべてが実地、検討ということで、非常にすばらしい状態だなと思います。今ここで大なたを振るわなければならないのではないかと、先ほど町長が言われましたとおり、粛々と少しずつの改革、コスト削減等により、財政健全化は非常に早めてやらなければならないと考えていることは、私も同感でございます。そのやられている行為がむだとか、そういう非難ではございません。それは十分に理解いたしまして、それに対しては、議員の1人としても援助したいし、やはり各課回りをまして、税務課来ましたら、徴収率が98%目標行っていますよ。公共下水道の方にお訪ねしましたら、公共入札のために予定価格の8割方で工事を遂行していると。当初の予定よりも2割増の工事が進んでいるということのお話もいただきました。町民課に行きますと、下水道が結ばれない地域においては、合併浄化槽、地域再生法にのっとり、公共下水道施設事業の補助金をいただきまして、合併浄化槽の補助金も出していると。非常にすばらしい町だなということは、十分理解しております。それをあえて否定するつもりではございません。しかしながら、より一層の町の幸福、発展を願う気持ちというものは、失われるべきではないと思います。現状に満足しないで、より一層の吉田町の発展のために、あえて再質問をさせていただきます。

先ほど出ました中山三星建材跡地の件でございますけれども、過日、担当課の方に行きまして、過去のいきさつ等、る説明をいただきました。当初、運動公園ということで設置し、御答弁のとおり、購入決定からわずか5年です。5年で方向転換することになりました。町民の共通の財産であり、今後取得できない貴重な不動産としての位置づけもあるものだと考えます。そうしたときに、平成17年度第1回定例会に示されました方針で、売却の方針だという表明が、「広報よしだ」の町長からのメッセージに載っておりまして。その後、その中に、町長の同年4月のメッセージの中に、説明を果たすべき時期が年度末に来るであろうというような御答弁が入っていたと理解しております。その辺のところ、購入したときのいきさつ、今度売却するときのいきさつ、その辺のところ、どうも皆様方に理解がされにくいところがあると思いますので、その辺のところ、できましたら、明確な形で、改めて本年度中に売却するのであれば、過去の検証、購入から現在に至るまでの内容で、売却に至ったまでの方針の転換を、町民の皆様方に、マニフェストに載っているというお話ではございますが、公の場で御開示をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（吉永満榮君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 議員の御質問でございますけれども、まず、あの土地を12億で買った。基本的に町の予算84億であれば、町の7分の1でございます。12億というと、案外わかりやすいような数字でございますけれども、仮に国の予算84兆としまして、84兆円の中の12兆円の土地を、何の書類も残さずに買ってしまふということは、どれほど暴挙であるかということですね。これは議員であれば、おわかりいただけると思います。84兆円のうちの12兆円分を買ってしまう。これが国民の前に、仮に国会で国民の前に出されれば、とんでもないということになりますね。当然のことながら、即日内閣は倒れるでしょう。しかしながら、我が町の場合は、12億という数字は、案外近いような数字であるものですから、右から左というふうなことになったんだと思いますけれども、その12億でございますけれども、24年度まで、大体年1億4,000万。町が持っていれば、大体1,700万。ということになりますと、基本的には1億6,000万円分は、町は何ら使えないことになります。ましてやまた、24年度まで払った後、今度は総合運動公園をつくるというようになった場合も、また借金でございます。当然のことながら、10億以上の金になるでしょう。そうした場合、町は当然のことながら、この今後十数年にわたって、ひどい場合は十五、六年以上にわたって、毎年一億五、六千万払わなければならない。そういうことは、町民の皆様にとっていいことであるかどうかというふうなことを考えれば、なかなか難しいものであると私は考えております。

そして、議員が実質公債費比率21.6%というものが、町の真の姿であるというようなことになれば、これは衝撃が走り、町民の皆さんが驚かれたというわけですから、その一つの策としても、早期に売却するというふうなことも、当然これ考えなければならないと、私は思っております。

さらに、実質公債費比率でございますけれども、その分母の中に、標準財政規模というのがございます。標準財政規模というものは、企業等を誘致し、税収等上げることによって、標準財政規模は上げていくというふうなことになりますと、結果として分母が多くなりますので、いわば実質公債費比率が下がって

くると。これは若者でもできる計算でございますので、私も若者ぐらいの財政通でございますけれども、そのぐらいの計算はできます。だから今もって、その辺のことを申し上げたわけでございます。

基本的に、この町をさらに裕福な町にしていくというふうなことは、私の基本的な考え方でございますので、あそこに企業を誘致して、よりよく町民の皆さんの就業の機会を提供し、もって町の財政を潤おすというようなことを考えた方が、私はよろしいと思っているものですから、そのように考えさせていただきます。19年度中に売却する予定でございますし、近いうちにあその鑑定等も始まります。実測等もでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（吉永満榮君） 5番、藤田議員。

○5番（藤田和寿君） 明確な形で、公正な形で売却先が決まり、固定資産増ですね。過去の累積の債務に償還金の減資ができるよう望むものでございます。

先ほど町長から御答弁ありましたとおり、社会インフラ、公共下水道、榛原病院改築、今三星の話が出ましたので、それはちょっと割愛しますけれども、この2つが大変実質公債費比率を上げている要因だという資料は、平成18年度9月8日の第3回定例会全協の資料でいただきました。その三大影響因子が、今振り返ってみますと、国の施策でそのような指数が出ることによって、吉田町の財政が急遽展望したわけでございますけれども、その悪くなった原因というものが、住民の福祉の公共下水道、榛原病院の改築工事であるわけです。それを踏まえて、やはり福祉とサービス、なおかつ町の健全な財政と、先ほど町長からお話があったように、アンチテーゼの中で、非常にゆゆしき問題でもありますし、将来負担を強いることでもありますので、先ほど町長からお話をいただきましたパブリックコメント、やはり住民の皆様方に理解をいただきながら、その辺の施策をより一層邁進していただきたいと思っておりますし、行政コスト計算書。これは、サービスにおいてどれだけコストがかかったかということが明確になります。ぜひとも今、三大影響因子となっております公共下水道事業、負担金を出しております榛原総合病院、あと売却が決まっておりますけれども、この2点に関しましては——売却はちょっと失礼。間違えました。榛原病院の2点に関しましては、費用対コストのレベルを開示することによって、住民の皆様方に100のサービスを享受していただくのに、200のコストがかかっていますよ。300ですよ。98ですよ。その辺のところはやはり皆様方にははっきりと情報公開がされてはいないのではないかと思っております。やはり町民の皆様方にも、今、町の自分たちが生活している住環境の整備という問題は、皆様方非常にすばらしい住環境を得たいという欲望があるのは、当然のことと考えますが、限られた予算の中でやるサービスというものも、限りもありますし、将来においての子供、孫への負担増になることになると考えます。そういったことから、住民の皆様方と協働で、その辺の本当に難しい問題を、町長みずから、町民の皆様方とひざを交えてお話し合いをし、開示していく必要があると考えます。そういったことから、公共下水道事業、負担金を出している榛原総合病院の今後について、今、町長のお考えをお聞きしたい。

○議長（吉永満榮君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 先ほど申し上げましたように、公共下水道事業は、実質公債費比率21.6%のうちの4.7%。最大のものです。しかしながら、公共下水道事業というものは、平成2年度に町が実施しました町民の皆さんの要望の中で、一番割合の高かったものでございまして、その辺を受けて、当時の執行部が公共下水道事業をやろうと決断され、そして議会がそれに対してオーケーをされた。そのことであると私思っております。

しかしながら、このスピードでいきますと、やはり大きな荷重になることは目に見えておりますので、議会の皆様ともいろいろお話ししながら、そのスピードというものにつきまして、幾分緩和していくというふうなことも考えなければならないと思っております。

また、榛原病院の問題でございますけれども、榛原病院の問題は、1.1%の実質公債費比率の負担割合の問題ではございません。最大の問題というものは、年10億を越す経常損失の累積でございます。これがいずれ大きな問題となってくることは明確なことでございますので、私はこれまでも何回も、榛原病院の側、すなわち牧之原市が管理者でございますので、牧之原市を主体とした運営会の中において、この辺の

ことについて、激しく、何とかしてもらいたいというようなことは申し上げてきたつもりでございます。今度、病院のあるべき懇談会ですか。これができるようでございますけれども、議会が終わりましたら、東京と大阪の方に行きまして、病院経営の専門家に、その辺を聞いてまいりたいと思っておりますけれども、それを踏まえて、当然のことながら、町民の皆さんに、そこら辺の情報を公開しながら、町民の皆さんが下水道事業の今後の推移、ましてや榛原病院の経営等につきまして、それなりに判断ができるように、わかりやすく情報等を提供してまいりたいと思っております。

○議長（吉永満榮君） 5番、藤田君。

○5番（藤田和寿君） 残り時間5分となりまして、最後でございます。

今、町長からお話いただきました公共下水道事業でございますけれども、ただいま地域再生計画に基づき、汚水処理施設整備交付金を3年ずついただきまして、平成22年度、事業認可がおりている地域におきましては、交付金で賄う計画であることは、町長の所信の中に書いてあるとおりでございます。しかしながら、平成23年度以降、今、町長の方から御答弁いただいたとおり、今後の展望として、平成2年に住民の皆様から大変要望のありました公共下水道事業でございますが、平成2年から、今平成19年、17年たつて、住民の皆様の価値観、要求事項等も変わっていると考える次第でございます。その辺を踏まえて、ただいま策定中の第2次吉田町国土利用計画、都市計画のマスタープラン等を絡め、都市計画決定区域を今後延ばしていくという予定であるということをお聞きしておりますが、都市計画区域、今行われております土地区画整理事業を踏まえた大幅な吉田町のプランの見直し。もちろん先ほどお話をいただきましたように、第4次総合計画にのっとり行われるわけでございますが、今、非常に町内としても、組織的にまとまっておりますし、2期目を迎えて、非常にパワーのある町長におかれましては、なお一層、大幅な改革を期待するつもりでございます。そういった意味からでの大なたという質問でありました。もう一度聞きます。大なたを振るうおつもりありますか。お願いいたします。

○議長（吉永満榮君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 大なたを振るうと、何度も議員おっしゃいますけれども、大なたを振るうと、私もこれまでも第1期目でやってまいりました、入札問題もそうでございますし、日曜開庁の問題もそうでございます。さまざまなサービスと、それからさまざまな、ゼロベース検証における、町民に説明できないような事業、それから町民の皆様が説明できないような手当等につきましては、大なたを振るわせてもらいました。今後はむしろ、そういう事業のこともございますけれども、むしろ町民の皆様の意識の中において、この町をどんなふうにしていけば、町民の皆様が住みたい町になるのか。財政等も踏まえて、じっくりと町民の皆様に情報を公開して、共通意思を確立していくと。そのようなことの方が私は重要であると思っておりますし、また、職員の意識においても、私の方から、このような町をつくりたいというようなことは、常々申し上げておりますので、それにおいて、いわば職員の皆さんも、町を経営する人間としまして、今後こういうような形でやりたいという共通意思を持たせていくのが、私は大事なことであると思っております。

○議長（吉永満榮君） 5番、藤田議員の質問が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（吉永満榮君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

今回はあす14日木曜日午前9時から本会議一般質問でございます。よろしくお願いをいたします。

本日はこれにて散会します。

散会 午前11時54分

開議 午前 9時00分

○議長（吉永満榮君） 改めて、おはようございます。

本日は定例会第10日目でございます。

◎開議の宣告

○議長（吉永満榮君） ただいまの出席議員数は14名全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎一般質問

○議長（吉永満榮君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は通告順序によって行い、1人の質問及び答弁に要する時間は60分以内といたします。関連質問はございません。

それでは、順番に発言を許します。

◇ 佐藤正司君

○議長（吉永満榮君） 1番、佐藤正司君。

〔1番 佐藤正司君登壇〕

○1番（佐藤正司君） 1番、佐藤です。

私は、さきに通告してあります国民健康保険についてと、町立保育園についての2点について質問をします。

初めに、国民健康保険についてですが、私たちの実施したアンケートにも国保税は高過ぎて、払いたくても払えない。何とかならないか、や会社を退職し、国保に加入したが、保険税が高いのでびっくり。間違いではと役場に聞いたところ、間違いではないと言われ、がっかり。収入の少ない私は本当に困っています。

また、最近6月になって納付書が来たが、なぜこんなに高いのか怒りがわいてくるなどの声が寄せられています。

町では平成16年8月の臨時議会で所得割が5%から7.5%に、資産割が28%から29%に、均等割が2万400円が2万4,000円に、平等割が2万7,600円を2万8,800円に値上げしました。この大幅な値上げで、加入者は大きな負担を強いられています。この年、納付書が送られた後、役場に問い合わせや苦情が数多く寄せられたのではないのでしょうか。この税率引き上げが妥当であったのか。また払える国保税にすべきではないかという観点で、町長のお考えをお聞きします。

平成17年度の県発行の国民健康保険事業状況によると、県内42市町中、1人当たりの国保税が吉田町は長泉町に次ぎ2番目に高くなっています。

一方、1人当たりの診療費は低い方から岡部町に次いで下から2番目、41位になっています。かかった医療は安いのに、納める税が高いのはなぜか納得のいかないところがあります。これは吉田町の国保税が

必要以上に高過ぎることだと私は思います。町長はどう考えますか、お尋ねします。

この3年間、平成15、16、17年度の決算を見ると、その年ごとの滞納世帯は、15年度は647世帯、16年度は646世帯、17年度は682世帯です。過年度分の滞納世帯を含めると、15年度は923世帯、16年度は987世帯、17年度は997世帯とふえています。

滞納額では、滞納繰越分を含めて、15年度は1億8,986万円、16年度は2億200万円、17年度は2億2,397万円とふえ続けています。担当課でも対策を立てて努力はしているようですが、高過ぎて払いたくても払えない状況があるのではないのでしょうか。町長はどのように考えますか、お聞きします。

基金積立額と基金保有額を見ると、15年度に基金保有額が7,879万円あったところ、16年度基金を8,600万円積み立てて、基金保有額が1億6,480万円に、17年度は4,164万円積み立てて、基金保有額が2億644万円に、18年度は5,027万円積み立てて、基金保有額は2億5,671万円になります。

町長は、平成16年9月の広報で、基金積立額について、町の条例では当該年度と、その前年の2カ年に保険給付などに要した費用の額の平均額の100分の5以上に相当する額を当該年度の基金として積み立てるものとするとして定めています。これによれば、年間の積み立てが8,500万円になり、積立額としては2カ年分として1億7,000万円くらいが望ましいものと思われまして説明しました。18年度までで2億5,671万円もの基金は、町長の目安から8,000万円も多くなっています。

さらに繰越金を見ますと、平成15年度は4,013万円、16年度は9,241万円、17年度は1億252万円になっています。18年度の決算は翌年度への繰り越しをどのくらいと見ていますか、お聞きします。

基金保有額、繰越金のいずれを見ても、平成16年度の国保税の値上げは取り過ぎだと思えます。私は、取り過ぎた分は加入者に返すべきだと考えますが、町長はどう考えますか、お尋ねします。

次に、保育園についてですが、3月に開かれた平成19年第1回吉田町議会定例議会で、町長の施政方針によると、3つの重点の中に子育てが上げられ、特に乳幼児医療費の完全無料化や児童医療費助成制度のスタート、地域子育て支援センター、放課後児童クラブの充実など、先進的な取り組みとして評価するものです。少子・高齢化の中で、これから子供を生み育てていく若い人たちにとって、子供が生まれてから小学校に上がるまでどう育てるか大きな悩みではないのでしょうか。現在進めている子育て支援をさらにきめ細かく実情に合わせていく必要があります。その中で私は、町立保育園について4点質問します。

1点目は、職員の体制についてです。町内の5保育園で正規職員が配置されず、臨時職員のためのクラスが4クラスあるが、どういう事情から現状になっているのですか。現在の保育士は正規が43人、うち育児休業中が2名、臨時が41人。この中には障害を持つ子に対して、10人の保育士がついています。こういう体制で保育を行っているけれども、正規の職員が少ないことがこうした体制になっているのではないのでしょうか。

2点目に、正規職員をふやす計画はあるのかお尋ねします。

3点目は、ゼロ歳児保育についてですが、現在町が実施している生後10カ月からの保育では、女性が安心して働き続けることができにくいのではないかと。みんながみんな育児休業をとれる状況にないので、自営業や中小企業に働く人などは困っているのが現状ではないのでしょうか。町が子育て支援と言うなら、産休明け保育も考慮に入れて、当面生後6カ月からの保育は考えられないのでしょうか。

4点目は、育児休業中の上の子の継続入所についてです。

保育園入園申込書のあらましに書かれていて、第2子が生まれ、親が育児休業をとると、上の子が3歳未満児の場合は退園を余儀なくされています。子供のことを考えると、親が希望すれば引き続き保育すべきだと私は思いますが、町長はどう考えますか。

以上、質問します。

○議長（吉永満榮君） 町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 国民健康保険についてお答えします。

まず1点目の1人当たりの国保税が県下で長泉町に次ぎ2番目に高い。国保税が必要額より高過ぎる結果ではないかについてですが、我が国はすべての国民が政府管掌健康保険などの被用者保険や国民健康保

険という公的医療保険制度に加入し、だれもが安心して医療を受けることができる国民皆保険制度のもとで、世界最長の平均寿命や高い保険医療水準を実現してまいりました。

他方、急速な高齢化の進展、経済の低成長への移行など、我が国の社会経済情勢の変化は、国民健康保険加入者に占める年金受給者を中心とする高齢者や無所属者に加え、低所得層の割合を高めています。その結果、国民健康保険税収入の低下につながり、国民健康保険事業の運営を圧迫する大きな要因となっている事実は否めません。

国民健康保険税は、当該年度に必要とする医療費をもとに決めますので、医療費の増加が見込まれますと、その財源としての国民健康保険税の税率は必然的に引き上げざるを得なくなります。このような中、平成16年度におきまして、毎年増加傾向にある医療費を勘案して、健全な国民健康保険事業の運営を確保すること及び平成16年度、17年度の2カ年度にわたっての税率引き上げを避けるため、平成16年度、17年度の医療費を推計した上で、両年度における税収入の必要額を算出し、それに見合う税率に改正したところであります。

具体的には、まず最初に、平成15年度以前の医療費と国民健康保険加入者の実績数値を参考に、平成16年度、17年度の医療費を推計し、次にその医療費から国庫補助金等の見込み額を差し引いて、両年度における必要な税額を求め、それに見合う税率を算定いたしました。

改正時の医療費の推計につきましては、過去における医療費や国民健康保険加入者数などをもとに算出されましたので、当時としましては妥当な判断と受けとめておりますが、結果として平成16年度、17年度の決算額は幸いにも税率改正時の医療費の推計値を下回っております。

これは国民健康保険への加入者数が減少したことや加入者の皆様方の健康管理に対する意識の高揚と、町が推進してまいりました人間ドック検診事業を初め、ダンベル健康体操、パンサー、ヨガ教室などの各種事業の効果が医療費の抑制につながったものと受けとめております。

2点目の、高過ぎる国保税が年々増加傾向の滞納世帯、滞納額の問題を深刻化させているのではないかについてですが、国民健康保険事業は御存じのように、社会保険の一環として、市町村の特別会計をもって運営されているものでありまして、当該事業にかかる財政は、基本的には当該特別会計において適切に経理されるものでございます。

国民健康保険税は、前年度の所得に対して課税されるため、今日のような社会経済情勢が大きく変化する中ではリストラなどの非自発的離職者や前年より大幅に所得が減少した自営業者にとりましては、国民健康保険税の負担は厳しいものになっていると予想されます。

しかしながら、国民健康保険制度は加入者の相互扶助で成り立っている制度でありまして、国民健康保険税、国庫負担金、その他の収入金を財源として保険給付などを行う事業であり、市町村の事務事業の中では独立した事業として位置づけられております。

したがって、独立採算を旨とする特別会計として経理されており、支出額に応じて収入額を確保しなければなりませんので、支出額を賄う収入額の確保が絶対条件となります。

被保険者の医療需用に応じて変動する支出額は、収入が見込めないといって、これを抑えることはできないという性質を持っております。国民生活が多様化する中、納税意識の希薄化とモラルの低下が全国的な傾向にあることを考えますと、今回の税率改正が滞納に直結する要因とは受けとめておりません。改正前と改正後の現年課税分における滞納世帯数を比較しましても、ほぼ同数で推移しており、増加の傾向はほとんど認められない状況でございます。

近年の不況により、勤務先からのリストラ等で失職した方や生活が困難な方などへの対応につきましては、その生活の実態に応じた国民健康保険税の納付方法についての相談を受けたり、納付誓約を交わしたりして収納促進に努めております。

今後も納付相談に来庁されました被保険者にたいしましては、国民健康保険制度の趣旨を説明し、御理解いただくとともに、国民健康保険税の納入につきましては、きめ細かな相談を実施してまいりたいと考えております。

3点目の、平成18年度の収入見込みで繰越金をどのくらいに見ているか。平成16年度の税率引き上げ以

降、平成16年度、平成17年度決算の繰越金の額及び基金積立額、また平成18年度の積立額を見ると、平成16年度の平均36%の大増税は取り過ぎであると考えますが、どうかについてお答えします。

決算とは、1会計年度における歳入歳出予算の執行状況をまとめたもので、5月末の出納整理期間の閉鎖後、監査委員の審査を経て議会に提出し、議会の認定を経た上で確定するものでありますので、決算の調整が終了していない現段階におきましては、平成18年度の繰越金に対する明確なお答えはできかねますので、御理解賜りたいと思います。

なお、平成18年度の決算は5月議会で御審議をいただくことになっております。国民健康保険事業における当該年度の医療費は、当該年度前の給付実績に基づき、保険給付の割合別に当該年度の加入者の人数と1人当たりの負担金額をもとに、年間に必要とされる数値を推計しますので、その際に70歳以上の加入者の医療費や近年の医学の進歩、医療技術の高度化による長期入院などに伴う医療費につきましては、増加要因として加味しております。

医療費の発生要因は、病気やけが、高齢や障害など、さまざまであり、疾病の種類も多種多様で、治療などにかかる費用も疾病の種類ごとに定まるものではありませんので、予期せぬ疾病の流行などにより、医療費が急増することも十分に考えられます。

先ほども申し上げましたが、平成16年度の税率改正は、こうした状況を踏まえて、単年度の引き上げをしたものではなく、複数年の医療費を推計し、それに見合う税率改正をしたものであります。

税率改正後の繰越金が若干多目になっておりますことは、改正後における所得の伸びが大きな要因と考えております。

なお、国民健康保険特別会計における繰越金の特徴としましては、国庫支出金である療養給付費等負担金は実績による精算を次年度に実施いたしますので、繰越金のすべてが積立金となるわけではなく、この精算分相当を差し引いた額が実質的な繰越金と言えます。

繰越金等を基金に積み立てるのは突発的な病気の流行などによる医療費の増加に対して補てんするための財源であり、国民健康保険特別会計における財政安定化のためにも必要不可欠なものでありますので、議員におかれましては、この趣旨を十分に御理解いただき、国民健康保険事業の運営に対しましても格別なる御支援を賜りたいと存じております。

続きまして、町立保育園についてでございますが、1点目の正規職員が配置されず、臨時職員のみでクラスがあるが、どういう事情か。現状になっているのかについてお答えします。

児童福祉法第45条の規定による児童福祉施設の設備及び運営についての配置基準における保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない乳児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上4歳に満たない幼児おおむね20人につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上とすると規定されております。

毎年入園する園児の数によりクラス分けをするわけですが、歳児別のクラスにおいて、クラス数につきましては、その年々の入園児数により増減します。原則として各クラスに正規の保育士を配置することにしておりますが、クラス数がふえた場合、限られた人数の正規職員を各クラスに配置することができない事態が生じることも事実でございます。その場合には臨時職員を配置するわけですが、だれでもよいというわけではありません。臨時職員といえども、経験豊富なベテランの保育士を選考し、配置するように心がけております。

2点目の、さきの3月定例会で町長は臨時保育士について、平成18年度から臨時保育士の待遇面を改善しました。臨時から正規になる機会がありますと答弁しているが、正規職員をふやしていく計画はあるかについてですが、昨年度多くの保育士が退職したこともありまして、本年度は5名の新規職員を採用いたしました。

保育士としての受験資格要件は、保育士資格を有する短大卒以上であること及び一定の年齢枠に該当していることです。対象年齢はその年の事情により異なりますが、本年度は昭和55年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた方という条件がありますので、臨時職員で受験できるのは対象年齢を満たした人のみとなりますが、ここ数年は臨時職員からも毎年1名程度が採用されております。

また、平成18年度より臨時保育士の時間給を918円から1,050円に引き上げ、処遇面の改善も図っております。

吉田町の定員管理計画におきましては、国家公務員の定数削減に準じ、平成21年度までに4.9%以上の定員削減が義務づけられており、保育士もその対象となっておりますので、新規職員の採用につきましては保育士に特化して増員を図るというのではなく、定員管理計画に即して、全体の職員配置のバランスを考慮したものでなければなりません。したがって、保育所を含む正規職員の採用は退職者の欠員補充程度の人数にとどまらざるを得ないと考えております。

次に、3点目の、現在町が実施している生後10カ月からの保育では、女性が安心して働き続ける環境を整備する観点から不十分である。町としてどう対策をとるのかについてですが、吉田町の保育園の入所年齢につきましては、現在生後10カ月以上としております。この生後10カ月以上という年齢制限は、女性が安心して働き続ける環境を整備する観点から不十分ではないかということでございますが、育児休業制度を活用している人の場合は、この年齢で十分対応できるものと受けとめております。

また、産後休暇8週後、直ちに働かなければならない人にとっては十分とは言いいませんが、保育の現状から察しますと、生後10カ月では愛情表現ができない園児も見られ、また、園児の低年齢化は親子のきずなを希薄にする一因となる。加えて、保育園での保育と家庭での育児の違いもありますので、余り低年齢での保育は好ましいものではないと考えております。

食事という観点で見ますと、通常生後5カ月より離乳食になるわけですが、現在生後10カ月で入所の園児で離乳食が終わっていない幼児に対しましては、食材を細かくきざんだりして対応しておりますが、今後低年齢での保育が増加した場合には、より一層きめ細かな献立や調理方法が求められるとともに、保育士の増員等につきましても考慮していかなければなりませんので、入所年齢の引き下げにつきましては慎重に検討する必要があると思っております。

4点目の育児休業中、上の子供が3歳児未満の場合、退園を余儀なくされている。継続して保育園に入所できる選択肢を持てるようすべきではと考えるが、いかがかについてですが、家庭での保育は乳幼児を育成する上で重要なことですが、保護者、育児休業をすることとなった場合、育児休業開始前から入所している児童につきましては、児童福祉の観点から、引き続き入所の必要があると認める場合には、継続するとしております。

継続入所の判断基準としましては、次年度に小学校への就学を控えているなど、入所児童の環境の変化に留意する必要がある場合や、当該児童の心身の発達上、環境の変化が好ましくないと思料される場合などが考えられます。このような観点から、当町では3歳児以上の児童の集団生活の必要性を重視し、継続入所を認めております。

他方、ゼロ歳から2歳までの園児につきましては、育児休業期間中は保護者のいずれもが当該児童を保育することができないと認めがたいことから、一たん退園していただき、育児休業の終了日以降に再度入所することを認める取り扱いとなっております。

1人あるいは複数の子供を持つ一般家庭の専業主婦の場合、当然のことながら産後といえども、乳児ともども兄、姉の育児を行わなければなりません。したがって、育児休業中の保護者は、その期間中は一般家庭の専業主婦と同じような立場にあるものと考えられます。

人口減少社会の出現が叫ばれる中、家庭の保育力や地域の子育て力の低下が危惧されておりますが、その子にとりましては、今何が一番必要なのかみんなで真剣に考えなければならないのではないかと考えております。

○議長（吉永満榮君） 1番、佐藤正司君。

○1番（佐藤正司君） 1番、佐藤です。

再質問をいたします。

初めの国保の方ですけれども、今町長、答弁しましたけれども、幾つかの点で納得できません。私が求めているのは、吉田の国保税が高過ぎると言ってもいいくらい高いということをまず見てほしいということです。吉田町では滞納問題、滞納世帯ですけれども、約1,000世帯に近い数字なんです、これは全国平

均よりも上回っている数字だと思います。

吉田町の1人当たりの診療費が安いというのは統計上出ています。これは数年さかのぼっても資料を調べたところ、この傾向は何年も続いています。それは先ほど町長がおっしゃったように、高齢化率がやや低いということもありますし、予防などに力を入れていることなどあるかと思えます。軽いうちに受診して、早期に治っているなどの原因はいろいろ考えられますけれども、それにしても1人当たりの税額がいつも県平均より上にあります。17年度では1世帯当たりでは県下で一番高くなっています。1人当たりでは県下で2番目でした。診療費が安いのに税が高い。これはちょっと納得できません。

それと、税率の決め方についてですが、平成16年度の値上げのときに、収納率を92%で試算し、92%の人が100%を請求していることです。収納できない8%分をかぶせていることになりませんか。これ16年度るとき、この8%分というのは、金額にすると約6,280万円分です。

もともと国保税というのは社会保険と比べて税が高く設定されているとは思われます。例えば1人で生活していて、年収300万円の人は、社会保険の場合は年間の保険料は12万3,000円です。一方、国保税で計算すると、年収300万円の人は、資産割は除いても国民健康保険税は22万9,050円、資産割、均等割、平等割など社会保険にない試算方法をとっているからですけれども、これだけ重い負担になっているので、収納率の低い分をさらに上乘せするやり方というのは、どう考えても理屈に合わないと思います。こういう計算でよいのでしょうか、お聞きします。

○議長（吉永満榮君） 佐藤議員、質問場所でお待ちください。

○1番（佐藤正司君） はい。

○議長（吉永満榮君） 答弁はどなたが。

町民課長、大石修司君。

○町民課長（大石修司君） 町民課でございます。

今の御質問ですが、先ほど町長の答弁でもございましたが、国保会計は企業会計ということで、その中でやり繰りをいたしますので、当然のことながら、その中で賄う必要がございます。したがって、平成16年度の改正時におきましても、単年度でなく2カ年で税率を決めさせていただいた経緯がございますので、その辺を御理解をいただきたいなというように存じます。

○議長（吉永満榮君） 1番、佐藤正司君。

○1番（佐藤正司君） 何か答えがうまくかみ合っていないと思うんですけども、16年度の臨時議会のときの議事録を私も読ませていただきましたけれども、いろいろ意見というか議論はされていたようなんですけれども、このとき決まった後、町長は、16年度の「広報よしだ」10月号で、国保税の値上げのことで町民に説明しているんですけども、町民の皆様にも痛みをお引き受け願うことは、とてもつらいことですが、国保事業の健全な運営のために、何とぞ今回の国保税改定を御理解いただきますようお願い申し上げますと説明していました。

しかし、その後、16年度、17年度の決算報告が「広報よしだ」に載りましたけれども、国民健康保険事業の歳入額や歳出額は載せていますけれども、基金保有額や繰越金の報告などは載っていません。最近図書館に議会議事録や予算書、決算書を置くようになっていますので、そこで資料を見ればわかることなんですけど、一般の町民には決算がどうなっているのかはなかなかわかりにくいという状況です。

町長は、痛みを町民にお願いしたのですから、税率は引き上げて幾ら黒字になったのか。黒字以外に基金という貯金が幾らになったのかはつきり町民に知らせるように広報に書くべきだと私は思います。少なくとも町長はこのとき目安として1億7,000万円ぐらいが必要というふうに述べているわけですが、現在基金積立額はその1億7,000万円よりも8,000万円超過しているわけですね。ですから、この部分だけでも加入者に返すべき、値下げするべきだと私は思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（吉永満榮君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 議員に1つ確認してもらいたいことがありますけれども、16年に値上げしたときの税率36%、なぜあのような高率なものになったのかについて、議員御存じですか。

私の前の町長るとき、本来は国保税の値上げをしなければならぬような状況になったにもかかわらず、

基金を取り崩して、いわば一時的にそれを基金の取り崩しでカバーしてしまったというがために、本来は値上げでカバーしなければならないところをしなかったものですから、結果として36%という高率になったわけです。

そして、当時は基本的にうちの持っている積立額はほとんどありませんでした。そういうことを考えたときに、当時8,500万円ぐらいの2カ月分ぐらいが望ましいと申し上げたわけで、確かに1億7,000万円というのが望ましいと私は申しあげました。

しかしながら、議員も当然のことながら御存じだと思いますけれども、平成12年度の国のいわば予算編成方針のときに国が説明をしております。基本的に保険給付費は取り崩しは25%以上が条件であるというようなことになっております。この25%というのは基本的に、医療費につきましては突発的な事態も予想されると。そういうことを考えると、余裕ある、いわば全体額として、当町の場合でいいますと4億2,200万円ぐらいが望ましいと言っているわけでございます。

したがって、今の私が議員にお答え申し上げるのは、やはり突発的な事態を考慮するならば、4億2,200万円ぐらいが欲しいと申しておきます。したがって、今2億円をちょっと超したという段階でもって、国保税の加入者にお返しするのは、私はどんなものかと思っております。

○議長（吉永満榮君） 1番、佐藤正司君。

○1番（佐藤正司君） それでは、広報で町民に説明したときのことに4億2,000万円というのは数字としては出てはいたけれど、あのとき、町長の意思としては、それは多過ぎるから1億7,000万円ぐらいということと説明されたと思うんですよ。この基金積み立てなんですけれども、条例では100分の5以上ということになっていますから、町長、これ8,500万円掛ける2としていますが、条例上では8,500万円以上というように理解すべきだと思うんですけども、これが掛ける2というところも私、ちょっと納得できないところなんです。

それと、この基金積み立てで取り崩すということは、過去2回くらいやっていらしゃると思うんですけども、それは税率を上げないための繰り入れとか、そのために使ったということであって、この基金保有額を取り崩したということは、過去に何かあったときに積み立てしておくということでは必要なのかもしれませんけど、何かあったから取り崩したということは過去一度もないということと聞いております。

ですから、1億7,000万円でも基金としては、私は多く持ち過ぎだと思っておりますので、その繰越金と基金積み立てを合わせれば、相当余裕が私はあると思うんですよ。

ですから、本当に今、先ほど町長もおっしゃいましたが、不況やリストラや倒産などで、町民は本当に困っている人が多いと思うし、本当に払うのが大変だということが私も数多く聞いております。ですから、ぜひこれは基金積み立てでも取り崩して、結局町民としては町長がおっしゃった以上に払い過ぎているというふうに思えるんですよ。積み立てに2億5,000万あって、繰り越しも相当あるということでは、これは本当に払い過ぎだというふうに私は思うんですけども、そこはどう判断されますか。

○議長（吉永満榮君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） まだ来ていない年の需用をどの程度考えるかという場合に、当然のことながら、その計算をする年までの趨勢でもって、さまざまな数値を出してやるのは当然のこととさせていただきます。そうした場合に、前回値上げしたときの数字、国保税の36%という数字は、それまでにかかったさまざまな数字を分析した結果として出した数字をもとにして算定したものが36%だというわけでございまして、結果として、それは確かに高かったということになりますけれども、それが不幸中の幸いでございまして、結果として町が国保税の積立額というものが本来25%、国の予算編成12年のときに、はっきり国の方で申し上げているとおりでございまして、やはり余裕ある積立額を持っておきたいというふうなのが基本的に一つの考えであると思っておりますので、それに近づいていることは、私は問題はないと思っております。

そして、議員が先ほどから収納率92%で取り過ぎだと言うわけですけども、92%ということは8%の方が滞納もしくは払えない方でございます。そうした場合に、8%の人が払わないからといって保険の給付が受けられないということであっては、これは困るわけでございます。したがって、8%の方も保険の使用ができるという形になりますと、当然のことながら100%の人は払ったものよりも当然のことなが

ら、より多くのお金を払っていただくというのは3歳の赤子でもできる計算であると私は思っています。

○議長（吉永満榮君） 1番、佐藤君。

○1番（佐藤正司君） 話がいろいろあちこちしますけれども、滞納の問題はまたこれいろいろ問題がありますので、別な機会にやりたいと思います。短期保険証とか資格証明書の問題があると思います。これはちょっとまた別な機会にやるようにしますけれども、今の滞納分を上乗せしているんじゃないかという私の意見に、今の説明だとちょっと納得できないと思うんですけども、現実には8%分は払っている人に割り振っているということではないんですか。それだから高くなるということではないんですか。

○議長（吉永満榮君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 8%の方がお払いしていないという場合に、例えば100人の場合に、8人の方がお払いしていないといった場合、92人の分が100の方が納める額として仮に仮定した数字を納めるなら、8%の方のお金はどこから出るんですか。当然のことながら8人の方の分を92人の方がカバーするというのは相互扶助の精神からいっておかしくないんじゃないですか。

○議長（吉永満榮君） 1番、佐藤君。

○1番（佐藤正司君） その8%の分は滞納をしている人の分ですから、これは私は先ほど別に話をすると言いましたけれども、これはこれで問題だと思います。これは最大限収納するという努力はすべきだと思うし、でも、高くなっていくということは、また新たに滞納者を生むということにはなりませんか。

○議長（吉永満榮君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 単純なことを議員にお聞きしたいんですけども、100人のうちの8人がその本来必要とするものについて払わなかったと。払えなかったという場合に、8人の方の医療費はどなたが払うんですか。

○議長（吉永満榮君） 1番、佐藤正司君。

○1番（佐藤正司君） そういう問題はどうか解決するかというのは、私も町長に逆に聞きたいんですけども、一般会計からの繰り入れとか、何か方法はあると思うんですよ。

○議長（吉永満榮君） 田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 一般会計からのいわゆる繰り入れというのは、私も何回もお話ししておりますけれども、二重課税になりますので、それはできません。

それと同時に、議員が8%の数の方、100人としますと8人の方の医療費をどこから持ってくるかということについて、何ら具体的な数値を示さずに私に尋ねられるのは失礼だと思いますけれども、御自分の意見をおっしゃるのが私は筋だと思います。

○議長（吉永満榮君） 1番、佐藤君。

○1番（佐藤正司君） じゃ今のことは私は払えないと思うんですよ、その8人ということは、8%ということでは。そこはだから払えない、払わない、払えないわけですから、今滞納の人に対しては保険証の取り上げとか、いろいろ制度としてはなっていますけれども、私はそれはすべきではないと思いますので、一般会計からの繰り入れということを言ったんですけども、これは二重課税だと町長はおっしゃいますけれども、でも、これは他の市町村ではやっているところが多いじゃないですか。何で吉田町だけできないんですか。

○議長（吉永満榮君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 国民健康保険にお払いした方、またその他の一般の町税を払われた方、二重に払うことは、私は町民の方に対して、私はそういうことはすべきでないと思っております。ほかの市町村がどのような事情でやっているかわかりませんが、私は国民健康保険事業というのは特別会計でございますので、その中においてプラマイゼロにしていく。これが基本的な物の考え方であると私は思っています。

○議長（吉永満榮君） 1番、佐藤正司君。

○1番（佐藤正司君） この二重課税のところは、前の議会でもいろいろ議論されていまして、その中で公共下水道ではどうだという意見が出たときに、公共下水道は全町カバーするから、これはいいんだという

答弁だったと思うんですけどね。

○議長（吉永満榮君） 町長、田村君。

○町長（田村典彦君） 議員、はっきりと都市計画税という言葉をもって、御発言いただきたい。都市計画税というものは、この吉田町をいわば満遍なく都市計画の中に入れていくという場合でございます。当然のことながら、将来的には都市計画税がカバーしているところにも延長していくと、そういう考えでございますので、基本的に何ら問題はないと私は思っておりますけれども。

○議長（吉永満榮君） 1番、佐藤君。

○1番（佐藤正司君） それを私、読んで疑問に思ったのは、そうおっしゃいますけれども、公共下水道、全町カバーしませんよね。来ないところがはっきりもうわかっているところでも図面の中で611世帯、約1万世帯のうち611世帯はその区域外になっていますよ。だから、その説明では納得できない。これはちょっとごめんなさい、本来の私は国保税の問題を聞きたいものですから、そちら側に戻しますけれども、やはり今町民の多くの方は、高いということで、何とかこれは下げるべきだと。下げてほしいという要望がありますので、そこは私、強く求めておきたいと思えます。

先ほど来、町長も国民健康保険ということでお話ししましたけれども、これはできたときよりも性格が大分変化はしていると思えます。できた当初は農業や自営業など中心の保険だったのが、今ではだんだん無職者、失業者、不安定雇用の労働者など、低所得者中心の保険に変わってきています。本来国の援助が手厚くなければ成り立たない制度だとは思いますが、それを国が国庫負担を45%から38.5%と、だんだん減らしてきています。これが現在高過ぎる国保税の元凶であるということ、この間NHKの特集番組などでも厳しく指摘していました。

自治体は、吉田町はと言ってもいいと思うんですけども、国の負担をもとに戻すことを求めることや一般会計からぜひ繰り入れなどを考えていただいて、少しでも税を下げることに努力していただきたいと私は思えます。

払える税額にするべきだと思いますので、時間もありませんので、保育の問題を再質問させていただきます。

先ほど町長、お答えになりましたけど、昨年やめたのが4人ですよ。ことし5人新しく入っているから、実質的には正職は1人増だということだと思います。臨時職員の方も資格を持って熱心に保育に取り組んでいるということはよくわかります。問題なのは、早番とか遅番とか、あるいは土曜日保育を今やっていますので、そこでの体制で、そこは正規職員がやっていると思うので、そうすると、平日の通常保育が正規職員の手薄になったりするのではないかと。また臨時職員というのはさまざまな事情で入れかわることが多いので、定員はあいていても保育士がいなかったり入れないとかということも出てくると思うんですよ。

だから、やっぱり先ほど正規職員はふやせないということの答弁でしたんですけども、やっぱりこれは保育士の働く環境を守るためにも、正規職員の割合はふやすべきだと私は思えます。

それから、ゼロ歳児保育のところ、10カ月未満をという私は要望しましたけれども、これは10カ月というのは、あくまでもこれ育児休業をとった後、再び働くということでは十分だと思います。だけど、私が問題にしているのは、育児休業をとれない人、自営業とか、そういう人は本当に困っているわけですよ。だから、10カ月という離乳食の話も出ましたけれども、ある程度大きくなっていますけれども、本当に困っている人は産休明けからぐらいいでもやっていただきたいということだと思います。

それと、先ほど町長いろいろ言いましたけれども、他の町ではやっているわけですよ。何で吉田町だけが10カ月なのか。先ほどの説明では私はちょっと納得できません。

これは確かに予算もかかります。給食も離乳食をつくるということになれば、予算もかかりますし、いろいろ整理しなくてはならないことがあるとは思いますが、これはぜひ今さらとわかばで9、9で18人ですか、ゼロ歳児保育をやられているのは。だから、私は吉田も先ほど大分進んでいる面はあると評価はしていますが、細かい対応でもっときめ細かにやっていくべきだと私は思っておりますので、町長、どうお考えになりますか。

○議長（吉永満榮君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 私は打ち出の小づちがあれば、幾らでもどんなきめ細かな対応であれ、どんな要求であれ、私はできると思っています。

しかしながら、私は残念ながら打ち出の小づちはございません。それで、限られた財源の中で、また国から職員数というものは定員管理、決められております。その分をじゃ例えば保育園の保育士の方を正規にしろというふうな形で、全員正規にしますね。役場のこの庁舎の中で働く職員はすべて臨時になってしまいます。そういうふうな不均衡ではなくて、やはり全体的に物事を考え、定員管理の中で保育士の正規の方はこのくらいというふうな形でやっていかなければならないと。それと同時に、議員おっしゃるように、本当にきめ細かな対応を要することがふえていけば、お金もどんどんふえていきます。そのお金はどなたがお払いになるのか教えていただければうれしく思いますけれども。

○議長（吉永満榮君） 1番、佐藤正司君。

○1番（佐藤正司君） 私は、臨時職員全員を正規にしろと言っているわけではありません。その臨時職員のみが4クラスあると私は言いましたが、万が一あつてはならないことですが、もし事故が起きたときは、ではだれが責任とるんですか。

だから、せめて臨時職員がクラスを持たない、正規の職員が担当するくらいの今4クラスと私は言いましたから、せめて4人ぐらいはふやしてもいいんじゃないかと思えます。保育の問題は、本当に今吉田町は町長もいろいろ胸を張って前進しているというようなことも言っていますけれども、やはり今少子化で子供を産んで育てることというのは大変な社会ですので、子育て支援のためにもやっぱりこれからの働く若いお父さん、お母さんをきめ細かい保育行政で応援していくべきだと私は思います。

○議長（吉永満榮君） 時間です。

○1番（佐藤正司君） 以上、終わります。

○議長（吉永満榮君） すみません、傍聴席の方がちょっと込んでおりますので、前の方、席をあけていただいて、上の方、おおりいただきたいと思いますが、よろしく願います。どうぞ。立っている方、下の方へ。詰めていただければありがたいと思いますが、よろしく願います。すみません、横井さん、ちょっと詰めていただけますか。

以上で、1番、佐藤正司君の一般質問が終わりました。

◇ 大塚邦子君

○議長（吉永満榮君） 引き続きまして、13番、大塚邦子君。

〔13番 大塚邦子君登壇〕

○13番（大塚邦子君） 13番、大塚邦子です。

私は、平成19年第2回議会定例会一般質問におきまして、さきに通告してありますとおり、財政的援助団体への指導は、並びに枝木、草の資源化について一般質問いたします。

初めに、財政的援助団体への指導はについて伺います。

本題に入るに当たり、現在我が町、そして我が町の民意がどのような状況にあるのか整理をしてみたいと思います。

2000年4月、地方分権一括法の施行に伴い、従来市町村長を国の機関として国の事務を処理させる仕組みであった機関委任事務制度が廃止され、新たに自治事務6割と法定受託事務4割に再構成され、国と地方の関係は上下主従の関係から、対等、協力の関係に変わりました。これにより、市町村には独創的な発想や知恵、マンパワーを活用した特色のある町づくりへの道が大きく開かれました。

このような中央集権から地方分権へ、またこれまでの国の下請機関から地方自治体のみずからの判断と責任において行政を運営する自主自立へと移り変わろうとする、その環境変化に我が町がしっかりと対応できるかどうか。

また、平成の大合併や国と地方の税財政を見直す三位一体改革などが矢継ぎ早に突きつけられる中で、我が町の将来像を描くことができるかどうか。前任期であった平成15年5月から19年4月までの間、合併問題で大揺れした我が町の動向を私はこのような2つの視点で注視してまいりました。

その渦中、昨年11月に突如として祝儀問題から町長が引責辞職し、それに伴う12月の出直し選挙、そして続くことし4月の統一地方選挙、町としての方向性はおおむね町民の意思として、この二度の選挙結果で示されたものと理解しています。特に町政混迷の中で行われた今回の県議選、並びに町長選挙では、地方分権が始まって間もなく相次いで起きた福島、和歌山、宮崎の官製談合事件、そして北海道夕張市の財政破綻など、地方政治にとって大きな出来事が影響し、町民の皆さんの意識や政治を見る目は変わり、また大変厳しくなったと考えています。さらに団体及び企業の倫理、そして法令順守についても同様、大変厳しい見方、考え方をしていると思います。

さて、私なりに我が町や我が町の町民の民意の状況を以上のように整理した上で質問に入りたいと思います。

本年4月に行われた県議会議員選挙に際し、我が町商工会駐車場敷地内に大石哲司県会議員の後援会事務所が設置された件、並びに商工会館内で同県議の事務所開きが行われた件で、これらの行為は商工会法に定められている第6条、商工会は特定の個人または法人、その他の団体の利益を目的として、その事業を行ってはならない。

また、商工会は、これを特定の政党のために利用してはならないとの原則から逸脱した行為と考えられます。商工会の設立目的は、その地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資することになっており、町はその趣旨に基づき、補助金、ちなみに平成18年度は約1,300万円を商工会に支出しているものと理解しています。

今回のような町民の不信を抱くような行為、不適切な行為に対して、町長はどのように対処をし、是正するために適切な指導を行っていくおつもりなのでしょうか。

そこで、1つ、特定の立候補予定者の後援会事務所設置の許認可について、その事実及び経過の状況を把握してありますか。

2、町当局並びに選挙管理委員会としての見解をお伺いします。

3、商工会が本来の目的を達成するために、町はどのように指導をしていくのでしょうか。

次に、枝木、草の資源化について伺います。

我が町の家や事業所から排出されるごみの量の最近5年間の推移を見ると、平成14年度1万425トン、15年度1万1,548トン、16年度1万1,223トン、17年度1万1,567トン、18年度1万1,594トンであり、地球温暖化防止やごみ減量に向けた行政や民間団体の取り組みやPRが行われている中で、ここ最近5年間の実績を見ても、毎年平均約290トン増加している状況で、その効果のあらわれは残念ながら鈍いという状況です。

人口増を考慮し、1人当たりで計算をしてみますと、平成14年度365.1キログラム、平成17年度396.1キログラム、ちなみに平成18年度は私の試算によりますと、391.2キログラムと、少し減少している傾向は見る事ができ、大変うれしい部分もございます。

一方、燃えるごみの種類を見ますと、紙、布類の占める割合が平成16年度から18年度の平均でおよそ50%、その次に木、竹、わら類が同30%、台所生ごみ同11%と続いています。これらを合わせると、実に91%、これらは燃やせばごみですが、生かせば資源になるものであり、資源化すれば燃えるごみはほとんどなくなるということになります。これらの資源化を進めることにより、燃えるごみが減り、焼却施設への負担が減るばかりでなく、我が町の資源循環システムを構築することができれば、環境にも人にも優しい吉田町がアピールできると考えます。

そこで、以下の点について町長にお伺いいたします。

1、家庭から排出される枝木、草の資源化を進める考えはありませんか。

2、現在のリサイクル率を向上させる取り組みはどのように行っていますか。

以上が私の一般質問の要旨です。明快なる御答弁をよろしくお願いたします。

○議長（吉永満榮君） 町長、田村典彦君。

[町長 田村典彦君登壇]

○町長（田村典彦君） 財政的援助団体への指導はと1点目の後援会事務所設置の許認可について、その事実及び経過の状況を把握しているかについてお答えします。

本年4月8日に執行されました静岡県議会議員選挙に先立ち、本選挙立候補予定者後援会の事務所の設置場所に吉田町商工会駐車場用地の一部を使用したこと及び同後援会の事務所開きの会場に商工会館大会議室を使用したことに関する経過につきまして、商工会の事務局に事実を確認しましたところ、商工会では3月5日、同立候補予定者後援会事務所から商工会駐車場使用の依頼があったことに伴い、本来なら理事会で検討することを要する事項であったにもかかわらず、既に2月に理事会を開催していること。本件については緊急を要することを理由に、3月8日の総務会に諮ったかどうかと。商工会事務局長から商工会会長に提案し、総務会で審議されることとなりました。

正副会長、各部長、各委員長、各支部長で組織される総務会は3月8日に開催され、出席者11名で審議の結果、駐車場使用については特に問題ないだろうという結論に達し、承諾され、翌3月9日の午前中に商工会東側駐車場の一部に同立候補予定者後援会事務所が設置されたとのことであります。

これらの行為に対する商工会の見解は、特定の候補者を後押ししているわけではなく、駐車場という物理的なものを貸し出しただけであるとしながらも、疑義の生ずるおそれのある紛らわしい行為であると判断し、3月24日に同立候補予定者後援会事務所を撤去させたとのことであります。

また、3月9日の同立候補予定者後援会の事務所開きの会場として、商工会館の2階会議室を使用した経緯につきましては、当初午後7時から駐車場で開催することを予定したところ、照明もなく、暗いため、急遽同立候補予定者後援会から、会議室の使用依頼があり、使用申請を提出されたことから、商工会としては駐車場の件と同様の判断で使用を認めたという経過報告を受けております。

2点目の、町並びに町選挙管理委員会としての見解を伺うについてお答えします。

この件に関しましては、町選挙管理委員会に問い合わせをしましたところ、後援会のような政治団体の設立及び県議会議員という公職の候補者等の後援会事務所の看板設置等につきましては、県選挙管理委員会へ届け出ることとなっており、町選挙管理委員会としては一切関知するところではないとのことであります。

また、後援会事務所または選挙事務所の設置場所につきましては、公職選挙法上では特段の定めがなく、候補者または後援会と所有者等との契約に基づき、設置されるものであるとのことでありまして、公職選挙法以外の個別法に基づく制限につきましては、町選挙管理委員会が関与するものではなく、それぞれの所有者が後援会事務所または選挙事務所の設置に関する契約時にそれぞれ判断すべきものではないかとのことをございました。

3点目の、商工会が本来の目的を達成するために町はどのように指導していくのかについてお答えします。

さきに述べました商工会からの経過報告内容では、どのような認識、どのような判断のもとで許可したのか。許可に関する具体的な手続を初め、理解しがたい点が多々ありますので、改めて公式文書にて報告を求めたいと考えております。

商工会からの報告書の内容を精査の上、必要があれば適切な指導をしてみたいと考えております。

なお、本件につきましては、後日議会に報告したいと考えております。

次に、枝木、草の資源化についてお答えします。

1点目の家庭から排出される枝木、草の資源化を進める考えはないかについてですが、現在のところ草木類は可燃物として集められ、すべてを吉田町牧之原市広域施設組合の清掃センターにおいて焼却処理されております。平成18年度に清掃センターがまとめた可燃物の分析調査の結果によりますと、家庭や事業所から排出され、清掃センターに搬入されたものの約30%が草木で占められております。この結果から推計いたしますと、吉田町から排出された金物やポリプラスチック等を含めた一般廃棄物全体のうち、約25%を草木類が占めていることとなり、その量は年々増加傾向にあることがわかります。

草木につきましては、吉田町緑のオアシス条例等に基づく緑化の推進や農地を持たず、自家処理できな

い家庭の増加、また野焼きの制限等により、今後ますます搬出量が増加することが予測されますので、今後堆肥化などのリサイクルを推進していくことがリサイクル率の向上のための起爆剤となるのではと期待しております。

こうした中、平成14年度から平成17年度までの間に、町単独事業として河川や道路の植栽升等の公共用地の美化作業や公共工事の発生した枝木をチップ化し、公共用地のふさ押さえに使用するという実験をいたしましたところ、一定の成果が得られ、家庭や事業所から排出される草木や枝木のチップがらについての必要性を強く感じているところでございます。

さらに湯日川、大久保川等の河川の堤防や都市公園等の除草作業で発生した草につきましては、都市建設化の事業の一環として、例年1カ所に集めた上で処理業者に堆肥化を依頼し、でき上がった堆肥は吉田町緑のオアシス升において町民の皆様方に配布させていただいております。

この事業は、町といたしましては循環型社会形成の一助を担っているものと確信しております。また、家庭や事業所から排出された草木のリサイクルにつきましては、平成18年度における吉田町牧之原市広域施設組合清掃センターの搬入量から判断いたしますと、組合全体で約2,300トンの再利用が可能であると考えられますが、一般廃棄物処理基本計画との整合性を図る必要があることや、一般廃棄物の処理については条例で清掃センターが実施することとなっておりますので、吉田町牧之原市広域施設組合や組合構成市との調整が必要となりますので、今後検討を重ね、実施に向けた取り組みを行ってまいりたいと考えております。

3点目の、現在のリサイクル率を向上させる取り組みはについてですが、リサイクル率を向上させ、循環型社会を形成していくための最重要課題は可燃物の減量化になると考えております。現在町民の皆様方には廃棄物のリサイクルを目的として、家庭ごみを可燃物、金物類、容器包装プラスチック類、その他のプラスチック類、ガラス類、ペットボトル、白色トレイ、蛍光灯、乾電池、古紙類の10種類に分別して、ごみステーションや拠点回収所に排出をいただいております。

さらにはPTA等が集団回収しています古紙類と行政回収したもののうち、可燃物以外のもののほとんどはリサイクルされております。

最近のリサイクル量を見ますと、平成14年度に2,469トンでありましたものが、平成17年度に2,788トンとなり、実に約13%の伸びを示しております。

しかしながら、可燃物に占めるリサイクル量の割合、すなわちリサイクル率は平成14年度の21.73%に対し、平成17年度は22.34%で、わずか0.61%の伸びしか示しておりません。これは廃棄物全体に占める可燃物の割合が年々増加傾向にあるため、リサイクル量を増加させても、結果としてはなかなか数値に反映はされないという状況にあることによります。

このことを踏まえまして、町では可燃物の減量のための施策に重点を置き、町民の皆様方に対し、広報によるPRを初め、生ごみ処理機器等の設置に対する補助金の交付、さらには分別を徹底させる説明会を開催して、可燃物の減量を促しているところでございます。

今後のリサイクル率向上のためには、まずは町民、事業所及び行政がそれぞれの役割分担を踏まえた上で廃棄物の減量に取り組むことが何よりも大切であると考えております。具体的には、町ではごみ減量のために必要な情報の提供、事業所や家庭では分別の徹底など、ごみ減量のための取り組みの実践、そして廃棄物処理を担う吉田町牧之原市広域施設組合では、草木リサイクルなど収集されたごみの再資源化ということになります。

また、可燃物の減量は、リサイクル率の向上はもちろんのこと、1トン当たり約2万5,000円を要する焼却処理経費の削減効果と、その削減分が他の住民サービスに向けられるなど、健全な財政運営の確保につながるものと考えております。このようなことから、町といたしましても、今後ともごみ減量に向けて必要な施策を積極的に展開し、リサイクル率を向上させるべく、さらなる努力をしまいる所存でございますので、議員におかれましても格別なる御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉永満榮君） 13番、大塚邦子君。

○13番（大塚邦子君） 町長から御答弁をいただきましたところで何か再質問の方をしていきたいと思

います。

初めに、財政的援助団体の指導はというところで、商工会が特定の県会議員の後援会事務所を設置をしたと。その件でございます。町の方で説明を先方から聞き取りをしたということの中で、3月8日の総務会において、特に問題はないということ、それから、事務局担当者が物理的に貸したという件でございます。これは正当な手続としてとられたものであるのか。どのような判断で貸し出されたのかということところが商工会法6条があるわけですので、そこと照らし合わせたときの、その商工会の幹部の皆さんの考え方というのがよくわかりませんが、この辺のところは町長、特に聞き取りをしてあるのでしょうか。

○議長（吉永満榮君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） この件につきましては、私も選挙をしましたので、なかなか時間がなかったのですが、商工会の事務局長のもとに、事実経過につきまして報告を求めています。これは産業課でございますけれども、今答弁で申し上げましたように、3月8日の総務会で決めたということになっておりますけれども、総務会というものは定款にはございません。基本的に定款というものは吉田町の商工会のものでございますけれども、定款にはない組織でございます。そして、本来重要なことは、すべて定款によれば理事会で決めなければならないとしておりますけれども、手続上ミスがあったのではないかと思っております。

○議長（吉永満榮君） 13番、大塚邦子君。

○13番（大塚邦子君） 商工会は吉田町の財政的援助団体というところでありますので、この点につきまして、やはり正当な手続がとってあったのかどうか。そしてまた、それも含めて、その中で貸し出した趣旨、判断、その点について、やはりこれは商工会員の同意を得ているのか、承認を得ているのかというところが、やはり私もこの問題意識としては今持っております。

この点に関しまして、町長は今後公式な報告書、これを提出させることになるとの説明でしたけれども、吉田町としては権限があるのかどうか。たしかこれは商工会法を見ますと、所管が経済産業省になっておりました。指揮監督権というものが商工会法の方にはありました。定款の中にはあるかどうか、ちょっと私、わかりません。町長、その点どうなんでしょうか。町として権限というものは権限移譲ということで来ている部分の関係かどうか。町長にもお伺いしますけれども、担当課の産業課長、町としての権限というのがここに来ているんでしょうか。

○議長（吉永満榮君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 産業課の課長に聞いても、ちょっと微妙な点がございますので、私がお話し申し上げます。

この商工会法は、議員御承知のとおり、経済産業省の所管にございました。これが権限移譲によりまして、県知事へまいりました。それが静岡県事務処理の特例に関する条例、これ平成11年12月のものがございますけれども、この第56条で私の権限になっております。すなわち、かつて大臣の持っていた権限というものは私の権限でございます。したがって、すべてを読みかえしなければなりませんので、これによりまして、基本的に私に与えられた権限、大臣の持っていた権限でございますので、強大な権限でございますけれども、私にかなりの条項がございます。

そのうちの正式なという、私は申し上げました理由は、ここにこんな文面がございます。第50条、これは私の権限でございますので、経済産業大臣は、ここを町長と読みかえるようにしまして、吉田町長はこの法律の適正かつ円滑な実施を確保するため、必要があると認めるときは商工会に対して、その業務に関し、報告をさせ、またその職員に商工会の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができるようになっております。

51条の方にいきますともっとすごいことになりまして、経済産業大臣は、商工会の運営がこの法律もしくはこの法律に基づく命令もしくは定款に反し、または著しく不当であると認めるときは、その商工会に対し、警告を発し、それによってもなお改善されないと認めるときは、次の各号のうちに掲げる処分をすることができる。これは条文だけでございます。条文を読みますと、1つとして、業務の一部の停止、2として、設立の認可の取り消しとございます。

これは私の権限でございまして、基本的に今申し上げましたように、この事案につきまして、私は商工会法第50条の私の権限としまして、この件につきまして正式な回答を文書にて求める。商工会に対しまして正式な回答を、その50条の権限を発動したいと思っております。

○議長（吉永満榮君） 13番、大塚邦子君。

○13番（大塚邦子君） 商工会館ができたとき、これはもちろん町の補助金というのが出ていると思えますけれども、そうしたやはり商工会への補助金をなぜ町が出すのかということに関しては、商工会法でもうたわれていますけれども、商工会の設立目的というのは、地域の商工業の経営改善事業を実施するために、これ設置されたということで理解ができますけれども、そうした点から、今回その駐車場に後援会事務所を総務会で決定をして、そこに一時的であっても貸し出しをしたということと、これは整合させんと私は考えていますけれども、その点1点、商工会館には町の補助金は入っているんですか、産業課長。

○議長（吉永満榮君） 産業課長、田村政博君。

○産業課長（田村政博君） 産業課でございます。

商工会館の建設時につきましては、町の補助金ということで400万円が出ております。

○13番（大塚邦子君） 了解。

○議長（吉永満榮君） 13番、大塚邦子君。

○13番（大塚邦子君） そうしますと、やはりそういった商工会館は設立の趣旨に沿って町が補助金を出しているということがわかりました。

それから、毎年平成18年度は1,300万円が、これが商工会の補助金として出しているわけでございます。こうした本来の商工会の設立目的にそぐわないところがあれば、これ町長、どのように今後その報告書の中を精査するというふうにおっしゃいましたけれども、是正するにはその点どのような順序で、これは最終的には商工会に適正な運営をして、事業をしていただくなくてはならないということだと思えますけれども、どのような順番で、これをやっていかれるつもりでしょうか。

○議長（吉永満榮君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 私、先ほど申し上げましたように、商工会法第50条の正式な回答を求める権限を私が行使いたします。それで、商工会がどのような回答を寄せるのか。それをもってさまざまな精査をしなければなりません。その精査が終わるまでは、軽々にこのことについては返事をいたすことができませんので、それにつきましては、ひとつ御容赦賜りたいと思います。あくまでも商工会が私の正式な命令に対しまして、いかなる回答をするのか。それによって町の顧問弁護士等とも相談しながら話を進めてまいりたいと思います。当然のことながら、先ほど申し上げましたように、正式な回答の内容につきましては、また、その後の経過につきましても、議会の皆様にお話申し上げたいと思っております。

○議長（吉永満榮君） 13番、大塚邦子君。

○13番（大塚邦子君） 了解しました。

町長が商工会に対して権限を発動され、今後報告書の方を出していただく中で、私はやはりこれはとても重要なことだというふうにご考えておりますので、商工会法の第6条、ここと関連しまして、どのような判断で貸し出しをされたのか。

また、貸し出した目的ですね、これが何なのか。先ほど特に問題はないという説明と、それから、物理的に貸しただけだということところが、その商工会の組織のあり方として、この判断というのは、大変やはりそこに問題があるのではないかというふうにご考えております。ですので、やはりそういったところを町長の方でしっかりと報告書の中に出していただく必要があります、それをまた私どももしっかり判断材料とさせていただきますと思いますけれども、町長としては、この報告書を出していただくに当たっては、町長の問題意識としてはどのようなところにあるのか、その点お答えいただきたいと思っております。

○議長（吉永満榮君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 定款にもございますけれども、商工会の首脳部の方々が商工会法につきまして、どのような関連のもとでこの商工会を運営されているのか。それにつきましても当然お聞きしたいと思っております。商工会法という法律でございまして、これに抵触したか否か、それにつきましては今議員の

質問に対しましては軽々に答えることはできませんけれども、今申し上げましたような、いわば私がこの「広報よしだ」にも書きましたけれども、現在グッドウィルのいわばコムスンの問題でもございますけれども、やはり1つの問題としまして、コンプライアンスの問題として最終的には浮かび上がってくるのではないかと私は思っております。

○議長（吉永満榮君） 13番、大塚邦子君。

○13番（大塚邦子君） ただいま町長からお答えをいただきましたけれども、とりわけ町の財政的援助団体であるところのコンプライアンス、そこはとてども町としてはしっかりと指揮監督していかなければならないところだと思います。

商工会に限らず、吉田町のいわゆる財政的援助団体、けさ方も報告ありましたけれども、浜田の土地区画整理組合でもコンプライアンスの問題に通じるような、大変町にとっては不本意な事件が起こったわけでありまして、今後こうした町の財政的援助団体、ここに毎年予算が入りますけれども、その予算をつける際の判断材料になるべく、評価制度というのを今後取り入れた方がいいのではないかとこのように考えています。

これは国の方でもそうした、例えば農林水産省でも補助金をつける場合には、3段階に分けて評価をした上で補助金の額を決めるというような制度も導入されたと聞いています。

今後我が町の財政的援助団体に係る補助金の支出について、例えば商工会の補助金は前々年度の県の補助金の2分の1以内で、これは町長が定める金額というふうになっておりますが、その点について町長、コンプライアンスの問題出ましたけれども、そういったコンプライアンスが法令順守しないような団体に町の税金を入れるということに関して、やはりこれは今後襟を正して見直しをしていく必要があると思っておりますが、その点について考え方を聞きたいと思っております。

○議長（吉永満榮君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 議員の質問にお答えする前に、浜田の問題はコンプライアンスの問題ではございません。刑法の問題でございますので、ひとつ混同されないようにお願いいたします。

財政的援助団体に対する町の補助金の質が適正であるかどうかというものが、それぞれの非援助団体がそのような運用をしているかどうかということについて、評価団体等を設けて、評価委員会等を設けてということもございますけれども、普通一般的に考えれば、そんなに問題がなければ、普通はそれなりのお金を補助金として出すと。普通は大体適正に使っていると、普通はこう思うんでございますよ。大体それがお互いの信頼であると思っておりますけれども、今回の場合は、そういう意味とはちょっと違いますので、今後補助金を継続して商工会に出すかどうかという問題とはちょっと切り離して、その前のいわば今回の後援会事務所設置であるとか、それから、2階での事務所開き等が商工会法に抵触したかどうか。またはその辺について商工会の幹部の方々がかどのような認識、判断のもとにされたのかという問題でございますので、そう先に走るのはまだいかがかと思っておりますので、今ここでその問題につきましてはお答えするのはいたしかねると思っておりますので、御容赦賜りたいと思っております。

○議長（吉永満榮君） 13番、大塚邦子君。

○13番（大塚邦子君） 町長、全体的な評価制度の導入の考え方と、それから商工会に関して、今早々に答えられないということでしたけれども、私がやはり問題と考えていることは、補助金はその趣旨に基づいて出しているわけですよね。そうした中で、やはり商工会が、その商工会法に外れた行為をしたことに対しましては、やはりこれは町としても毅然として是正計画なり出していくべきだと考えています。そうした町が毅然とした態度を持っているということはとても必要なことだと考えまして、その点について町長、どういうふうにこれを推移、これをこの先を進めていくのかという点についても答えていただけませんか。

○議長（吉永満榮君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 何度もお答えしますが、私が今回のこの後援会設置の問題、それから事務所開きの問題というものが商工会法第6条に触れているかどうかについて、私は今の段階においては自分の意見というものは言わない方がよろしいと思っております。また言うべきではないと思っております。私は、先ほ

ど申しあげましたように、商工会法第50条の回答を正式に求めるという権限の発動をもって第一歩を記したいと思いますので、その回答の内容につきまして、どのような回答が寄せられるのか。その辺を精査の上、51条の方に進むのか、それとも別な方に進むのか判断したいと思っておりますので、それにつきましては、ひとつ返答は留保したいと思っておりますので、御容赦賜りたいと思っております。

○議長（吉永満榮君） 13番、大塚邦子君。

○13番（大塚邦子君） わかりました。

それでは、この問題に関しては、町長が報告書の方を出していただけるということでありますので、その報告書の提出されるのを待つことといたします。

それでは、もう一つの問題ですけれども、枝木、草の資源化について少しお聞きしたいと思います。

答弁いただきました中で、大変その必要性を強く当局としても感じておられるということがわかりました。その中で、以前町民課の方で、枝木のチップ化をしていたということも答弁の中にありましたけれども、それが大変草抑えに利用されているということで、大変効果をなしているということで答えがありました。この目的と成果については伺いましたけれども、今後町民課、町としてこの枝木のチップ化についてはどのように進めていくのか、具体的な計画というのが計画されているのでしょうか。このチップ化を試験的にやってみて、それでその後どうしていくのかというところでおやりになったのでしょうか、町民課長。

○議長（吉永満榮君） 町民課長、大石修司君。

○町民課長（大石修司君） 町民課でございます。

今御質問の、平成16年度、17年度にはチップ化ということで試験的に行いました。これも先ほど町長からの答弁ございましたように、一定の成果を上げましたので、今後とも先進事例等を踏まえながら、また検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（吉永満榮君） 13番、大塚邦子君。

○13番（大塚邦子君） 前向きな答弁と受けとめましたけれども、このチップ化、資源化というのが目指せないかなというふうに思っております。検討していただけるんだというふうに解釈いたしますけれども、実施をいつするのか。ただ検討しますということではなくて、いつまでにこれを考えて行動していくのかというところが明確に出していただければ、私としても大変質問しがいがあるんですが、その点は町民課の方でどのような計画を持っていますか。

○議長（吉永満榮君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） お金がどの程度かかるか、そういうものについても検討しなければなりませんので、その多寡にもよりますけれども、気持ちとすれば可及的速やかにというのが私の気持ちでございます。

○議長（吉永満榮君） 13番、大塚邦子君。

○13番（大塚邦子君） この枝木のチップ化ですけれども、県内42市町がある中で先進的にやっているところがありました。大井川町は隣ですけれども、大井川町でも訪問剪定チップ化サービス事業というのを、訪問してチップにして、それぞれの御家庭に出向いて、そのお宅の剪定枝をチップにして、そのお宅で草抑えや堆肥に使ってもらおうということで、年間100件ぐらい利用者があるようですね。それで、大体400万円ぐらい予算がかかっているようです。ですので、費用対効果を考えますと、大変これは燃やすことを思えば、一つの有効策というふうに思いますので、そういった研究をしていただきたいというふうに思っています。いかがでしょうか、町民課長。

○議長（吉永満榮君） 町民課長、大石修司君。

○町民課長（大石修司君） 町民課でございます。

今の御質問、大井川町の今先進地事例ということで、議員の方のお話ありましたが、これもうちの方でちょっと情報は得ております。実際町長からお話ありましたように、今400万というお話ですので、16年度に破碎機を使って行ったもの、それから17年度に行ったものが10万台、16年度が11万台、それから17年度が50万台ということですので、これはいずれもリース会社の借り上げということでやっておりますので、こ

の辺はまた予算と相談をしながらということになるかと思いますが、よろしく願います。

○議長（吉永満榮君） 13番、大塚邦子君。

○13番（大塚邦子君） ありがとうございます。

現在のリサイクル率という御答弁がございました。これを可燃物に関しては、平成14年度と平成17年度を比較すると、0.61%という伸び率が低いということでありましたけれども、今年度の予算に一般廃棄物処理基本計画改定のための予算も計上されておまして、一般廃棄物の処理計画の見直しの時期だというふうに思っております。県では1割減量ということで方針出して目標を決めてやっているというふうに承知していますが、吉田町のその計画というものはどのような計画にしていられるのかという点と、それから町民の意見というものがこの計画に反映されるのかどうか、その点町民課長にお伺いしたいと思います。

○議長（吉永満榮君） 町民課長、大石修司君。

○町民課長（大石修司君） 町民課でございます。

今の御質問で、一般廃棄物処理基本計画の見直しでございますが、本年度当初予算に計上してございますので、近いうちに入札を行い、本年中に完了する予定でございます。さらに内容でございますが、県の方に循環型社会形成計画という上位計画がございますので、この辺の整合性をとってまいりたいと考えております。

さらに町民からの御意見ということですが、これは当然のことながら、現在では住民の皆様方とか、あるいは事業所等の連携がこれは必要不可欠でございますし、手法につきましては、ちょっと現段階でははっきり申しませんが、住民の皆様方の御意見というのは十分反映していきたいと考えています。

以上です。

○議長（吉永満榮君） 13番、大塚邦子君。

○13番（大塚邦子君） 先ほどの御答弁の中で、清掃センターとの関係で、これは組合とも調整が必要ではないかという答えがあったわけですが、やはり一般廃棄物処理法でいきますと、一般廃棄物、いわゆるごみの収集処理は市町の固有の事務だということが法律で明記をされています。県に問い合わせをしても、運搬、収集処理については組合をつくってやっているところもありますが、基本的にはごみ減量というのは、やはり町で取り組むべきことであるというふうに、そういうような話を伺いました。

私、定款ですね、清掃センターの定款の方を見ましたけれども、はっきりこれ清掃センターが収集と処理をかわりにやるという、その業務のところは明記していないんですね。だから、その点がすごくあいまいということになってくると思います。ですので、清掃センター組合との整合をとるのも、調整も大事ですけれども、まず我が町でできることからやっていくということが肝要かと思いますが、その点、町長に今後の資源化も含めたごみ減量の取り組みについて考えをお聞かせいただきたいと思いますが。

○議長（吉永満榮君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 急に振られたものですから、ちょっと返答に困るわけでございますけれども、ごみの減量について、私はこれがあればできるというふうな妙案というものは、私は基本的にないと思っております。やはり町民の方々、事業所の方々がやはり出すものを少なくする。それから分別を徹底する。それから、今申したような意識をみんなに持ってもらう。それからリサイクルできるものはリサイクルする。そういう基本的なことをいかに町民の皆様、事業所の方々が意識を持ってもらえるかというところに私はかかってくるようなことに思います。

ただ、さまざまなことをやるに当たっては、やはり町民の皆さんであるとか、事業所の皆さんの意見を聞きながら、町としてごみについてはこういう方向でいきたいというようなものを、やはり落としどころというものは当然あると思います。無理なことは基本的にはうまくいきませんので、その辺のことを考えながらやっていくのが、これが私は王道ではないかと思っておりますけれども、また、それにつきましては、簡単にここで話せるような問題ではございませんので、また皆さんのお知恵をかりながらやってみたいと思いますので、よろしく願います。

○議長（吉永満榮君） 13番、大塚邦子君。

○13番（大塚邦子君） 町長に突然考え方をお聞きしたわけですが、町長は組合の管理者でもございます。今本当にこの地球の温暖化防止を推進をしなければならぬ状況、そしてもう最終処分場もない。次に焼却施設をつくれれば莫大なお金がかかるという中で、やはり町民と事業所と協力しながら、いかにごみを減量していくかという視点が大事ではないかというところで、町長、管理者でもございますので、町長のごみ減量に対する考え方をお聞きしたかったということでございます。今後町長にも環境の視点でも行政に取り組んでいただきたいと思っておりますので、きょうを機会にまたごみ減量について頭を悩ませてほしいということをお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（吉永満榮君） 以上で、13番、大塚邦子君の一般質問は終わりました。
ここで暫時休憩をいたします。
再開は11時10分といたします。よろしくお願ひします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時11分

○議長（吉永満榮君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◇ 勝山徳子君

○議長（吉永満榮君） 引き続き一般質問を行います。
11番、勝山徳子君。

〔11番 勝山徳子君登壇〕

○11番（勝山徳子君） 私は、議席番号11番、勝山徳子でございます。

平成19年第2回吉田町議会定例会に、さきに通告してあります保育料の滞納について、当局の所見を伺いたく質問をいたします。

今、全国で保育園の保育料滞納が問題になっていることを受け、厚生労働省は全国市町村を対象にした初の実態調査を実施することを新聞報道で知りました。

保育料の滞納をめぐっては、支払い能力があるのに拒否する保護者が相当多いと見られ、悪質なケースには差し押さえなどの処分を徹底するよう求める方針を厚生労働省は出しております。また、滞納を理由に子供を強制的に退園させるのは、児童福祉法違反に当たるとの見解を示しています。全国の調査結果を踏まえ、退園ではなく督促や差し押さえなどの対策を徹底する方針のようであります。

県内の保育料滞納1億7,000万と5月22日の静岡新聞に掲載されておりました。県内42市町のうち36市町で滞納があり、我が吉田町も131万3,400円と明記されておりました。滞納者が多かった静岡市4,238万4,000円、沼津市2,088万90円、少なかった町では河津町5万6,800円、また滞納がゼロという6つの町がありました。保育料を支払えるのに支払わず、自家用車を買いかえたり、徴収に自宅を訪ねて来た担当者に対して、今度払うと言いながら、のらりくらりと拒むなど、悪質な滞納者が目立っているようであります。

一方、転職や失業により収入が減ったことや共働きがふえ、入所者がふえたということも要因と分析もしております。

県内の識者は、払えない状態にない親が保育料を滞納している一番の問題は、モラルの低下と言わざるを得ないと強調されておりました。私は、自治体財政の適切な執行やまじめに払っている保護者との不公平の解消のためにも保育料滞納ゼロを目指して、次の4項目について質問をいたします。

1、過去5年間の滞納人数と金額の推移と現況、2、保育料滞納者への保護者の財産の差し押さえについてどう考えているのか。3、保育料の滞納者への徴収方法の改善対策、4、相談窓口の設置の考えは。

以上、私の一般質問の要旨でございます。答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（吉永満榮君） 町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 保育料の滞納につきましてお答えします。

初めに、保育所は児童を入所させる児童福祉施設であります。児童を無条件に入所させるものでもありません。保護者から入所の申し込みがありましたとき、家庭環境等から保育に欠けると認められる児童につきましては、保育所において保育しなければならないと児童福祉法第24条に定められております。

次に、保育料につきましては、保護者の前年の所得税の額に基づき算定されます。また、公立保育所の運営費につきましては、平成16年度より国及び県の補助の対象経費から除外されたことに伴いまして、保護者からの保育料と町費で賄っているのが現状でございます。

最近、新聞やテレビの報道により、保育料の滞納額が全国で34億円に達すると報じられ、県内でも市町別に保育料の滞納額が1億7,000万円あることがわかりました。吉田町も例外ではなく、平成17年度決算では滞納額が131万3,400円と報道されましたことは御存じのことと思います。

さて、1点目の、過去5年間の滞納人数と金額の推移と現況はについてであります。過去5年間の滞納人数、これ世帯数でございますけれども、と金額であります。各年度の決算では、14年度27世帯、金額は219万4,290円、15年度18世帯225万2,350円、16年度22世帯218万7,600円、17年度34世帯、131万3,400円でありました。平成19年5月末現在では、14年度分27世帯、219万9,290円、15年度分17世帯、202万8,650円、16年度分20世帯179万7,600円、17年度分19世帯、73万1,100円となっております。少しずつではあります。滞納も減少してきております。なお、18年度につきましては、30世帯182万8,220円と見込まれます。

2点目の、保育料滞納者への保護者の財産の差し押さえにつきましてどう考えているかについてですが、保育料の納付は原則として口座振替にさせていただいております。中には口座振替ではなく、納付書で納める方もおります。口座振替日は毎月28日を予定しておりますけれども、金融機関が休みの場合は28日の次の金融機関の営業日を振替日に指定しております。

口座振替につきましても、預金残高不足により引き落としができず、それが原因で滞納が長期化するケースが多々見受けられます。過去におきましては、再引き落としを再三試みましたが、やはり預金残高不足で再引き落としができず、結果として引き落とし手数料がむだになったため、この再引き落としは取りやめた経緯もございます。

保育料を滞納している保護者には、前月分が支払われない場合は、園長から支払いがない旨を伝え、納付書を渡します。すぐに納入してくれる保護者はよいのですが、それでも納入してくれない方には再三、再四にわたり納付を働きかけております。

卒園してしまいました園児の保護者には手紙を出し、催促しております。また引き続き入園を希望する滞納者に対しましては、毎年の保育園入所面接日の日をとらえて納付相談を行い、納付確約書をいただいております。今後は納付相談により確約した内容が履行されず、完納されない場合には、継続的に必要な指導を行うとともに、連帯保証人を求めるなど、滞納整理の方策を段階的に強化していく必要もあるものと考えております。

児童福祉法の理念を重視いたしますと、保護者からの入所申し込みがあり、入所者要件を満たすときは、児童を保育所で保育しなければならず、滞納を繰り返した場合でも退園させることができないのが現実であります。今後は滞納を理由に正当性を欠くなど悪質な事案に対しましては、最終的に法的な手段として保護者の財産の差し押さえも視野に入れていく必要があると認識しております。

しかしながら、法的措置に入る前に、滞納者に対しましてその旨を十分説明し、理解を求める努力も必要であることは言うまでもありません。

次に、3点目の保育料の滞納者への徴収方法の改善対策はについてですが、今年度からすべての保護者から承諾書及び誓約書を提出していただいております。これは保育料算定のための税情報と保育料の変更に対する承諾と保育所規則第6条に基づく保育実施解除処分に対する誓約であります。この措置の影響もあつてか、本年4月及び5月の保育料につきましてはほぼ完納されており、6月以降も順調に推移することが期待されております。

4点目の、相談窓口の開設の考えはについてであります。先ほど述べましたように、各保育園において個人情報保護の観点から、滞納者に対し、園長が直接声かけをし、納付を促しているのが実情であります。したがって、相談の窓口を設けても、滞納者がみずから進んで窓口へ相談に来るということには考えにくく、相談窓口の設置ということではなく、あくまで各園長等に直接納付相談に来ていただくよう促すしか方法はないのではないかと考えております。

さきのマスコミ報道後に、保護者の一部の方からも滞納者の公表や退園処分の実施についても役場や保育所に声が寄せられましたが、この問題は保護者だけにとどまらず、通園する幼児にも少なからず影響を及ぼすことは避けられませんので、慎重に取り扱う必要があると思います。また、報道における識者の声にもありましたように、国は先頭に立ってどのような徴収方法が適切なのか議論が急がれるべきものであると受けとめております。

○議長（吉永満榮君） 11番、勝山徳子君。

○11番（勝山徳子君） 再質問をさせていただきます。

先ほど過去5年間の滞納人数、金額を御答弁いただきました。その中で、毎年20人、30人世帯の方たちが滞納をしているという報告でありますけれども、まず実態の中で同じ世帯の方がこの滞納をしているのかどうか。また、長期にわたって滞納している世帯としてどのくらいの金額があるのかお聞きしたいと思います。

○議長（吉永満榮君） 社会福祉課長、八木大作君。

○社会福祉課長（八木大作君） おさんが2人、3人というケースで滞納を引き続きやっているというケースもあります。金額なんですが、これはこの1月10日の面談についてということで御本人に通知を出して面談したケースですね。滞納相談ということで、町民ホールへ来ていただきまして、私と担当統括と、そのケースの中で一番多いのは100万を超えています。この中でも10万から20万というケースもございます。その中でも完納された方もいらっしゃいます。以上のような状況です。

○議長（吉永満榮君） 11番、勝山徳子君。

○11番（勝山徳子君） 今ちょっとびっくりいたしまして、すみません、支払える状況と悪質的なもので支払えない状況と、徴収する側も非常に困惑をしている部分もあるかと思っております。この今の課長の方から説明をいただきまして、この100万を超えているというこの方に対しては、今後面談で指導をしていくということにはなると思いますが、町長、この1軒の家で100万という滞納に対しての対応、またお考えをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（吉永満榮君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 私は本当に今びっくりしております。議員ともども言葉を失っているような状況でございまして、ただ、その100万円を超す滞納をしている方の状況とか財産的な意味においてはちょっとわかりませんので、軽々には答えられませんけれども、もし本当に悪質であると。財産もある、普通の生活をしているのに払わないというようなことであれば、それはそのときは当然しかるべき措置をとっていかざるを得ないのではないかと考えております。

○議長（吉永満榮君） 11番、勝山徳子君。

○11番（勝山徳子君） 実態を状況的なものをしっかりと把握していただきたいというふうにも思います。確かに今共働き家庭がふえている状況で、女性も今働く時代でもあります。また環境の中でも働かなければ生活ができないという状況の中にもあると思いますが、非常に今保育料だけではなく、税金の滞納というものに対しても、非常に今ふえている状況で、全国的にも各自治体が頭を悩ませているところであると思います。

また、昨年度は学校の給食費の滞納ということも報道もされております。今回学校給食費のことに関しては、町の議員としては質問できないということでもありますので、また広域での質問もしていきたいというふうには思っておりますが、今の吉田町のこの現状の中で、今払いたくても払えないという現状と、また悪質的な状況的なものを担当課長としてはどのように分析をしているのでしょうか。

○議長（吉永満榮君） 社会福祉課長、八木大作君。

○社会福祉課長（八木大作君） 払いたくても払えないという状況はないのではないかと。保育に欠ける幼児を保育しているその条件ですが、御両親が働いている。保育に欠ける、保育をする家庭保育ができない状況というのはお勤めをしているということでございますね。保育料の上限は私は五万数千円だと思うんですが、保育料を払えない、払いたくても払えないという状況にはないんじゃないかと。

人数的に考えてみても、パーセンテージとすれば少ないパーセンテージですね。特に限られたということの中で、先ほど議員御質問ありましたように、モラルというんですか、保育所の難しいところはその辺にもあるのかなということがあります。御両親が働くための援助なのか、子供を保育する、子供さんを保育するという本来の目的が働くために子供さんを預るよという形になってしまってきているのか。

子供は、先ほどの佐藤議員の御質問ありましたけれども、家庭で保育できれば、これにこしたことはないんですよ。全部のお子さんをお持ちの方が保育所に来ているかということ、そうではないですね。我々子育て支援センターとか児童館、子供さんをお持ちの親子でいっぱいになるというのがありますから。ですが、そういう基本的な考え方はちょっとこういう社会の構造というか、そういうことの中で働くことを優先ということよりも、小さいときはやはり家庭で保育できれば保育してあげるといのが、私は子供にとって、親にとってはどうか知りませんが、子供にとってはその方が幸せなのかなと、そういうふうに、こういった問題とは直接関係ないかもしれませんが、保育という基本についてはそういうことも考えていかないと、こういった滞納されている方の状況を見ますと、家庭の中の問題も発生している原因になっているのかなというふうな面も見られますので、ただ、滞納者につきましては、保育園の園長から個人情報を守るために、表立ってその方を名指ししないで、保育の相談をするような形で滞納、支払いを促すという形はとっております。

○議長（吉永満榮君） 11番、勝山徳子君。

○11番（勝山徳子君） 今、課長の答弁で、本当に今国を挙げて少子化対策に非常に力を入れていく。また、子育て支援にも各自治体、また我が町においても子育て支援に対しても非常に力を入れ、また未来を、吉田町を担う本当に子供のためにという思いでいろいろな施策をまた町長も一緒になってやっていただいていることをたくさんの方の施策の中から感じる中で、こういう滞納の現実を見ると、足をすくわれるような、そんな思いがいたしました。

本当にこのパーセンテージとしては少ないパーセントになるかもしれませんが、やはり基本的な払えるものは払っていく。こういう姿勢をまたモラル的なものもしっかりとしていかなければいけないのではないかと、今痛感しております。今、徴収のし方の答弁の中では園長が個人的に指導して、支払いを促しているということを伺いました。

過日、テレビの報道の中で、川崎市市長が川崎市においては、未払い対策に対して、この連帯保証人制度というものを取り入れているそうです。指導する中で、本当に払っていないところにおいては、この連帯保証人に対して支払い請求が発しているということを伺いました。また、川崎市市長みずから徴収に当たっている。本当に先ほど100万の川崎市でも、やはりそういう方に対して市長が徴収に当たったところを全納したという事例も伺いました。本当に園長にすべてお任せという形でもかなり厳しい状況があるのではないかと、このように思います。

先ほど承諾書、誓約書というものを改善策として出しているそうでありますけれども、この中に未払い対策の中で、この連帯保証人制度というものを取り入れてみたらどうかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（吉永満榮君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 連帯保証人というのをつけなければ入所できないという事態になるわけで、連帯保証人を見つけれない人は保育を要する子供があっても、保育所には預けられないという事態が当然起こるわけでございます。したがって、連帯保証人を設けて入所を認めるという条件つきにつきましては、ちょっと酷じゃないかと。差別を生じるような可能性もありますので、右から左というわけにはまいらないと私は思っております。

○議長（吉永満榮君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（八木大作君） 今、町長おっしゃるとおりでございます、入所には保証人をつける、そういう制度はありません。先ほど申し上げましたように、納付相談という、滞納されている方を来ていただいて、分納とか、そういった相談をするわけですが、それがいわゆる納付確約書というものでございまして、計画を立てていただいて、例えば10万を1万円ずつ10回とかという形の納付確約書を、それで今年度から今ちょっと計画しているのは、この納付確約が守れない場合、この場合について納付保証書という、これは保証を検討していくという形で、段階を同じように何か理由をつけて、その方だけに納付相談に来ていただいてという場合は、その次の段階に移る必要があるのかなということで、今納付保証書という形、さらにその上にいくという可能性もございます。今の段階では保証書ということは考えております。

○議長（吉永満榮君） 11番、勝山徳子君。

○11番（勝山徳子君） わかりました。

確かに連帯保証人制度を設けますと、本当に保証人がなくて申し込みができない。町営住宅等でもそういう部分において困っていらっしゃる方がいたものですから、確かにそう言われればそうかなと思いますが、未払い対策に対しての、今納付保証書ということでしっかりと対応していくということでわかりました。

また、三重県の玉城町では、今クレジットカードでこの保育料を支払いを始めたということも伺いました。今病院へ行きましても、クレジットで支払える、そういう時代でもあります。これは多分クレジットカードといろいろな面で提携も大事かと思えますけれども、クレジットカードで支払えばポイントがつくという利点もございます。そういう中で、銀行引き落とし、また納付支払い、クレジットカード支払いという方法もあるかと思えますけれども、クレジットカード支払い、初めて提案する部分でありますけれども、今三重県でそういう事例もある。またほかのところでもそういう支払い方の検討もされているということも伺っております。担当課長、このクレジットカード支払い的なものに対しては、どのようにお考えでありますでしょうか。

○議長（吉永満榮君） 社会福祉課長、八木大作君。

○社会福祉課長（八木大作君） お金だけの話になってしまって、非常に保育というものが殺伐としてしまった話になってしまうんですが、パーセンテージ、17年度決算で1.0幾つのパーセンテージが金額的に未納だということでございます。99%ほとんどの方がお支払いくださっている。

また、今回先ほど町長の答弁ございましたように、初めてそういうことを知って、そういう人がいるなら保育園のところへ張り出して云々とかという文書も町の方、保育所などに寄せられているわけですが、クレジットカードの利点がどういうところにあるか。なぜそれを導入したかというのは検証する必要があると思えますけれども、今の段階でどのような手数料がかかったり、付加的なものがかかる。現実的に99%近い納付という状況の中で、今の口座の引き落としが何か欠陥があるということではなくて、私としてはある程度のこれ、皆さんのモラルの問題ということもありますけれども、お支払いして下さっていると。このクレジットに転換するための中身は私はわかりませんので、ただそういう方法が現実的に行われているということがあれば、それをちょっと検証してみたいなどは思っております。

○議長（吉永満榮君） 11番、勝山徳子君。

○11番（勝山徳子君） 今、課長の方からお金のことばかりで殺伐としたというお言葉ありましたが、今回の私の一般質問の要項が保育料の滞納についてということでありますので、御勘弁願いたいと思います。

本当に子育て支援に対しても、だれよりも一生懸命取り組んでいるつもりであります。非常に今この滞納に対しては意識を持たなければいけない、そういうふうな思いで今回質問させていただいたわけです。

もう一つ問題点は、個人情報ということに関して、今園長がすべて対応しているという、また保育園に関しては、必ず保護者が園に子供を連れていくわけです。毎日、毎日、顔を合わせるわけですね。私が心配するところは、その毎日の中で園長がどのように対応しているのかちょっとわかりませんが、保育に影響はないのかどうか。

お金で、先ほどの答弁の中では、ある程度払えるのに払っていないという現状の方たちかもしれませんが、毎日園に通っている子供にしてみれば、そのことは多分わからないと思いますが、園長がその

保育料の指導をする中で、やはり通っている子供には影響がないかどうかということも心配でもあります。

本当に私はこの保育料、今回保育料というふうに出してありますけれども、滞納をゼロにしたい。そういう現状はいろいろあると思いますけれども、ほかの町では滞納者がゼロという6つの町がありました。その状況的なものはやはり人口が少ない町でもありますし、我が町と比べますと非常に対応がやりやすいという部分において、未納がないということだと解釈しております。園児の本当のわずかの家であっても、1軒の家は何百万という滞納があるということは、これは私は問題であるというふうに思っております。

ですので、本当にお金のことから、また子供を預るその先生と子供の対応に対しては、何ら問題はないというふうに確信はしておりますけれども、やはり親が毎日子供を園に預けに行くたびに、何かいい方法はないか。園長から催促ではなくして、ほかのいい方法はないかという思いで、今回質問させていただいたわけでありまして。さまざまな形で提案はお聞きしたつもりではありますけれども、今納付書等々でしっかりと担当課、また園長がしっかりと把握していくということでもありますので、本当に滞納ゼロを目指して、しっかりと頑張ってくださいというふうに思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（吉永満榮君） 11番、勝山徳子君の一般質問が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（吉永満榮君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次回は明日15日金曜日午前9時から本会議でございます。最終日であります。よろしくお願ひします。

本日はこれにて散会をいたします。

御苦労さまでした。

散会 午前11時43分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（吉永満榮君） 改めて、おはようございます。

本日は定例会第11日目、最終日であります。

本日の出席議員数は14名全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎第34議案の質疑、討論、採決

○議長（吉永満榮君） 日程第1、第34号議案 消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより第34号議案について質疑を行います。

12番、河原崎議員。

○12番（河原崎昇司君） 河原崎です。

全協のときにも一言お願いをした経緯がございますが、19年の新しい消防団が組織されて、団員数もふえたと、このように思うわけですが、本年の消防団員の新人、そしてまた各分団の員数がわかれば教えていただきたい。

それからまた、昨年機能別消防団が発足したわけですが、特別町としてのこれは活動かなと思うわけですが、この発足された中での活動状況をひとつ教えていただきたい。その2点をお願いいたします。

○議長（吉永満榮君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（久保田晴己君） 総務課でございます。

ただいまの御質問にお答えしたいと思います。団員の定数に対しましての人員であります。定数は210名、現在団員総数は159名であります。本年度新しく入りました新人団員につきましては、11名であります。

各分団ごとの人数ということでありますが、本部が37人、第1分団が43人、第2分団が30人、第3分団が17人、第4分団が32人、以上ようになっております。機能別分団につきましては22人ということになります。

そして、機能別分団の活躍状況であります。女性も2人入っておりますし、ラップ隊にも加入しておりますし、出初式を初め、小山城でのお祭り等にも消防団員のPRをしているということです。役割としては、自主防災会への指導、また大規模災害等への出動等をお願いするわけですが、6月の時点で、指導回数は余りないわけですが、雷、雷雨が先週ありまして、新田の地区に落ちたというときには、このOBたちも機能別団員たちも出動していただいたということを聞いております。

以上です。

○議長（吉永満榮君） 12番、河原崎議員。

○12番（河原崎昇司君） 12番、河原崎です。

それこそこれきょうは消防団員の公務災害補償条例と、こういうことでございます。この159名の団員が出動あるいは待機した時点にしても、これは全部該当すると思うんですね。そういうときにはひとつ事故のないようにするのが当然でございますが、去年より少々団員が減ったようなふうに思います。これ以後消防団員の待遇改善とボランティア活動といえども、やはりこれは災害を含めた出動が多くなるかなと、こう思います。消防団員の福利厚生の実と、団員が私もやりたい、入りたいというような環境、状況をつくっていただいて、これからは吉田町消防団ここにありと、こういう形でよろしくをお願いしたいと思います。

います。

以上です。

○議長（吉永満榮君） そのほかございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（吉永満榮君） 質疑を終結します。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○議長（吉永満榮君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎第35議案の質疑、討論、採決

○議長（吉永満榮君） 日程第2、第35号議案 町道の路線廃止についてを議題とします。

これより第35号議案についての質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 質疑を終結します。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○議長（吉永満榮君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎第36議案の質疑、討論、採決

○議長（吉永満榮君） 日程第3、第36号議案 町道の路線認定についてを議題とします。

これより第36号議案についての質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 質疑を終結します。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○議長（吉永満榮君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（吉永満榮君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
ここで資料配付のため暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時10分

再開 午前 9時12分

- 議長（吉永満榮君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

◎日程の追加について

- 議長（吉永満榮君） ここでお諮りいたします。
ただいまお手元に配付のとおり、町長から吉田町監査委員の選任についての追加議案が提出されました。
これを日程に追加し、日程の順序を変更して、直ちに議題としたいと思っております。
これに異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（吉永満榮君） 異議なしと認めます。
よって、追加議案第1件を日程に追加し、日程の順序を変更して、直ちに議題とすることに決定しました。

◎第37号議案の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（吉永満榮君） 追加日程第1、第37号議案 吉田町監査委員の選任についてを議題といたします。
本案について、町長から提案理由の説明を求めます。
町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

- 町長（田村典彦君） 平成19年第2回吉田町議会定例会に追加上程いたします議案の内容につきまして御説明申し上げます。

第37号議案は、吉田町監査委員の選任についてでございます。本議案は、現在吉田町監査委員であります吉田町片岡の塚本雅士氏が本年6月9日に任期満了となりましたことから、後任といたしまして、吉田町神戸1538番地の2、小塩一馬氏を吉田町監査委員に選任することにつきまして、お認めいただこうとするものでございます。よろしくお願いいたします。

- 議長（吉永満榮君） 町長からの提案理由の説明が終わりました。
続いて、担当課長から詳細なる説明をお願いします。
総務課長。

- 総務課長兼防災監（久保田晴己君） 総務課でございます。
第37号議案 吉田町監査委員の選任について御説明申し上げます。
提出議案の1ページをごらんいただきたいと存じます。
本議案は、識見を有する者のうちから選任する監査委員であります。現職の塚本委員が平成19年6月9日に任期満了しましたことから、後任の委員の選任につきまして、地方自治法第196条第1項の規定に基づきまして、議会の同意をお願いするものでございます。

識見を有する者のうちから選任する監査委員でございますが、住所は吉田町神戸1538番地の2、氏名は小塩一馬氏であります。生年月日は昭和17年1月11日生まれ、現在65歳でございます。

小塩氏の主な経歴でございますが、吉田町出身、昭和35年4月に静岡銀行に就職され、大井川支店長、榛原支店長、安西支店長を経て、平成7年7月に同銀行を退職された後、同年7月から平成14年12月までは静岡保険総合サービス株式会社の営業部長として御活躍されました。

また、平成17年4月から2年間、北区副自治会長として地域のために御尽力され、地域住民の方からは大変信望が厚い方であります。

以上が追加議案の説明でございます。よろしく御審議くださるようお願いいたします。

○議長（吉永満榮君） 説明が終わりました。

追加日程第1、第37号議案 吉田町監査委員の選任についてを議題とします。

これより第37号議案についての質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 質疑を終結します。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙

○議長（吉永満榮君） 日程第4、静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙を行います。

この広域連合議会議員につきましては、静岡県後期高齢者医療広域連合規約第7条第2項の規定により、町議会議員からは4名の広域連合議会議員を選挙しております。今回3名の欠員が生じたため、広域連合規約第9条第3項の規定により、欠員補充選挙を実施するものであります。

候補者の氏名はお手元に配付のとおりであります。

なお、この選挙では、広域連合規約第8条第4項の規定により、すべての町議会における選挙の得票総数により当選人が決定することになります。

したがって、会議規則第32条の規定に基づく当選人の報告及び当選人への告知は行いません。有効投票のうち、候補者の得票数までを報告とすることになりますので、あらかじめ御了承願います。

選挙は投票で行います。議場の出入り口の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（吉永満榮君） ただいまの出席議員数は14名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定によって、立会人を5番、藤田和寿君、6番、片山 武君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○議長（吉永満榮君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱の点検を行います。立会人の確認をお願いします。

〔投票箱点検〕

○議長（吉永満榮君） 異状なしと認めます。

それでは、投票を行います。

1番議員から順番に投票を行ってください。

〔投票〕

○議長（吉永満榮君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

それでは、開票を行います。

立会人は開票の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（吉永満榮君） 開票が終わりました。

選挙の結果を報告いたします。

投票総数14票、うち有効投票14票、無効投票ゼロ、有効投票のうち、杉山 勇候補ゼロ票、梶 繁美候補ゼロ票、吉永満榮候補13票、森野善広候補1票、以上のとおりであります。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

○議長（吉永満榮君） ただいま実施いたしました静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙の選挙結果につきましては、選挙長あてに報告をいたします。

◎吉田町議会行政視察について

○議長（吉永満榮君） 日程第5、吉田町議会行政視察についてを議題とします。

吉田町議会行政視察については、お手元に配付のとおり、平成19年7月23日から24日の2日間、石川県輪島市及び穴水町の視察を行いたいと思います。

これについて質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○議長（吉永満榮君） 質疑を終結します。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○議長（吉永満榮君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

吉田町議会行政視察については、平成19年7月23日から24日の2日間、石川県輪島市及び穴水町の視察を行うことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 異議なしと認め、吉田町議会行政視察については、平成19年7月23日から24日の2日間、石川県輪島市及び穴水町の視察を行うことに決定いたしました。

◎議員派遣について

○議長（吉永満榮君） 日程第6、議員派遣についてを議題とします。

吉田町議会会議規則第115条第1項の規定により、議員派遣についてはお手元に配付した議員派遣の件のおとり、現時点で期日等が確定している行事について派遣したいと思います。

これについて質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 質疑を終結します。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○議長（吉永満榮君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

議員派遣については、お手元に配付のとおりであります。

議員派遣の件のおとり派遣することに異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 異議なしと認め、議員派遣については、お手元に配付してあります議員派遣の件のおとり派遣することに決定しました。

◎議会閉会中の継続調査について

○議長（吉永満榮君） 日程第7、委員会閉会中の継続調査についてを議題とします。

総務文教常任委員会委員長から所管事務調査について、産業建設常任委員会委員長から所管事務調査について、議会運営委員会委員長から所管事務調査について、それぞれ会議規則第71条の規定によってお手元に配付したおとり、議会閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のおとり、議会閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のおとり、3委員会とも閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

◎町長あいさつ

○議長（吉永満榮君） 以上で、平成19年第2回吉田町議会定例会のすべての日程が終了しました。

閉会に当たり、町長からごあいさつをいただきます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 議員各位におかれましては、当局提案の議案につきまして、慎重なる御審議の結果、お認めいただきましてまことにありがとうございます。改めて皆様に御礼申し上げたいと思います。

唐の李白の言葉に「天地は万物の逆旅にして月日は百代の过客なり」という有名な詩がございます。天地というものは短い一生を終える万物の宿屋のようなものであると。月日というものは、休まず歩き続け、過ぎ去っていく旅人のようなものであるということわざと私は思っております。

議員も私もともに有権者の方々から選ばれ、つつがなければこの4年間残り15回の議会を皆様とともに共同し、吉田町のあしたというものをつくる作業を続けるわけでございます。

議会というものは、私は議員の皆様の晴れの舞台であると私は思っております。場合によっては、我々は被告席に引きずり出された者であり、皆様からのチェックによって我々は裁かれると、そのような立場であるとも私は思っております。

ぜひとも議員の皆様にお願いがございます。あと15回、皆様の晴れの舞台を当局の肺腑をえぐるような一般質問をしていただき、結果としてよりよい吉田町のあしたというものが形成されることをお願い願うものでございます。あと15回皆様とおつき合いをお願いするわけでございますけれども、今後ともよろしくお願ひ申し上げ、簡単でございますけれども、私の閉会のあいさつといたします。

ありがとうございました。

◎議長あいさつ

○議長（吉永満榮君） ありがとうございました。

本日ここに平成19年第2回吉田町議会定例会を閉会するに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会は6月5日以来、11日間にわたり諸議案の審議をいただきました。本日ここにすべての議事が終了し、閉会の運びとなりました。これも議員各位の種々極めて真剣な審議によるものと心から厚くお礼を申し上げます。

議員各位におかれましては、閉会中の各委員会活動を初め、何かと御多用なことと存じますが、町政の積極的な推進に御尽力賜りますようお願いを申し上げます。まことに意を尽くしませんが、閉会のごあいさつとします。

◎閉会の宣言

○議長（吉永満榮君） これをもって、平成19年第2回吉田町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午前 9時28分